

参議院農林水産委員会會議録第五号

(1100)

昭和六十一年四月二日(水曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

久保田真苗君

高杉 勉忠君

藤井 恒男君

補欠選任

八百板 正君

山田 謙君

田淵 哲也君

四月一日

辞任

稲村 稔夫君

八百板 正君

下田 京子君

補欠選任

丸谷 金保君

村沢 牧君

神谷信之助君

四月二日

辞任

丸谷 金保君

村沢 牧君

神谷信之助君

補欠選任

大木 正吾君

八百板 正君

下田 京子君

柳澤 鍊造君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

成相 善十君

浦田 勝君

北 修二君

星 長治君

菅野 久光君

刈田 貞子君

大城 眞順君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

小林 国司君

坂野 重信君

国務大臣

農林水産大臣

政府委員

環境庁自然保護局長

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産大臣官房総務課長

事務局側

常任委員会専門員

安達 正君

説明員

法務省刑事局刑事課長

原田 明夫君

外務省アジア局北東アジア課長

渋谷 治彦君

国税庁直税部法人税課長

熊澤 二郎君

文化庁文化財保護部記念物課長

田村 誠君

農林水産大臣官房技術総括審議官

芦澤 利彰君

特許庁総務部工業所有権制度改正審議室長

山本 庸幸君

海上保安庁警備救難部警備第一課長

垂水 正大君

農林水産大臣官房総務課長

眞木 秀郎君

農林水産大臣官房総務課長

田中 宏尚君

農林水産大臣官房総務課長

加藤 陸美君

農林水産大臣官房総務課長

羽田 孜君

農林水産大臣官房総務課長

後藤 康夫君

農林水産大臣官房総務課長

佐竹 五六君

農林水産大臣官房総務課長

関谷 俊作君

農林水産大臣官房総務課長

大坪 敏男君

農林水産大臣官房総務課長

鴻巣 健治君

農林水産大臣官房総務課長

櫛淵 欽也君

農林水産大臣官房総務課長

石川 弘君

農林水産大臣官房総務課長

田中 恒寿君

農林水産大臣官房総務課長

佐野 宏哉君

農林水産大臣官房総務課長

水産庁長官

農林水産大臣官房総務課長

林野庁長官

農林水産大臣官房総務課長

食糧庁長官

農林水産大臣官房総務課長

農林水産技術会議事務局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省食品流通局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省畜産局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農蚕園芸局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省構造改善局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

農林水産大臣官房総務課長

農林水産省農産物検査局長

本日の会議に付した案件
○昭和六十一年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付、昭和六十一年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、昭和六十一年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)
○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日、稲村稔夫君及び八百板正君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君及び村沢牧君が選任されました。

一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公庫について審査の委嘱がありました。
この際、本件を議題といたします。
羽田農林水産大臣から説明を求めます。羽田農林水産大臣。
○国務大臣(羽田孜君) 昭和六十一年度農林水産予算についてその概要を御説明申し上げます。
昭和六十一年度一般会計における農林水産予算の総額は、総理府など他省庁所管分を含めて、総額で三兆一千四百二十九億円となっております。
予算の編成に当たりましては、厳しい財政事情のもとで、財政及び行政の改革の推進方向に即し、限られた財源の中で、各種施策について、予算の重点的かつ効率的な配分により質的充実を図り、農林水産行政を着実かつ的確に展開するよう努めたところであります。
以下、予算の重点事項について御説明申し上げます。
第一は、土地利用型農業の体質強化を目指した構造政策等を推進することです。
このため、農業生産基盤の整備につきまして、生産性の向上及び農業生産の再編成に資する事業等に重点を置いて推進することとし、八千六百八十億円を計上しております。また、土地改良事業の促進を図るため、国営土地改良事業の財源として借入金を活用する制度を拡充し、従来の一般会計における国営土地改良事業の都道府県の負担分について財政投融資資金を充てる制度改正を行うこととしております。
また、農用地の有効利用と経営規模の拡大を図るため、新たに構造政策推進会議の設置、農地の改良等に必要資金の貸し付け等を行うとともに、新農業構造改善事業等関連施策を推進することとしております。

第二は、需要の動向に即した生産性の高い農業の展開を図ることである。

このため、水田利用再編第三期対策を引き続き推進し、地域の実態に即した転作の一層の定着化を図るとともに、統合・メニュー事業であります新地域農業生産総合振興対策及び畜産総合対策につきましても、新たな事業題目を追加してその推進を図ることとしております。

また、農業者の自主的な創意工夫を生かすため、農業経営基盤の一層の強化を図るため、六十年度に引き続き農業改良資金制度の拡充を行うこととしております。なお、その貸付金の財源に充てるため、日本中央競馬会の特別積立金のうち三百億円を、六十一年度及び六十二年の二年間に分けて、農業経営基盤強化措置特別会計に特別納付することとしております。

このほか、種苗関係業務を一体的、総合的に実施する種苗管理センターを設立することとしております。

第三は、技術開発の推進等により、農林水産業、食品産業等の生産性の飛躍的向上等を図ることとしております。

このため、産・学・官の連携強化による総合的なバイオテクノロジー先端技術の開発を推進するとともに、民間における技術研究を推進するための法人として生物系特定産業技術研究推進機構を設立することとしております。

また、情報化時代に対処して、農林水産情報システムの開発整備を推進することとし、特に六十一年度においては、新たに農村地域等における先駆的、モデル的な情報システム化構想を樹立することとしております。

第四に、農林水産業にこそしむ人々が、意欲と生きがいを持てるような活力あるむらづくりを推進するため、農業・農村整備計画の策定、生産基盤と生活環境の一体的な整備、山村等における定住条件の整備等を推進することとしております。

第五に、国民に健康的で豊かな食生活を保障するため、日本型食生活の定着促進を図ることを基

本として、各般の食生活・消費者対策を推進するとともに農林水産物の供給と価格の安定に努めます。

また、食品産業の技術水準の向上や地域食品の振興を図るとともに、食品流通の効率化を進めてまいります。

以上申し上げましたほか、国際協力、備蓄対策を推進するとともに、農林漁業金融の充実、農業青年金制度、災害補償制度等の適切な運営等に努めることとしております。

第六に、森林・林業施策に関する予算について申し上げます。

まず、森林・林業、木材産業をめぐる諸情勢に対処して、その活力を回復させるため、森林・林業、木材産業活力回復緊急対策を実施し、これにより、木材需要の拡大、木材産業の体質強化及び間伐等林業の活性化を推進することとしております。これに要する予算として、六十年度補正予算で四十億円、六十一年度予算で八十億円を計上しております。

また、国土の保全と林業生産基盤の整備を図る観点から、治山、造林、林道の林野関係一般公共事業を推進することとし、二千七百九十四億円を計上しております。

さらに、国産材供給体制の整備、林業担い手の育成確保、松くい虫対策等を推進するとともに、国有林野事業の経営改善を強力に推進することとしております。

第七に、水産業の振興に関する予算について申し上げます。

二百海里時代の定着等に即した水産業の振興を図るため、漁業生産基盤たる漁港、沿岸漁場等の整備を計画的に進めることとし、一千九百三十三億円を計上しております。

また、我が国周辺水域の漁業の振興を図るため、新たな観点から二百海里水域の開発を進めることとし、産・学・官の連携により「マリノフ・オーラム二十一」を通じて先進的技術の開発等を推進するとともに、栽培漁業、新沿岸漁業構造改

善事業等の推進を図ります。

さらに、漁業経営をめぐる諸情勢に対処して、漁業経営再建資金の創設を初めとする水産業経営対策の充実強化を図るとともに、水産物の消費・流通・加工対策、海外漁場の確保等を推進することとしております。

次に、特別会計予算について御説明いたします。

まず、食糧管理特別会計につきましては、米の政府売り渡し価格の引き上げ、管理経費の節減等食糧管理制度の運営の改善合理化に努めることにより、一般会計から調整勘定への繰入額を二千九百六十億円にすることとしております。また、過剰米の処分に伴う損失を計画的に補てんするため、一般会計から国内米管理勘定へ六百七十七億円を繰り入れることとしております。

このほか、現行の特定土地改良工事特別会計につきましても、前に述べました国営土地改良事業の実施制度の改善に伴い、名称を「国営土地改良事業特別会計」とするとともに、農業共済再保険等の各特別会計につきましても、それぞれ所要の予算を計上しております。

最後に、財政投融資計画につきましては、新たに設立する生物系特定産業技術研究推進機構への産業投資特別会計からの出融資三十八億円を含め、総額八千六百二十一億円を予定しております。これをもちまして、昭和六十一年度農林水産予算の概要の説明を終わります。

○委員長（成相善十君） これより質疑に入りま

す。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○丸谷金保君 水田の利用再編対策に関する問題についてまずお伺いしたいと思っておりますが、従来の休耕転作田等の配分というのは北海道などは非常に多いんです。大体北海道の水田面積の四・二％ということになっております。北海道の米はまずいまいまいというふうな一時キャンペーンが意識的に行われました。古々米、古古古米にして一番底にとって置いて、何年もたった北海道

の米を出してまいまいと。しかし最近はそのようなことはなくなつて、むしろ新しい米であれば北海道米に対する需要も本州方面の各地でも出てきているというふうな状態に変わつてきたと思ひます。ところが、どうもこういう割合というのは少し不合理でないかというふうに思ひますが、ポスト水田対策と言われている次の見直しの段階でもうこれ以上北海道には割り当てをふやさないということを強く要望したいと思ひますが、いかが。

○政府委員（関谷俊作君） 現在の水田利用再編対策におきまして北海道への目標面積の配分の仕方、あるいはそれに伴います転作率の大きな高さについては、丸谷先生の御質疑のとおりでございますが、これは御承知のように、この配分をいたしましたのは、農業生産の地域特性、それから産米の品質、あるいは麦、大豆、飼料作物というような重点的に転作する作物への転作の可能性、こういう点を総合的に勘案して行つたわけでございまして、いわゆるポスト三期の場合にこの辺の問題をどうするかにつきましては、現段階ではまだポスト三期そのものが、その基本的な仕組みなり、あるいは目標面積なり、これにつきまして基本的な検討を要する段階でございまして、これは非常に農業の将来にかかわります問題でございまして、長期的に、また総合的な観点から、また関係方面の意見も十分にお聞きしながら検討して結論を得たいというふうに存じておりまして、こういうような全体の姿の中で地域別の配分という問題が起きます場合にそれをどう処理するか、これも一環として検討してまいることにはいたしたいと考えております。

○丸谷金保君 従来の傾斜配分、非常に不合理だと思ひますが、例えば本州の都市近郊を含めまして、いわゆる兼業農家が非常に多いわけですから、農業で主たる生計を立てない農業の収入などというものは幾らでもない、こういうところをみんな同じように考えて、そして北海道へ傾斜配分してまいりますけれども、北海道は専業率が非常に高いの

を入れざるを得ないんですよ。そうでしょう、それは認めますね。大豆と小麦だけ取り上げて、できるということにはならないでしょう。局長さんがそんなことを知らないはずがないんだね。そういう答弁をされるのは甚だ心外なんです。できませんですよ。認めませんか。

ざい嘛せんで、大体バレイシヨ、小麦、てん菜等々、一年一作物でもって転換しているものを輪作と称しているわけでございます。したがいましで、二作というのは表作、裏作でございますけれども、これは北海道、東北等については一般的に難しくかろうということで、輪作ということになりますと、そういう意味合いであるのが北海道のケースであろうと思います。

○丸谷金保君 いろんなものを組み合わせていかなきや成り立たない畑作農業と、水田のように連作のできるところを休耕して莫大な傾斜配分をしていくと農業それ自体がおかしくなっていく。財産保有的な意味ではかで飯を食えるような二種兼業をやっているところと違うんだ、専業の水田地帯というのは。そういうこともひとつ十分——ほかの問題もありますから、この程度にこの問題はとどめておきますけれども、傾斜配分のときには今度は逆に減らしてもらわなきゃ困りますよ。今、できないことを言っているんだから。それでビートがだめだ、パレイショももう少し少なくていい、いろんなことをやられたら輪作になんかならないんです。これは十分ひとつ大臣、お考えをいただきますと思いますが、いかがでしょう。

○國務大臣 羽田孜君　今お話がございましたけれども、この問題につきましては、道知事さんあるいは道会の皆様方、また北海道選出の各議員の皆さん方からも、転作の量が多いことについて非常に困難な農村の事情は、私どもも実はよく聞かされておるところであります。しかし、大宗につきましては、今局長の方から御答弁申し上げましたように、例えば食味の問題ですとか、あるいは転作が可能な、あるいは転作が割合と効率がいきやすい地域ですとか、そういったものを配慮しながら今日まで配分してきておりますけれども、しかし、この十年間の歩みというものを私ども振り返りながら、今米審の方の一部でも検討していただいておりますし、また私どもの省の中でも今検討を進め、ともかく関係者の皆さん方に本当に理解していただくながら、御協力いただける態勢を

つくりながら、秋に向けて一つの方針を固めていきたいというふうに考えております。今先生からお話がありましたことも私たち頭の中に置きながら検討を進めたいと思います。

○丸谷金保君　それで、まだ審議が始まっていますけれども、この国会中に種苗法の改正案が出てくるというふうなことで、一応法案を見せていただいたんです。水田の問題について言いますと、例えば今度指定種苗に入りますけれども、既にアメリカではハイブリッド米というふうなもの、既に非常に多収穫で経済効率があるということなんですから。しかし、今までは日本ではそういうもの、それは種子法の中で勝手に流通していかなかった。ところが、今度種苗法の中に指定種苗を入れますと、指定種苗というのは、今度は開発者は販売できまです。しょう。こういう場合にはどうなるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 今回の改正の内容でございりますが、いわゆる指定種苗という制度は、今回の法律改正に伴いまして加えた制度ではございません。もともとございます指定種苗という制度に若干、対象種苗について、従来の法律に限定列挙されております形態のほかに、政令で必要なものをご指定するというふうに変更したわけでございます。

いわゆる種苗の販売という面での規制でございますが、御承知のように、種苗法の中の「品種登録」の部分で、種苗の品種登録の効果が及びます部分については、これは「種苗」というようにただ書いてございまして、この「種苗」の定義は今回の改正では改めておりません。したがいまして、品種登録制度の効果としての種苗の販売云々、こういう問題については今回の改正は全く関係がないわけでございます。

○丸谷金保君　実は、それでこれを見ていて非常に心配なんです、日本の農業の将来を考えた場合、今貿易摩擦ということで、アメリカからは農産物を買え、買えというふうなことがありますね。しかし、もうアメリカはそういうことよりも

大きな経済の戦略上では制度の問題に踏み込んで、アメリカと同じような制度を、日本だけでなくそれぞれの国に要求して、例えば著作権法によるところのプログラムの問題とかいうふうにと、大体アメリカの制度に合わせるような形にど

どんどん迫める傾向にあります。そうすると、日本にも次の段階で必ず種苗の問題で踏み込んでくる。アメリカの關係筋の間ではそういうことを日本の雜誌なんかにも寄稿している人もいます。そういう状況が来る。そのときに、今のようないく種苗法の体系の中では本當の意味の育種家は育たない。そうすると、その点で日本の農業は全くアメリカに種子の問題を頼らざるを得ないところに、もう随分迫り込まれてますけれども、さらに迫り込まれていく。もうどうにもならなくなってくるのじゃないか。今度は米以下のをそっちに移す。そのうちに今度は制度の改正をアメリカが要求してきてアメリカのような形にしていけというふうになってきた場合に、今のような植物特許の方が発明者の権利は守れるということで私は主張してきましたが、ここまできますと、日本の国内で農水省だ特許庁だというふうなことの争いをやっているうちに全部アメリカに持っていかれてしまふんじゃないか、こういう心配が出てきているんです。そういう点で前からも質問していただきます。

例えばブドウの新しい品種を開発するために何十億という金を農水省はかけなければ、いまだに一本もできていませんということを一年ほど前に答弁いただいています。それくらい育種あるいは新品種の開発というのは難しい。何というか、天才的なひらめきというか、そういう民間の人たちによっていろんなものができてきているんです。ところが、これの権利が保護されないということとでそういうことをやる人がほとんどいなくなつてしまふ。全国見ても、民間で気遣いのようになくなつて新しい品種の改良をやっている人なんか幾らもいません。教えるほどしかいなくなつたんです。そこへもつてきてこういうことになる。大

変私は心配されるんで、特にこの問題についてまだ法案の審議が委員会ですれておりませんけれども、従来の経緯から見て御質問申し上げたいと思うんです。前置きが長くなりましたが、そういう意味でひとつお聞きをいただきたい。

御承知のように、昭和五年にアメリカで植物特許法ができてこれに刺激されて日本でも植物特許、物それ自体の特許の問題が論議されるようになりました。昭和五年から七年にかけているんですが、そういう問題についての論議がなされた中で、經過は省略しますが、農業の発達上特許はできないと、当時農林省の技師がそういう発表をしておると、當時は特許庁の方はまだ物それ自体、それは植物だけでなくて物それ自体の特許というのは時期早尚だということで見送りました。そして戦後、二十二年になっていわゆる種苗法というようなものができてきたんですが、今でも農水省は、農業の発達上特許はできないんだ、植物の新品種については特許の方に任せるわけにはいかぬという考え方は変わらないんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 昭和初期以来のこの辺の制度の検討について先生から大変詳しいお話が、あったわけでございますが、現在へのつながりはどうかということになりますと、単純に当時の考へ方が現在までつながっているということとは、これはなかなかないわけでございますして、それは特許法の方もいろいろ変わっておられますし、種苗法の開発、流通関係も御承知のように大変変わっておりますから、昔の考えがそのまま今日まで続いているのかどうか、こういうような問題ではないと存じます。むしろ現状において特許制度についてどう考へているか、こういう特許制度の適用によつて新品種保護をやることについてどう考へているかというお尋ねでございますれば、五十三年の農産種苗法改正によりまして現在の品種登録制度を設けました考へ方と同じでございますが、植物の新品種の特許ということから考へますと、どうも特許要件を満たすということはなかなか難しい、むしろ特許制度にはなじまないんじゃない

ないかということでは植物新品種の特許に就きまし
た保護制度を設けるということが適当であろう、
こういうことで法案をつくり、また国会の御審議
を経てその実施をしていくわけでございます。そ
ういう意味におきますれば、確かに現在の状態に
おいて特許制度というものはむしろなじまな
い、農業の発達上障害があるかどうかという観点
ももちろんございすけれども、それよりも事柄
の性質上、植物品種については別の制度で新品種
の保護をするということがいいのではないかと。
こういうことについてはこの五十二年改正以来、私
ども変わっておらない次第でございます。

○丸谷金保君 特許庁の方ではもう時期尚早とい
うことはございせんね。四十七年にいわゆる植
物特許委員会をつくって、それから五十年には審
査基準を出しておりますね。特許庁としては、植
物は特許の対象としてやっぱりなじまないとい
う今の農水省と同じ見解ですか。

○説明員(山本庸幸君) 特許庁といたしまして
は、出願が行われれば特許法に定めております新
規性、進歩性等の特許要件に照らしまして審査を
行いまして、それを満たせば特許を付与するとい
うことは従来から変わっておりません。もつと
も、今御説明のあったとおり、植物の品種につ
きまして、従来から植物の特性にかんがみまして特
許要件を満たしにくい実情にあるという見方がある
ことは事実でございます。いずれにせよ、特許
制度そのものにつきましては、技術立国を目指す
我が国にとりまして非常に技術開発の基幹をなす
ものと考えておりまして、今後とも発明の保護を
図るための制度の円滑な運用に努めてまいりた
いと考えております。

○丸谷金保君 五十三年のときから私は何回か指
摘しているんですが、ほとんど学問が進んでい
わゆるバイオテクノロジーの問題を扱わなければ
ならない。従来の考え方で今のようないかな
いから、今度の法案の中でも、「バイオテクノ
ロジー等の進展により流通することとなる新たな
態様に」対応するためにも法の改正が必要だとい

うことを補足説明で言っておりますね。しかし、
じゃ実際にこの法の改正でそんなことができるの
か。

皆さんもごらんになっておられると思いますが、日
本経済新聞が「種子ビジネス」という本を書いて
おりますね。この中でこういうことを言っている
んですよ。「戦後できた農産種子法を改め、時代
に合わせて衣替えした種子法だが、開発者の権利
を明確に規定していない。ここが、様々なトラブ
ルを生む原点だ」ということを言っているんで
す。いいですか。それからさらに「不服や異議の
申し立てができない。こういうものについては、
実は倉方モモのあれなんかでも、要するに、特許
の方にも出していますが、そういうふうなものを
品種登録で出した場合でも、却下された場合に特
許であれば異議の申請ができるんです。そういう
点で開発者の権利を保護される道があるんです
が、今のこの植物の種子法でいきますとそれもで
きない、こうなっているんですよ。そして権利の
問題は五十二年に私が指摘したときから一歩も前
進しない、法律的な対応として種子法は極めて
不備な法体系を依然として持っているんです。
私が今お聞きしたいのは、この日経の何人か
で新聞社の人が編集したことですから新聞社が責
任を持って出しているんですが、一体、日本経済
新聞が勉強不足だからこんなことを書いてあるの
か、どうなんでしょう。そちらにお渡ししてある
ので、お読みになっていただいたと思うんですが
ね。日経新聞社が書いていることはそうですか、
どうなんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 日経のお出しになって
おられますこの「種子ビジネス」という本につき
ましては、先生の御指摘ございましたので私も
よく検討させていただきました。全体として
て申しますならば、第一段の「開発者の権利を明
確に規定していない」、こういう点、一般論とし
て申しますならば、これはかねて五十二年の改正
のときから丸谷先生が大変この問題等を御質疑に
なっている点でございすけれども、そのときに

も農林水産省の方からずっとお答えしております
ように、いわゆる権利という名前の特許と同じよ
うに無体財産権的には構成しておらないけれど
も、差しとめ請求権とか、そういう問題を通じま
して育成をした人の立場というものは実際上保護
される、権利と言ってもいいように法的に保護さ
れる地位を与えている、こういうことで申し上げ
ておりますので、私もとしましては、現在の制
度による権利という明確な規定はしておりませ
んけれども、保護の態様で育成者の、育種をした
いう育成者の育成の保護という点については一応
十分になされているのじゃないかというふうに考
えております。

それからもう一つのいわゆる争訟規定と申しま
すか、異議申し立て、不服の点でございすけれど
この「種子ビジネス」にも書いてございすけれど
ども、種子法の場合には特許制度のような法律自
体の中に特別のいわゆる争訟規定が設けられてお
らないことは事実でございます。特許の場合には
は、特許申請後にその特許申請自体について公開
されました場合には不服や異議の申し立てがで
きる、あるいは特許後についても特別の争訟規定が
置かれていて、こういうことでございす。種子
法の場合には、これは一般法である、この場合に
は行政不服審査法に基づきまして異議申し立てが
できるということになっておるわけでございまし
て、一般の第三者でございす、この制度では
私どもの施行規則によりまして、出願品種につ
いて品種登録をすることが適当であるという状態に
なりまして場合に官報で公表いたしまして、出願
が登録要件を満たすものでないという情報を有す
る方には、その情報提供する機会を与えておりま
す。その情報があったにもかかわらず登録がされ
たということになりました、その第三者の方は、
そういう情報提供した者も含めまして、その登録
処分自体について行政不服審査法に基づく異議申
し立てをするわけでございす。まあ登録の出願
した方自身の拒絶の場合も同様でございまして、
そういう意味で一般法による保護は行われておる

わけでございますが、特許と同じような特別の争
訟規定を設けていないという点については、確
かにそういう違いがあるわけでございす。

○丸谷金保君 そのところはよくわかってい
るんで、御説明は要らないんです。私の聞いている
のは、日経のこの文章が事実なのか、勉強不足に
よって間違った見解を書いているのか、どつちか
ということなんです。どつちかと聞いているの
で、そんな長々と要らないんです。農水省として
は、日経の書いてあることは全然勉強不足だから
この程度のものになるんだというのか、書いてい
るような問題点はあるというふうな理解している
のか、どつちかと聞いているのです。内容の説明
は要らないんです、よく覚えていすから。

○政府委員(関谷俊作君) 間違いないでござい
す。結論の方だけ申し上げますと、まず第一点
の「開発者の権利を明確に規定していない」とい
う点は今申し上げましたように、権利は明確に権
利という形では規定してございせん、それは
事実でございす。ただ、「ここが、様々なトラ
ブルを生む原点だ」と、こういうふうな書いて
ございす、私もこれはこのことによつてトラブ
ルが生まれていすというふうには考えてござい
せん。

次に、不服申し立てについては今申し上げまし
たとおりでございす。

○丸谷金保君 そうすると、前段は認めるけれ
ど、トラブルは起きてないということですね。少
なくとも新聞社が自己の責任で出している本の中
で、具体的なトラブルがないのに、さきさきトラ
ブルを生むというふうなことは書くわけがない
と思うんですがね。ないんです、トラブルは。
これは間違いないですね。

○政府委員(関谷俊作君) 「トラブルを生む原
点だ」というふうな書いておられるわけござい
ますので、新聞社の御判断では、これからは含め
てトラブルが生まれる、そのもとになるというふう
に判断しておられる。判断はもう書かれた方の
御自由でございす、私もとしては、この制

度がこうであることによってトラブルが生まれていることはないというふうに考えているわけでございます。

○丸谷金保君 特許庁の方はどう思っていますか。この文章ですよ。

○説明員（山本庸幸君） 特許庁といたしまして種苗法の制度に基づくトラブルがあるかどうかはどうもお答えする立場にはないと思ひますけれども、ただ特許制度につきまして、御存じのとおり、これは世界共通に確立された制度でございまして、過去百年以上にわたつて我が国の産業の発展の基盤となつてきたものと認識しております。この意味で、本制度のもとで開発者、すなわち発明者に対しては十分な保護が与えられてきたと考えております。

○丸谷金保君 実には、種苗法の五十三年のときにも、私は皆さんの御好意で三日間質問させていたいただきました。しかし、それでも問題点の解明はできないで、結局、国会の会期切れだからということと採決に応じざるを得なくなったんです。今回はそういうことのないように、幸い参議院先議ですから、十分やってもらいたい、バイオテクノロジーの問題、それから権利の問題。私が当時、どうしてそんなに急ぐんだと言ったら、UPOVに加入しなきゃならぬから、もうとにかく早く通してくれ、すぐ加入するんだからと。僕は、このままの法律じゃ、あの当時は無理だよ、加入できないよと言った。それで、アメリカは条件つきで加入しましたね、UPOVに。しかし日本は、いろ

いろいろ交渉して、UPOVの方も金がないから、アメリカや日本に入ってもらいたいというあれもあるものですから、相互に妥協した。しかし、それでもUPOVに入ったのは何年ですか。当時の答弁では、とにかくすぐ入りたいということだったんですよ。

○政府委員(関谷俊作君) これにつきましては、先般先生からも一度お尋ねがございましたけれども、当時ＵＰＯＶに入る準備をしておりますので、その後ＵＰＯＶの方の改正もございましたので、

さらにもう一度改正をいたしまして、現在の加入に至ったわけでございます。

○丸谷金保君 何年。

○政府委員(関谷俊作君) 加入は五十七年でござ
います。

○丸谷金保君 五十七年に加入するんであれば、五十三年の会期切れきりに法案の審議をさせて、とにかく国際的な関係があるんで早くやつてくれ、早くやつてくれと言ふほどのこともなかったんですよ。もっと審議をして立派な法律をつくつてもよかつたはずなんです。当時は今にでも加入するよな話だった。今度はそういうことのないようにぜひやつてもらいたいと思うんですね。

それで、一つだけ気になるんですが、今度の改正案を見ますと、第一条の二の中で、「種苗その他政令で定めるもの」というのを新たに挿入しておりますね。これについては、「バイオテクノロジー等の進展により流通することとなる新たな種類の種苗も必要により指定し得る」と言っているんですね。補足説明までつけて御説明しているんだが、その補足説明を読んでもよくわからないんです。「その他政令で定めるもの」は何を指すのか。前段で種苗に対する定義がありますから、その範囲だと思ふんですがね。ところが、バイオに対応するというになると、この従来の種苗の定義だけでいくのかどうかという心配があるんですね。この政令では一体どこまでを対象とするつもりでおるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) これは先生のお尋ねの
中にございましたが、従来の種苗という概念の中
で指定種苗として対象にするものをここに決めて
おるわけでございます。当面どういふものかとい
うこととなりますと、現在法律に書いてあるもの
以外で、既に流通をし始めているものとして
は、例えばベゴニア、セントポーリア等の葉で
ございますとか、菊の芽でありますとか、そうい
うなここにあります植物体の一部ではないもの
がございます。私どもの考え方としましては、当

面は葉とかあるいは芽、こういうものを指定する必要があるのではないかと、いうふうに考えております。

次に、いわゆるバイオテクノロジーという言葉の進展に伴うという問題でございますが、これ

はバイオテクノロジーという概念の考え方でございますが、葉や芽以外の植物体の一部を用いまして、それがいわゆる種苗として流通するようになるりますと、これは種苗の中で対象にする必要があります。これは現在でございますと、例えばば人工種苗というようなものもまだまだ検討段階にございますけれども、今現に流通しているもの以外にもこれから出てくる。そういう場合に、それが流通がかなり進んでまいりますと、指定種苗

て、主として表示の規制の關係の指定種苗制度の対象にする必要があろう。こういうことも含めて政令による指定の道を開いたわけでございます。

○丸谷金保君　そうすると、前段の「種苗」とはという解釈は植物体ですね、あくまで。しかし、これからの種苗というのは植物体とは限りなくなくなるんじゃないですか。植物体の全部、一部ということでよくれますか。

○政府委員(関谷俊作君) これはむしろ種苗という定義の方の、指定種苗ではなくて、その親になります種苗という概念の問題でございますが、確かに先生お尋ねのように、植物体の今全部または一部でございますから、葉とか芽とか種も含めて植物体の一部でございますけれども、この植物体の一部という限定をむしろ外れるような形で種苗が出てくるようなことになりましたら、これはもちろんもとの種苗の概念から直さなければならぬということになるわけでございます。今日の技術事態はまだそこまでは私どもちょっと現在の技術開発なり何なりの状況では考えられませんので、もとになります種苗という概念の方は従来どおり置いておる、こういうことでございます。

○丸谷金保君　しかし、今バイオではもうどんどん微生物を使った新たな植物体のあれが行われて

○政府委員(関谷俊作君) 現在でもキノコ類につ

きましては、いわゆる細菌というような形で微生物みたいなものを指定しておりますが、これももちろん植物体の一部であるということになり、か

つそれがこの法律の定義にございますように植物の増殖に使われる、現実には種苗としての機能をするというような段階になりましたら、これはもちろん植物体の一部である限りは、現行法の中で種苗というふうに考えられるわけでございます。

○丸谷金保君　微生物そのものの、微生物そのものは種苗法の対象になりますか。

○政府委員(関谷俊作君) 微生物そのものは、微生物自身が一つの、何というか、物になるかどうかというところでございますが、これは一番大前提が農林水産植物という、植物という概念にまず入るかどうか、そういう問題があると思ひます。ですから一般的には、微生物が微生物自体として、あるいは菌でございますとか、そういうようなものとして存在している限りは、これはもう植物ではないということになりますれば、これは植物ではないから種苗にもならない、こういうことになるわけでございます。

○丸谷金保君 なりますればなくて、微生物はこの法律の対象になるのか、ならないのか答えてください、ずらさないで。どっちなんですか。これは大変なことなんです、アメリカとの関係ではこれから。パイオと言っているんでしょう、あなたは。パイオテクノロジーというのはこういうことをやるのがパイオテクノロジーなんです。いいですか。微生物それ自体。そうすると、それが例えばアメリカならアメリカの方がどんどん進んで特許、植物特許なり何なりで縛ってくる。そうしますと、その微生物は日本では品種改良に使まなくなるんですよ、今度勝手に。そういうものもなく法律で一体おたくたちは対象にするのかしないのか。前段であなたは、植物特許というのは種苗法の方ができたんだからこちらに任せて、余りなじまないんじゃないかという答弁がありました。

ね。そうするとこういう微生物は一体どうなるんだと。これはこれから大変な問題になってくるんです。五十三年に私が指摘したように、おたくたちはキノコの胞子だとかそういうものだと云ったけれども、それだけでは済まなくなるよと言ったのが、たつた五年か七年でもってこういう問題になってきているでしょう。それをいれておかなければならぬ、そのことをはっきりして要するに分野調整を特許庁との間でやらなければ大変だよと言ったけれども、あいまのままで来て、今出てきているというのにまだそんな答弁ですか。なりませんとかなんとか。

○政府委員(関谷俊作君) キノコの例に一番よく見られるわけですが……

○丸谷金保君 キノコは聞いてない。それは胞子だよ。

○政府委員(関谷俊作君) キノコの例を挙げて申しますならば、やはりそういう農林水産植物というものの一部になる微生物が、その一部であり、かつその微生物が農林水産物の植物の栽培のように、いわば種苗として機能する限りにおいてはは得るわけではございません。そういう意味では、一般的に微生物が微生物として使われておる、こういうものはもとと種苗法では対象に予定をされておらない、こういうことになるわけではございません。

○丸谷金保君 例えば今バイオで非常に重要な役割を進めておられます大腸菌、これは種苗法の対象になりますか。大腸菌の新しいいろいろなものをつくってきたそういうもの、これは特許じゃないということになりますか。

○政府委員(関谷俊作君) 大腸菌は大腸菌として一つの微生物としての存在を持っていますのでございまして、これはどう考えても農林水産植物でもなければその一部でもない、こういうふうな考えでよろしいと思います。

○丸谷金保君 それじゃ、おたくが対象になるかもしれないという微生物にどんなものがありますか。胞子ではございませんよ。

○政府委員(関谷俊作君) 先ほどのキノコの問題は別にしろということでございますので、キノコの問題は別にいたしまして、それ以外のいわゆる普通の植物については、微生物というものがそれに含まれるあるいは種苗になるということはまず考えられないというふうに考えます。

○丸谷金保君 そうしますと、最近例えばユリなんかでも出てきましたわね、何といいますが、鱗茎といいますが、その中の微生物を取り出して、クローン方法としてそういうものが、同じものが一通にたくさんできる。できたものはこれは明らかに農産物ですよ。これは流通します。しかし、そういうクローンの方法、そしてそういうことのために微生物を使う、こういう場合はどうなんですか。

○政府委員(関谷俊作君) これは菊にしても何にしても、植物体の一部が、だんだん一部が小さくなつてきたと細胞になるわけではございません。ところが、細胞がある程度結びついて組織になつて、それがいわゆる種苗として機能する、一種のこれから開発されようとしている人工種苗などはそういうものに当たるんだらうと思ひます。そういう状態になったものは、常識的に見て、それは微生物というよりはむしろ植物体の一部であり、ちょうどほかの芽とか挿し芽と同じように種苗として機能し得るものである、こういうことになるわけではございません。

○丸谷金保君 そういう製品なり植物として機能するようになる前に開発者は権利の要求をするんです。いいですか。アメリカなんかまさにそうなんです。その権利を認めるか認めないか、それが今の種苗法で認められるかどうかです。どうしても認めないんです。

そこで、政令の委任事項としてこの改正法に一項入れて、そこでこれから起こり得る何でも場合によつては縛ることもできるし場合によつては縛らぬこともある、こういうふうなことになるかと大變なんです。あくまでもここで言う「その他政令」というのは、要するに「種苗とは」という一

つの植物体に限るので、その「その他政令」というのは、それでないと大変なことになりますよ、これは。

○政府委員(関谷俊作君) これは法律のその箇所にありますと、「指定種苗」とは、種苗のうち、こういうふうな書いてございます。ですから、まず種苗になるものでなければこの指定種苗にもならないわけですね。先ほど申し上げました菊のような例等で、植物体の一部が種苗として機能し得るいわゆる人工種苗のような形で、従来の形にないけれども種苗として機能し得るものが出てくれば、それはもちろんもとの種苗の定義にも合致し、この法律の対象になるわけではございません。それが先ほど大腸菌の例をお挙げになりましたような微生物そのものであれば、これはおよそ種苗として機能し得ないものでございますので、これは初めから対象にならないということであらうと思ひます。

○丸谷金保君 それで、ここに種子、種苗とはこういうものだというのが挙げられていますね。「その他政令で」というのは一体何なんですか、ここに列記している以外に「その他政令で」というのは、微生物はならないと言ふのでしよう。そうしたら何ですか。

○政府委員(関谷俊作君) 先ほど申し上げましたように、当面は葉及び芽を指定したらいかがかと、いうふうには我々は考えております。その後の例えば人工種苗のような現在ない形態のものについては、そういう流通の実態が出てまいりましたときに判断することにはいたしたいと考えております。

○丸谷金保君 特許庁は、そういう場合に流通の段階が出ない前にあなたの方は判断しなきゃならないのだね、申請が出てきたら。どうするのですか、特許の対象にするのですか。

○説明員(山本庸幸君) 先ほど申し上げましたとおり、一応特許庁といたしまして、出願があれば、特許要件に照らしてこれを判断したいと考えております。

には出ているでしよう、放線菌の特許が。こういうものは菌と言つても微生物ですから、植物の対象にはならないのです。その場合は、おたくの方は将来植物として機能するようになるかどうかわかるまで特許しないのですか、どうなんですか。

○説明員(山本庸幸君) いずれにせよ、将来どうかということではなくて、その出願のあつた時点でその出願の対象について判断いたします。

ちなみに、微生物につきましては、これは国際的にも確立された大きな特許対象分野でございまして、国際的にも相互に、例えばブダペスト条約に基づく寄託制度もあるようにいろんな特許の例がございまして。

○丸谷金保君 そうすると局長、特許の方ではそれは特許していくのです。いいですか。ところが、今度は特許すればそれは権利です。それを使つて植物体的なものをつくっていく場合に、この権利は、今度は種苗になったのだから、おれの方の分野だから勝手なことさせないというわけにはいかないでしよう。どうですか。

○政府委員(関谷俊作君) それはとおっしゃいましたのがもし細菌等に含まれます有用遺伝子を組み込みました植物はどうか、こういうお尋ねであるといひますと、それはそういう植物が開発されました段階では、それは植物の新しい品種として認められ得るし、それに伴います種苗といふものもございまして、どういふ形の種苗になるかは、それは物によるわけではございますが、その植物自身はやはり品種保護の対象になり得るわけではございます。

で、この辺の問題の検討の中で一つの方向を出していかねばいけない、国際的にも今既にそれが問題になっておる、こういうふうには承知しております。

○丸谷金保君 問題になっていることはあなた認めたのですが、特許法で微生物その他の特許しちゃうのです。どうしてもその微生物を使わなければそういう種苗ができてこないとなつた場合、特許には権利がありますから、それをどうするのですか。そうすると農産種苗法ではどうにもならないでしょう。あなた、今長々言つてみたつてだめなんです。それを使うこととまかりならぬということの差しとめ請求ができるのですよ。そういうもので、種苗法だけでも、バイオに対応していけませんか、あなたはバイオテクノロジーに対応しなければならぬと言つてもいい。

○政府委員(岡谷俊作君) これは先生、微生物の問題をいきりお尋ねでございますけれども、いわゆるバイオテクノロジーになりますと、微生物ではない、例えばプラスミドでございますとか、DNAとか、ベクターに使われますものとか、そういうようなもの、幅広いバイオテクノロジー的な育種の素材があるわけでございます。素材については、これはもう既に特許の方でも扱つておられるわけでございます、そういうものが特許の対象になりますと、それを使って品種開発をすることについて、それ自身が特許の効果として制約が及んでくることは事実でございます。したがうして、そういうものを使ひましてできました植物の段階で品種の保護等の関係は非常にあらわでございます。これが先ほど申し上げましたように、工業所有権の方、それからUPOVの方と両方非常にその部面でダブリますので、これは国際的な機関でも、あるいは国内的にも十分検討しなければいけない、こういう段階にきておるといふふうに承知しております。

○丸谷金保君 時間がありませんので。この前、私、アメリカのマイケル・ジェイ・アダングさんという方たちから特許庁に申請になつ

ている昆虫耐性植物の書類を農水省にお上げしましたね。これをお読みになつておられると思うのですが、こんな大変な方法で昆虫耐性植物ができる。これも植物なんです、これは特許庁としてはやっぱり検討しなきゃならぬ。これはなじまないからおれの方だと農水省は言えますか。昆虫耐性植物です。書類を上げてあるのだからおれの方、これは特許にはなじまないのだと言えますか。昆虫耐性植物、書類を上げてあるから読んでおれの方です。

○政府委員(岡谷俊作君) これは特許庁の御判断になることでございますので、私も今の段階で特許法になじむ、なじまないということをおし上げるべき時期ではないと思ひます。

○丸谷金保君 それはおかしい。要するに植物の範囲に入るものは特許にはなじまなくて自分の方だとさつき言つておられるのじゃないの。これもおれの方だつて言えますか。あなた、さつきそう答へておられるのだよ。

○政府委員(岡谷俊作君) 植物ではあるわけでございます。したがうして、そこにいわゆるバイオテクノロジー的な手法で微生物あるいはその他の資材を使ひましてかなり工学的な手法で開発されたところにつきましてはダブリが出てくるわけでございます。その運用上のダブリについて、これは特許庁とも御相談をし、国際機関でも今検討されておる、こういうことでございます。

○丸谷金保君 五十三年に同じことを言つておられるのだよ。五十三年に僕は、ダブルゾーンでござ、どうするのだと言つた。依然として解決してない。時間ですからさきからはこまめにしておきます。

○村沢牧君 まず、予算にも関連して農業の基本問題について数点伺つておきます。

我が国の農業が厳しいことは改めて申すまでもありません。農業基本法ができてから二十五年、農基法農政から総合農政、そして今日の混迷農政としか言ひ得ないような現状にあるのが日本農業の実態であるといふふうに思ひます。そこで、先

ほど説明のあつた六十一年度政府予算案を見ると、全体予算の中で今まではどうにか一〇%台を維持してきたけれどもこれはそれを割つてしまつた。さらに前年に比べて四・八%もマイナス、四年連続の減であります。これに対して、防衛費の予算を見ますと、防衛費だけは突出して三兆三千四百億、農林予算は三兆一千四百億、ついに防衛予算が農林予算を追い越してしまつたんです。人間にとつて最も基本的な財である食糧の安定供給を担うという農林予算が一体こんなことではないのか。農林大臣の見解をまず聞きたい。

○國務大臣(羽田孜君) 今先生から御指摘がございましたように、確かに農林水産予算はこのところ四年間連続して減額となつております。なお、六十一年度につきましては、一般歳出において一〇%を割り、残念ながら防衛予算を今割り込んでおるといいますか、防衛予算がオーバーしたということ、これも事実であります。

ただ、今までも御答へ申し上げてまいりましたように、そういう中でありまして、内容面におきまして、国営土地改良事業実施制度の改善などによりまして、確かに国費の面では減りましたけれども、事業費の面ではふやすことにいたしました。あるいは新しい時代の要請の中で生物系特定産業技術研究推進機構、こういったものを設立するようにいたしまして、新たな先端技術の開発、こういうものを推進するようにいたしております。

また、農業者の自主的な創意工夫を生かして、農業経営基盤の強化を図るための農業改良資金、これも中央競馬会から二年間にわたつて三百億円を投入してもらうことによってこれを拡充いたしました。

また、林業の方につきましても、例の活性化のための五カ年計画を立てまして、昨年の補正で四十億、六十一年度で八十億、これを確保して、間伐等につきましても八〇%ほどの事業の進捗を図る。そういう措置なんかを実はしたところでありました。

また、漁業につきましても、マリノフォーラム21、こういうものを進めるようにいたしました。り、ともかく今御指摘がございましたように、確かに予算規模そのものにつきましては減少を見ざるを得なかつたというのが現状でありますけれども、その中でいろいろ工夫を凝らしながら農林水産業というものを前進させるためのいろいろな配慮がなされておるといふことにつきまして御理解を賜りたい、かように申し上げる次第であります。

○村沢牧君 いろいろ説明があり、また努力したことは認めないわけではないけれども、その中で、大臣が先ほど六十一年度予算説明の中で一番最初に、土地改良型事業の推進、こういうことをお挙げになつておられるし、今もそういう話があつたわけですね。農業の基盤整備事業は農政の最も基本的な施策と言へるわけでありまして、これもこの数年来予算は停滞ないし減少の傾向にあるわけですね。土地改良長期計画は、昭和六十一年度予算を含めて、四年間の事業費ペースの進捗率が私の計算では二・九%。今後長期計画の達成を図るためには、毎年二・五%の事業費の伸びを必要とされるというふうに私は思つております。これは農林予算の現状からいって極めて困難だといふふうに思ひますが、どうなんでしょうか。

○國務大臣(羽田孜君) 確かに今長期計画が進捗しておるわけでありまして、経済が非常に停滞しておるといふ財政の厳しい事情、こういうものがございまして、計画そのものがおくれおるといふのが実態であります。そういう中で私どももいたしまして、先ほど申し上げましたような方途を講じましてこれからも着実に前進するように進めていきたい、かように考えております。

ただ、これはもう達成できないだろうということにつきましては、これからの経済の進捗というものを考えたときに、これを即断するということはずべきじゃないと思ひますけれども、ただ、その急激に経済が大きく回復するということは、ま

たそれもそんな予測をすることができないものでありますから、厳しい中にあつてもいろいろな知恵を使いながら、前進をさせるためにどう対応していくのかというのが今私どもに課せられておる使命じやなからうかというふうに思つております。

○村沢牧君 この長期計画が達成できないということと即断する必要もないし、ぜひ達成しなければならぬというふうに思ふのでありますが、今内需拡大のための諸事業を行うことで政府を挙げて取り組んでおるところであります。農業基盤整備事業は、事業に占める労務費の割合が非常に高い。したがって、地域経済に及ぼす効果が大きい。私は、内需拡大のための極めて有効な手段であるというふうに思ふんです。

ところが、今回の補助金の一括削減のこれを見ても、この構造改善事業、基盤整備事業についても補助金を一括削減しておる。こういう状態であるわけですから、まさにこうしたことは時代の要請に逆行するものである、このように思います。内需拡大と基盤整備について大臣、どう思われますか。

○国務大臣(羽田孜君) 今先生から御指摘がございましたように、土地改良は、道路ですとかそのほかのものとも異なりまして、農地そのものは、土地そのものは農民の方が所有しておるということでありまして、まさに工事業が主になります。そういう意味で、特に地方、ローカルの経済に与えるインパクトというものが非常に大きく、内需拡大に対しても相当なウェイトを占めるといふふうに私も考えております。

○村沢牧君 考えておるだけじゃだめですからね。これから促進するようにひとつ大臣、期待をしておきます。

次は価格問題であります。先日決定された畜産物価格は、生産者の切実な要求を裏切つて、制度始まつて以来の引き下げになつた。ここ数年米米価を初め農産物生産価格は据え置き、あるいは実質的な引き下げになつてゐるわけです。こうし

た状態の中で一体農民はどのようにして所得を確保していつてよいのか。大臣は農産物の価格政策についてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(羽田孜君) 価格政策につきましては、私どもとしては、基本的には、生産事情あるいは需給事情等考えながら再生産を確保する、これを旨として決めていくというのが基本的な考え方でございます。

ただ、今度の価格の決めた結論、結果はもう御案内のとおりでありますけれども、そういう中で生産性というものを向上させる。そのためのいろいろな施策をしてまいりましたし、また農業者の皆様方の創意工夫、努力によりまして生産性の向上というものは、着実に見られてきているというふうに私は考えております。

加えてまして、今度の場合には、飼料穀物、こういったものが外的な要因によりまして、これは円高も一部ありますし、また豊作であつたということとで、国際相場が下がつたということもありまして、そのほか二度にわたる公定歩合の引き下げというものがございまして、そういう中で金利が下がつてきているというものがあつた。そんなこととで特に酪農乳製品の保証価格について下がるというところに実はなつたわけでありまして、いづれにしましても、需要の方も割合と停滞してきておるということとで、景気の方も割合と停滞しておるということとで、消費者の皆さんも非常に価格についてはシビアになつてきておるというところでありまして、その意味で、私どもとしてはいろいろな努力をしながら、コストを下げて価格が上がるように、その中で生活費といふことも、所得といふものも確保できる、そういうことのために私も役所としても、あるいは自治体としても、また農業者自身としても、お互いに努力していくということが必要じやなからうかというふうに考えております。

○村沢牧君 六十一年度予算は羽田農水大臣が責任を持って編成したものでないと思ひますので、余りこの問題については追及いたしません。

しかし大臣に一言聞いておいてもらいたい問題があるんですよ。私は、余り長い期間ではありませんが、九年間の農林水産委員会に所属して、鈴木善幸農林水産大臣からあなたに至るまで十人の大臣と論議をしてまいりました。そして私の提言したことが農水省の政策として取り入れられた問題も幾つかあるし、また法案の修正や決議の提案者ともなつて同僚議員の皆さん方の賛成をいただけて成立した案件も幾つかあるんです。私はこうして議員活動で感じたことは、野にあるときは、すなわち大臣就任前までは農政のリーダーとして活躍され、農業団体からも大きな期待を寄せられておつた人でも、一たび大臣のいすに座ると極めて政策も慎重になつてしまふ、口も重くなつてしまふ。ある人に至つてはそこいらつしやるような官僚のつくつた答弁をただ読んでいるにすぎない、こういう人もあつたわけですね。それで羽田大臣、あなたは大臣就任前は自民党の農林部会や調査会のまさに実力者、責任者として活躍された人である。私も同僚人としてあなたの行動力や人柄についても承知しておりますし、久しぶりに農業を知つていて大臣が出たと思つておりますので、その面では党派は異なつても農政の発展のためにあなたに頑張ってもらいたい、こういう大きな期待を持っておるんです。今、日本農業の前途には、またあなたの前途には大きな問題があるわけなんです。そこで、農業がこういう転換期になつていくときでありますから、自信を持って、あなたが今まで農政について自民党の農政の中心者として自分でも自負しておつたんですから、そういうつもりで大臣をやつてもいいと思ひたいし、これからのいろいろな答弁についてもそういうつもりでお答えを願ひたいと思ふんですが、その決意はどうでしょう。

○国務大臣(羽田孜君) お答えしにくいんですけども、きょうはこちろの方に、我が党の、まさにともに苦しんでいると議論してきた同僚の議員もたくさんおられますが、私、大臣に就任する以前と今日大臣に就任してからと、それほど考

え方とか行動とか言つてゐることは違つてないというふうに思ひます。特に、私は農林水産政務次官を十年前に、今御指摘がありましたようにちよと鈴木善幸農林水産大臣のときの政務次官をやつておりました。そのときから特に農林水産行政と深入りしています。いろいろな取り組むようになっておりますけれども、この間ずっと見詰めてまいりまして、何というんですか、非常に一面に、一面ではなかなか停滞している面というのがある。そして、このままただ推移していきまうと、だんだんだんだん難しい方向へ行つてしまふ。そういうことを感じておりました。その間それこそいろいろなほかの政策の方でも勉強しようなんて話がありましたけれども、やっぱり日本の食糧を確保するというこの仕事は何が何でも大切である、そんなつもりで今日まで十年間ずっとこの道を歩んできてしまひました。それだけに、あるときには私はむしろみずからに厳しい、そして何というんですか、対応の仕方によつては、あるときには厳しくしなければ次のステップを踏むことができないというふうに考えるときには案外厳しいことも今日までも実はやらせていただけてきております。そういう中で、本物のあすに向かって展望の開ける農政というものを開いていかなければいけないんじゃないかなというところで、割合と率直にいろいろな物を申し上げておるということと、いろいろな面でもこれからは御指導いただきたいと思ひます。

○村沢牧君 今のは本物のなかどうかはこれからまた見守つていきますから、ぜひしつかりやうしてください。

そこで、まず越えなければならぬハードルの一つとして農産物の市場開放の問題があるわけですね。日米農産物交渉の暫定的合意が切れる四月二十二日を目前にして今重要な段階になつてゐるというふうに思ひます。大臣は農相就任の当時、農産物の市場開放について柔軟な姿勢を望みたいというふうな姿勢を示したことが報道されておる

え方とか行動とか言つてゐることは違つてないというふうに思ひます。特に、私は農林水産政務次官を十年前に、今御指摘がありましたようにちよと鈴木善幸農林水産大臣のときの政務次官をやつておりました。そのときから特に農林水産行政と深入りしています。いろいろな取り組むようになっておりますけれども、この間ずっと見詰めてまいりまして、何というんですか、非常に一面に、一面ではなかなか停滞している面というのがある。そして、このままただ推移していきまうと、だんだんだんだん難しい方向へ行つてしまふ。そういうことを感じておりました。その間それこそいろいろなほかの政策の方でも勉強しようなんて話がありましたけれども、やっぱり日本の食糧を確保するというこの仕事は何が何でも大切である、そんなつもりで今日まで十年間ずっとこの道を歩んできてしまひました。それだけに、あるときには私はむしろみずからに厳しい、そして何というんですか、対応の仕方によつては、あるときには厳しくしなければ次のステップを踏むことができないというふうに考えるときには案外厳しいことも今日までも実はやらせていただけてきております。そういう中で、本物のあすに向かって展望の開ける農政というものを開いていかなければいけないんじゃないかなというところで、割合と率直にいろいろな物を申し上げておるということと、いろいろな面でもこれからは御指導いただきたいと思ひます。

減のおそれがあるということであつたというふうに思ひますけれども、特別天然記念物指定当時と比べて現在の生息数について報告してください。

○政府委員(加藤陸奥) お答えいたします。

先生お話がございましたとおり、特別天然記念物に指定されたのは昭和三十年でございます。当時、残念でございますが、その後昭和五十年代になって行ったような調査は当時されていなかったように伺っておりますが、当時の関係者の推計によりますと、数千頭というふうには伺っております。昭和五十二年、五十三年、四年度にわたりまして環境庁で調査いたしましたわけでございますが、調査結果では、カモシカは全国三十府県に約七万五千頭が生息すると推定されております。多少の誤差はあると存じます。主な生息域について申し上げますと、本州の東北地方、それから千葉、茨城を除きます関東地方、それから中部、近畿、これは京都の東北部まででございますが、及び四国、九州というふうになっております。

○村沢牧君 指定当時は数千頭だったけれども、環境庁も随分時間と金をかけて調査したら、七万五千頭もいる。その結果、ヒノキの幼樹林などを食い荒らすだけではなくて、農作物にも被害を与えているようになった。現在までに発生したカモシカによる被害状況について述べてください。

○政府委員(田中恒寿) カモシカによります造林木の被害、この森林の被害状況でございますが、四十八年ころから大変ふえてまいっているわけでございます。五十年から五十九年までの十年間の資料で申し上げますと、民有林の被害が約二万七千ヘクタール、国有林が三千七百ヘクタール、合計の約二万四千三百ヘクタールでございますが、この約六割が長野、岐阜両県で占めておるといふように、非常に被害は偏った状態で発生をいたしております。

○政府委員(田中恒寿) 農林被害の方につきましては、ちよつと暦年の被害統計がございませんが、五十七年に行つた調査では、秋田、福島県を中心に全国六県で畑作、果樹等に約二百ヘクタールの被害が出ておるといふふうに承知いたしております。

○村沢牧君 こうした被害に対して、憲法、文化

財保護法、国家賠償法に基づいて損害補償が要求されてお、一部地域からは訴訟が提起されておりますが、どのように対応しているんですか。

○説明員(田村誠君) カモシカによる食害問題についてでございますが、五十四年八月に関係の三庁でカモシカの被害対策と保護対策につきまして一つの合意を決めているわけでございますが、文化庁としまして、この三庁の合意の線に沿ひまして……

○村沢牧君 訴訟問題ですよ。

○説明員(田村誠君) 食害防止のための措置を講じているところでございますけれども、ただいまお話がございましたように、六十年一月に岐阜県関係の林業者の一部が国に對しまして憲法、文化財保護法、国家賠償法に基づく損失補償または損害賠償を、約十六億六千円でございますけれども、請求する訴えを岐阜地方裁判所に起してあります。国としては、却下または棄却を求めているわけでございますが、たゞいま係争中でございます。

○村沢牧君 今係争中の問題でありますから、この内容やあるいはまた政府の考え方について追及することは本日はやめておきたいというふうに思ひます。

そこで、今林業が非常に大変な状態になつてきておる、林業の危機が叫ばれておるときに、せつかく造林しても、カモシカによつて幼樹木が食い荒らされてしまう。こういうことでは林業に對する意欲がますますなくなつてしまふわけですね。今説明があつたように、甚大な被害を受けた地域では、政府に對して長年にわたつて抜本的な対策を要求してきた。国会においてもこの問題が何回か議論され、質問主意書も出されておる。私も昭和五十三年の第八十五国会で、当院農林水産委員会でございます。政府は、こうした要請を受けてどういう対策を講じてきたんですか。

○政府委員(田中恒寿) 農林水産省、林野庁におきます被害対策につきまして御説明申し上げます。

すと、被害跡地につきましては復旧造林を行います。そのほか国有林におきましては、個体数の調整のための捕獲あるいは防護さく設置等の措置を講じているところでございます。

○政府委員(加藤陸奥) 環境庁でございまして、大きく二つに分かれますけれども、一つはカモシカの全国的な分布及びその生息数の把握のための調査を実施いたしております。それから、一部の地域でございまして、保護さくの設置に對する助成措置を行つてまいっております。

○説明員(田村誠君) 文化庁といたしましては、先ほど申し上げました三庁合意の線に沿ひまして、一つは、カモシカを地域を限つて天然記念物に指定する方向で対処するため、三庁合意のもとに保護地域の設定を進めていること。

二番目としましては、食害を防止するための措置として、植林地の保護さくの設置、幼樹に對するポリネットの装着、それから忌避剤の塗布を進めるといふようなことに對しまして助成を講じてきております。

三番目としましては、植害の原因となつておるカモシカの捕獲事業、資料収集も兼ねまして、この事業に對して助成を進めてきましたこと、これは五十九年度まででございます。

それから四番目としまして、保護地域内におけるカモシカ等の管理等のための調査、保護のための標識設置等の事業に對する助成というようなことを進めてきております。

○村沢牧君 そうした施策を実施するために費やした国費並びに地方自治体の経費はどのぐらいになつておりますか。

○政府委員(田中恒寿) 五十四年度以降五十九年度まで六年間ではございますが、この数字で申し上げますと、民有林につきましては、復旧造林に約三千三百万円、国有林におきましては、防護さく設置等に約二億円、個体数調整の捕獲約千頭でございますが、これに一億二千万円、総計では約三億五千万円となつておるところでございます。

民有林の方の国費以外の経費でございますが、

これも五十四年度以降五十九年までの六年間におきまして、民有林の復旧造林は都道府県約一千一百万円、森林所有者約六千五百万円、合計七千六百万円と推定されるところでございます。

○政府委員(加藤陸奥) 環境庁におきましては、昭和五十二年から現在までの経費でございますが、まず調査経費が約四千万でございます。これは全額国費でございます。それからまた保護さくの設置に對する経費助成が国費で八千六百万となつております。都道府県の負担が同額の八千六百万でございます。

○説明員(田村誠君) 文化庁の關係としましては、国費で十一億六千万、地方公共団体の方で六億四千万、合計いたしまして約十八億円でございまして……

○村沢牧君 これは国庫補助に伴う地方団体の負担だといふふうに思ひますが、それ以外にも地方団体はたゞさんの負担をしているんですね。このことはお認めになりますか。

それで、今まで捕獲したり射殺したカモシカの頭数はどのぐらいですか。

○説明員(田村誠君) カモシカの捕獲につきましては、五十年から文化財保護法と鳥獣保護法の關係で許可を行つておるわけでございますが、年々捕獲頭数はふえて、五十九年度までふえておるわけでございますが、合計いたしますと六十年間までで岐阜県が二千四百九頭、長野県が二千五百八十九頭、合わせまして四千九百九十八頭といふふうに承知いたしております。

○村沢牧君 これは大臣にちよつと感想をお聞きしたいのですが、今お聞きしてまいまして、天然記念物といつても七万五千頭もおるわけですね。しかもそれが植林地や農作物に重大な影響を与えている。農水省はまさに被害者ですね。この被害防止のために国も地方団体も今ざつと計算すると二十億にならんとするような金を使つておるわけですね。なるほど特別天然記念物指定当時は少なかつたかもしれないけれども、今は情勢が違ふと思ふんですね。これを特別天然記念物として保護し

ていく必要があるだろうか。これは大臣の政治的な判断をひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(羽田孜君) 記念物として指定するかどうか、私が今ここでちよっと判断をあれするに少し事柄が大き過ぎてしまうと思うんですけれども、いずれにしても、天然記念物に指定したカモシカが森林を食い荒らしてしまうという現実に対しては、何というんですか、その被害を食い止めるためにどのような対応をするのかということについて、私どもとして何らか適切に対処していく必要があるというふうに考えております。

○村沢牧君 これは農林水産大臣であるとともに国務大臣ですからね、これから申し上げることも検討してください。

それからカモシカ対策については三庁の統一見解を示してください。

○政府委員(加藤隆美君) 先ほど文化庁の方からもちよっと触れておられますけれども、カモシカにつきましても、その保護と被害の防止を図るために、昭和五十四年八月に文化庁、林野庁、環境庁が協議して次のような対処方針を定めておるところでございます。第一番目が、今後は地域を限って天然記念物に指定し保護を図る。二番目が、これに至る措置として全国十四カ所の保護地域を設定する。三番目、保護地域を設定した箇所においては、保護地域外のカモシカの個体数調整を認める。この方針によりまして進めてまいっておるわけでございます。

○村沢牧君 保護地域を設定して、その地域以外のところでは有害鳥獣として駆除すると。

そこで、その保護地域の設定状況についてはどうなっていますか。

○説明員(田村誠君) カモシカの保護地域の設定状況でございますが、五十四年の三庁合意に基づき三庁協力して順次設定してきているところでございます。現在までに十四カ所設定対象地域として予定してきているわけでございますが、本年三月に伊吹・比良山地の設定ができました十一カ所が一応完了したというところでございます。

○村沢牧君 六十一年の十一月までは地域設定をしてそれに対応する方針を出す、こういう政府の約束であったはずですが、どうですか。

○説明員(田村誠君) 保護地域の設定で残っておりますのは、本州では紀伊山地のみになったわけでございます。それに四国と九州ということでございます。それが、できるだけ速やかに設定できるように最善の努力をしていきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 そこで、保護地域の設定だけでは根本的な対策にならない、これに続いて地域指定をしなければならぬというふうに思いますが、保護地域の設定と地域指定との関係、その対応はどうなっていますか。

○説明員(田村誠君) ただいまの御質問でございますが、全国的に保護地域の設定が終わった段階で三庁としては今度は地域指定に向けて作業を進めるといことになりまして、地域指定になった場合にその地域の中でどういう規制を加えていかなければならないか、このことにつきましては林野庁等にも相当の御意見もあるようでございます。そこで、設定が終わった段階でその協議に入ることになったしております。その協議ができたところで、今度は山林の所有者等にこういう形で地域指定をしていきたいという御了解をとって、文化庁としては審議会にかけて地域指定に進めていくということになるわけでございます。

○村沢牧君 保護地域がまだ全部完了していない、保護地域の全部完了を待って地域指定をする、そして地域指定を終えて、その後どういう対応をするかというのを協議していく。随分長い話ですね。これから随分時間がかかる問題。

そこで、なぜ十四地域の設定が全部終わらなければ地域指定ができないのか。例えば南アルプスは五十五年の二月に保護地域が設定されているのですよ。ところが九州地区がまだ設定されないから、四国の山地が設定されないから、これは地域指定の作業には入らないというのです。南アルプスのカモシカが九州や四国まで飛んでいくの

すか。五十五年の二月に設定したのがなぜ地域指定ができないのですか。全国全部十四カ所保護地域の設定ができない地域指定ができない、そんな理屈は成り立たないでしょう。どうなんですか。

○説明員(田村誠君) 地域指定をしていくためには一方で天然記念物のこの種の指定の解除の問題が裏腹にあるわけでございます。今カモシカがどこにいても天然記念物ということで、その捕獲等に對して文化財保護法の規制が加えられるわけでございますけれども、この種の指定の解除というものが裏腹にある関係上、全国の保護地域の設定ができた段階でその指定を行うということにならざるを得ないわけです。

○村沢牧君 それが役所の仕事というものです。だって五十五年にもう保護地域を設定しているのですよ。こんな古いのはその地域指定をすべばいいのじゃないですか。まだ全国一律にできないからそれもできない。それはあなたたちの取り組む姿勢が真剣でないということなんだ。それじゃ地域指定をしたところが被害を受けてもカモシカの捕獲をすることはできない。

林野庁長官に聞けれども、国有林全部地域指定にしてそこでみんな食わしちゃったって、いいですか。こういう場合には国がせつかく地域指定をするのですから、そこで食われてももう何とも言わないということなんです。

○政府委員(田中恒壽君) これまでに指定された地域も大部分が国有林でございますし、これからの分につきましても、紀伊半島を除きましては大変国有林が多く含まれております。国有林としましてもこれだけの地域が指定完了ということになりますれば、その区域内は相当な施業上の制限はやむなしと考えておるわけでございますが、それ以外のところにつきましても、被害があります場合に有害の鳥獣捕獲ということと適正な対応をしていかなければならない、区域内につきましても、これはある程度の施業制限やむなしというふうに考えておるところでございます。

○村沢牧君 国有林は国の施業なのでカモシカに食われても我慢するのだけれども、民有林に対してはどうするのですか。政府が地域指定をする、その中のカモシカはとっちゃいけない、そういうことになりませんか。その指定を受けたところの民有林はどういうふうになるのですか。損害や何か補償するのですか。

○説明員(田村誠君) 地域指定になった地域の中での規制の問題、規制の内容がどうかというようになことにもかわるわけでございますが、地域指定になった場合にはその地域の中の食害防除対策というのはいくらでも充実したものにしていかなければならないというふうに考えております。特にそこで補償しなければいけないような被害が起らないようにということで対応していかなきゃいけないのじゃないかというふうに考えております。

○村沢牧君 地域指定をしてその中のカモシカはとってはいけないよ、それがあなたの答弁では、その中ではカモシカに食われないようにこれらから対応してくれと言ふ。そんなうまいことができないというふうに思ふのですかね。だめですね、そんなことでは。

そこで、六十一年度から三庁の統一見解に基づいてカモシカ対策を実施する予定であったので、文化庁は従来支出していた補助金を予算化しなかつた、また関係県に対しては六十一年度はこういう方針でやりますということ徹底して準備作業を進めました。ところが地方は大変混乱し、迷惑をこうむった。なぜこんなことをしたのか。

それから、時間が余りありませんから続いてまいりますけれども、新しい方針というのは保護地域を設定した以外のところではカモシカは射殺してもいい、しかし、とったカモシカの肉はとった人が食べてもいいけれども売っちゃいけない。長野県では五百頭の許可をもらったけれども、カモシカ五百頭も地域が違つておつても食べ切れません。国が許可して射殺するそういう動物の肉

を、有償であれ無償であれ、希望する人に分けてやったりいいじゃないですか。これはどういふことなんですか。とってもいい、しかしとった肉はとった人が食べなければいけない、よそへやっちゃいけないというのはどういうことなんですか。

○政府委員(加藤陸奥) 先生だいたいお話しの問題は非常に難しい問題だと思います。これにつきましても、実は先ほど来御答弁申し上げております林野庁さん、それから文化庁さんと私どもの方と、いわゆる三庁でいろいろと相談を重ね、対策を練ってきたわけでございますが、先ほど来御答弁並びに御質問の中にも出ておりますように、三庁合意の実施、つまり地域設定の問題が五十九年度末まででできなかった、そこで六十年度はどうするか、こういうことになってまいりましたわけでございまして、その合意事項の完全な実施が困難となりまして、六十年度の当面の対応をどうするかというところでいろいろ相談をいたしたわけでございまして、三庁で種々対応策を協議検討の上、六十年度、昨年でございますが、十二月に当面の対処方針を決めたわけでございます。その決めた方の途中のいろいろなきつものこと、先生は新聞紙上に出たお話をとおっしゃっておられるのではないかと思います、それは最後の決定方針が正確なものでございまして、もちろん検討の過程の中ではいろいろな議論もいたしてまいりましたけれども、それから関係市町村、それから関係府県、それから自然保護関係といいますが、そういう文化団体の意見もいろいろ聞いてまいっておりますわけでございますが、三庁でいろいろ協議をし、調整をした結果、現在の当面の対処方針というものを定めたわけでございます。

し上げますと、皮、肉ともに廃棄の扱いになっておつたものでございます。これをどうするかという議論もいろいろいたしましたが、何分にもカモシカは特別天然記念物でもあり、それに對するまた子供さんたちを初めとする国民感情という問題もございまして、当面一般的流通過程に乗せることは適当ではないと判断したわけでございまして。

○村沢牧君 三庁の皆さんが相談してそんな結論しか出ないのですか。また逆に言えば、特別天然記念物に指定して法律で保護しておる、それをとって食べてしまってもいい。それも余り理屈に合わないのですけれども、とったものはとった人が食べてもいいけれども、よそへやっちゃいけませんよ、そういう理屈、こんなことしかあなたたちは考えることはできないんですか。

じゃ毛皮や角はどうか。一頭を分割することなく、市町村の責任で保管しておけということなんだ。こういう通達が出ていっているんです。保管しておいたって、なめしにして保管すると一頭二万五千円ぐらいかかるんですよ。あるいはまた冷凍しておくと、その角や皮を入れておくようなもの、これは一体いつまで保管しておくんですか。しばらく通知があるまで保管しておくつて、もう期限を過ぎちゃって、とるものもつちやったんですよ。後、夏になれば腐っちゃうんですよ。これをいつまで保管させるんですか。

○政府委員(加藤陸奥) この点につきましては、先ほどまきに先生からおっしゃられましたように、非常に難しい、何かいい知恵はないのかとまきにおっしゃられるとおりに存じますが、そのとおりの同じような議論で、私も三庁、なかなか知恵のない者が集まっておるものでございまして、まきに申しわけございません。しかしまたこれは法律上の問題ももちろんございまして、特別天然記念物という問題もございまして、それから国民感情と一言で申し上げましたけれども、野生の生物に対する複雑な感情はそれぞれの立場で

あるわけでございまして、その辺も考えあわせますのでますます難しくなつておるといふのが正直なところでございます。

いつまでつるしておくのかというお話も、本当に先生のおっしゃる趣旨はよくわかるわけでございしますが、その結論はできるだけ早く出そうというところで三庁でせつかく検討を進めておるところでございますので、その検討をなるべく早く進めるように努力いたしますので、御了承願いたいと思います。

○村沢牧君 ですから私は、こういう問題がありますから、きょう私がこの委員会に取り上げるから、せめて今捕獲しているカモシカの皮と角を何とかこういうふうに分けて売りたい、売ってもよろしいとか通達を出してもらわなきゃ、肉は食べちゃったからもうありませんがね、困るじゃないですか。暖かくなれば商品価値が落ちちゃうんです。腐っちゃうんです。いつまでに出すんですか、はっきりしてください。

○政府委員(加藤陸奥) 先ほど御答弁申し上げた趣旨と同趣旨でございますが、いつまでというより、できるだけ早くということ而努力いたしておるところでございますので、またいろいろなお知恵も関係の府県、市町村の方の御意見、またその後の実情なども伺いつつあるところでございまして、なるべく早く妥当な結論に達するようにいたしたいと思っております。

○村沢牧君 多くの皆さん方に相談しなきゃいけないし、皆さん知恵がなければ私も相談にあずかりましよう。

そこで、いつまでやっておつても結論が出ませんから、きょうお答えできないければ、四月いっぱいには出すとお約束してください。

○政府委員(加藤陸奥) これは関係の皆さんとの御相談がございまして、ここでもいついつまでにということば、まきに申しわけございませんけれども、そういう期限を設定してという御返事は残念ながらできないわけでございますが、いずれにしましても、なるべく早くということはその趣旨を体して進めていきたいと思っております。

○村沢牧君 関係の皆さんと話をするといつたつて、関係の皆さん方は皮を保管して、早く何とかしなさいといつておるんですよ。森林所有者じゃないんです。だから、三庁で話ができれば統一見解は出るじゃないですか。ですから、そんな答弁納得しませんからね。私はちよつと質問保留しておきます。きょう皆さん三庁そろつていらっしゃるんだから、協議して、午後までにはつきりした答弁をしてください。いいですか。そんなのは、今まででできなかったのを幾ら頭ひねつたつてできっこないんですよ。八月まで待つたつてできっこない。いいですか、私の質問を二、三分残しておきますから、答弁してください、午後。

次に、カモシカの捕獲について従来どのような基準で補助金を出しておつたんですか。

○説明員(田村誠) 捕獲費の補助金についてでございますが、従来は岐阜県と長野県の二県であつたわけでございます。それぞれの関係市町村から捕獲頭数を聞きまして、必要な頭数を設定しまして、それに要する経費というふうなことで、その三分の二の補助金を出しておつたわけでございます。

○村沢牧君 私の聞くところによれば、捕獲する日当として六千円ないし八千円出しておつた。ところが、これは予算化してないからその補助金がないわけですね。補助金がないからといってほつておくわけにいかないから、これは市町村が出しているんですよ。ある市に至つては一頭について四万円も出している。それから町村によつては二万円から四万五千円も出しているところがあるんですよ。国が肩がわりさしたんですから、こういうのは一体どうするんですか。どこかで見てくれますか。

私は、あと数分残つてますが、これで質疑を止めちゃつてもどうしようもないから、このことを含めて時間を残しておきます。

例えば、くどくど申し上げませんが、皮をどうするか、いつまでに結論出すか。そして国にか

わって市町村が出したこの捕獲費用に対してはどう措置をするのか、二点について検討してください。若干残しておきます。

○委員長(成相善十君) 本件に対する質疑は、午前はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

休憩前に引き続き、昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公庫を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○初村達一郎君 私は、韓国漁船の領海侵犯と不法操業にだけ絞って御質問をいたしたいと思えます。大臣は一番最後にまとめて答弁を願いたいと思えます。

まず、長崎県を初めとする九州北西岸での韓国漁船の不法操業というものは実に目に余るものがあります。領海の侵犯あるいは我が国の漁船の設置した漁具の破壊、また我が国の沖合及び網漁の禁止区域での集団操業、数え上げれば切りがないほどであります。

近年における韓国漁船の侵犯の状況は、第七管区海上保安部の調べによりますと、五十九年に百七十一隻のうち検査数が三十六隻、六十年に二百四十九隻、そのうち検査数が三十二隻、また六十年に入ってから二月末の状況は九十七隻が侵犯して、そのうち検査数が十六隻となっております。この侵犯は、昭和五十七年の六百二十五隻の侵犯をピークに、ここ二、三年間減少はしております。ありますけれども、地方新聞に報道されたところ、ことしの三月十日前後から五島灘を中心に長崎県西彼杵郡野母崎沖合の領海内に侵入してきています。悪質な船は横溝の中に入っている。これは

断じて許されない侵犯であると思えます。

現在、西彼杵野母崎沖から五島灘、鯉曾根周辺に於いては、フグ、ノボリダイ等の盛漁期に入っております。現在、百五十数隻の小型漁船によって延べ網あるいは一本釣り操業しておられるわけですが、この沿岸小型漁船が集中操業している五島灘沿岸海域において、特に夜間、早朝、明け、これを利用して百トンから二百トン型の韓国底びき船が領海に入って沿岸資源を略奪する行為は、沿岸漁業者にとって死活問題であると思えます。この沿岸漁業者。こういうことについて水産庁長官はどういうふうにお考えになっておられるのでしょうか、まずお尋ねをいたします。

○政府委員(佐野宏哉君) 私ども、従来から韓国漁船の違反操業につきましては、機会あるごとに繰り返して韓国側に対して嚴重な申し入れをいたしております。先生御指摘のように、ある時期までは韓国もまじめに取り組んで違反件数が漸減しつつあるかに見られたわけでございますが、昨年の秋以降残念ながら再び違反件数が増加の傾向をたどっております。先生御指摘のように、先月殊に長崎県周辺で大変暴走する操業をいたして、この点につきましては、長崎県の漁業者の代表者の方々から私もつぶさに余りにもひどい実態の御陳情を受けました。何とかしなければならぬというところで海上保安庁とも御相談いたしました。私どもの方の船を集中的にその水域に回しまして取り締まりに当たらせておるところでございます。

同時に、先月二十八日には、大臣の御指示もございまして、私が韓国の駐日臨時大使を招致いたしました。最近の、殊に今先生御指摘の横溝の中まで侵入して操業しておる実態を強く指摘いたしました。韓国に韓国側で対処するように強く申し入れたところでございます。

私もといたしましては、今後とも取り締まり態勢の強化と韓国政府に対する強硬な申し入れを引き続き行っていく必要があると認識いたしております。

○初村達一郎君 長官が地元の陳情団からいろいろと陳情を受けて早速今御答弁のあったように韓国の駐日代理大使に対して申し入れをした。この記事が四月一日の日刊水産経済新聞に出ておる。これは私も非常に意を強くして感謝いたしておるわけですが、今後こういう事態があればいち早く関係者に嚴重な注意を申し入れてもらいたいと思えます。

それから長官は陳情書を知っておるのです。この陳情書の陳情の趣旨は、沖合底びき漁業の対馬東部操業区域、すなわちA区域を全面的に撤廃してもらいたいということが一つ。撤廃した後を周年禁止区域にしたいといたしたいというのがこの陳情書の内意でございます。

このA海域ではやっぱり国内底びきも違反しておるのです。それとあわせて韓国側の底びき船の違反が相次いでおる。何と云っても対馬の漁業は、これをやらねばは零細漁業は本当に困るわけなんです。この点について長官のお考えがあったら御答弁をお願いしたい。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。上対馬のA区域の問題につきましては、三月初めに、実は先生御自身の御紹介で地元の漁業者の代表の皆さん方、あるいは自治体の首長さんとか、町議会の方が私のところへお見えになりました。今先生御指摘の陳情書を携行されますと同時に、こどもも違反操業の実態について立ち入った御説明をいただきました。

その際特に漁業者の皆さん方がお話になっておりましたのは、A区域は御承知のように夜間操業が禁止されておる水域でございますが、その規則に違反して実は夜間に乗じて操業している者がいる、ないしはそのA区域からさらに沿岸側に近寄って、沿岸漁業者にとって大変都合な操業をしておる底びき船があるという点について、こどももお話がございました。私もといたしましては、A区域の存否そのものもございしますが、実は関係漁業者の苦情のうち相当の部分は、実はA区域で定められております夜間操業禁止の規則が守られていないとか、区域外に逸脱して操業してお

るとか、あるいはA区域につきましては隻数制限を定めておりますが、その隻数制限上A区域で操業することを認められていない種々の船までやってきておるとか、そういう違反問題に対する御批判が非常に厳しいように事情をお伺いいたしました。

私もといたしましては、九州の漁業調整事務所所の傘下の船をできるだけこの水域に濃密に回しまして、まず違反操業の根絶ということにつきまして、まず取り締まりをやらせるところに九州漁業調整事務所所に監督をいたしておるところであります。関係者の皆さん方も九州の漁業調整事務所が精いっぱい努力しておるということについては、それなりの評価をしていただけているように存じております。私もといたしましては、当面今申し上げましたような取り締まりの強化によってこの問題に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○初村達一郎君 とにかくA区域は本当に零細漁民の宝庫なんです。これについては常に警戒態勢をとってまいりたいと思えます。

それから特に最近、韓国の底引き漁船等による漁具の被害が相当な額になっておる。私は五十二年の九月ですか、あるいはその前に大臣に質問しておるわけですが、相当額になっておると思っております。この被害額が、これに対して水産庁として何か手当てその他お考えがあるか。実際そういうことをやることがあるのか、そのまますま放しにするのか、その被害はだれが払うのか、そういうことについて御見解を賜りたいと思えます。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。実は、日韓双方の漁船がお互いに相手側の漁業者の漁具に被害などを与えた場合の問題の処理につきましては、日本側の大日本水産会と韓国側の水産協同組合中央会との間に取り決めがございします。その取り決めに基づきまして両団体間で協議機構が設けられておまして、その場でたまたま先生御指摘のような漁業被害については解決が

ま先生御指摘のよう

図られるという仕組みになっておるわけでございます。実際にこの機構を通じて解決しております案件の数ということにつきましては、必ずしも関係漁業者の皆さんの御満足のいたくような水準ではないのかもしれませんが、ともかくこういう機構を通じて漁具被害等の問題は処理をされております。現実に取り除くものは取っておりますし、払うものも払っておるわけであります。

ただ、私どももいたしまして、西日本を中心とする韓国漁船による我が国の漁業者の漁具被害等の防止と事後処理の適正化を図るために、六十年から実態調査等を行います西日本沿岸対策事業というのを始めておるところでございます。そういう仕事を進めましてこの問題の円満な解決が図られるように指導してまいりたいと考えておる次第でございます。

○初村達一郎君 長官、先月の二十五、二十六日に長崎県の興漁連傘下の漁民が上京して窮状を関係者に訴えておりますね。違反取り締まりを直ちに強化するように強い要請があったと思えますが、これにこたえて水産庁、海上保安庁、外務省は直ちに対応してやった、すぐ実績があらわれたわけです。その翌々日地元海上保安部が一隻を検査したんです。その対応が高く評価されておるんです。いつでもそうあってほしいなということなんです。私はその声を聞かしまして、関係者の議員として本場にありたいなとお礼をこぞで申し上げるわけですが、常にそういう姿勢で事に処してもらいたいと思います。

検査後にこの五島での出現の情報には接しておりませんが、国の巡視船等の監視が緩められると再び侵犯操業をやるという危険があるわけですね。そこで、私は次のような処置を講じて沿岸漁業者が安心して操業のできるような方策をとってもらいたい。

まず水産庁にお願いするわけですが、監視船の増配備による本件沿岸地域における常時監視体制の強化と検査体制の確立、それから韓国警備艇、指導船の常駐配備による取り締まりの強化、それ

から日韓漁業協定遵守の申し入れと本協定の見直し。この協定はもう二十年たつておるんですからね。以上の点について水産庁の御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

まず、九州の漁業調整事務所には所属の取り締まり船が十一隻ございますが、この過半を長崎県周辺の水域に配備いたしまして、海上保安庁なり県なりの船と協力して監視取り締まりを行っております。ところでございます。殊に最近の韓国漁船の不法操業の状況に就いては、沖之島周辺でございまして、か野母崎周辺のような要注意水域には、私どもの方の取り締まり船を一隻ないし二隻常時張りつることにいたしまして万全を期しているところでございます。今後さらに韓国漁船の動向を注視して、必要に応じて増強ということも考えなければならぬと思っております。海上保安庁の巡視船との連携も一層緊密にして効果的な取り締まり体制を実施していきたいと考えておる次第でございます。

それから第二に御指摘のございました韓国の指導船の配備でございますが、これは私どもも韓国漁船の違反操業を抑止するために大変効果的な手段であるというふうに考えておりました。従来から機会あるごとに韓国指導船の配備強化につきまして韓国側に申し入れておるところでございます。私どももいたしましては、今後とも韓国側に引き続き韓国側の責任できちんとした取り締まりをやるよう十分な船艇を回してくるようによ要請し続けてまいりたいと考えておる次第でございます。

第三に御指摘のございました日韓漁業協定の遵守を韓国に申し入れろという点でございますが、この点につきましても従来から繰り返してやっております。ところでございまして、今回も韓国の臨時代理大使を招致いたしまして話をいたしました場合には、長崎県周辺水域の最近の事例についてはもちろんきつく申し入れたところでございますが、同時に一般論として日韓漁業協定の遵守について韓

国側に強硬に申し入れたところでございます。

最後に、先生、日韓漁業協定の見直し云々というところに言及をなさいましたが、これは総合的な判断を要する問題であるというふうに認識いたしております。なかなか慎重な検討を要するだろうと存じますが、最近見られるような韓国漁船の違反操業、こういう事態がこのまま続くようであれば、これは現存の日韓間の漁業関係の基本を揺るがしかねない事態であるということは十分に認識して対処してまいりたいと思っております。

○初村達一郎君 次に、海上保安庁にお願いしたい。長崎、佐世保海上保安部に三十メートル型の高連艇の常駐配備によって取り締まり体制の強化をしてもらいたい。特に夜間と早朝の重点取り締まりをお願いしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○説明員(垂水正太君) 韓国漁船の操業実態から見まして、取り締まりに当たりますと、先生御指摘のとおり、高速巡視艇による対応が望ましいと我々考えているわけでございますけれども、昨今の厳しい財政事情のもとに早急な三十メートル型高速巡視艇の増強というのは困難な状況でございます。このため、海上保安庁といたしましては、当面、現在、先月の二十七日から特別監視取り締まり体制を野母崎沖合を中心に講じているわけでございますけれども、これと同様な韓国漁船の動向に就いては近隣部署から三十メートル型高速巡視艇等を派遣いたしまして、先ほど先生のお話のとおり、違反の実態が夜間及び早朝というところで、これらに重点を置いた集中的な取り締まりを行うことによりまして万全を期したいと考えております。

○初村達一郎君 それで結構ですから、常にその気持ちで忘れないようにしてやってもらいたい。外務省にお願いしたいんですが、外務省は外交ルートを通じて侵犯操業絶滅のための申し入れをする考えはないか、御答弁願います。

○説明員(渋谷治彦君) もちろん従来より水産庁

とも協議をしながら、違反操業につきましては、あらゆる機会に韓国側に対して事態の改善のための具体的な措置を要請しております。

それから特に現在の不法な操業が今後激化した場合には、これが日本の国内において政治問題化し、日韓関係に望ましくない影響を与えるおそれがあるという観点から、三月二十七日に在京大使館の政務担当官に對しまして、そういう政治的な観点からの申し入れ、具体的な改善措置の要請をいたしております。今後ともこういった努力を続けていく考えてございます。

○初村達一郎君 外務省はもとしましんとしてもらわなきゃいかぬ。国全体が韓国におびえている。だから、国がそういうふうにおびえているから韓国の漁師は日本の漁師をなめておる。だから、しよつちゅう侵犯ばかりしている。

私は最近対馬を四日ずつと回つてきた。ところが、長崎県の沿岸漁業地帯を私がずっと視察してみますと、西日本海域における二百海里設定を要望している声が非常に強いんですね。私も十年前に自民党水産部会でこの発言をしたことがある。だから、二百海里をしないもんだから、昔の十二海里にまで接近してくるんだ、公海、公海と言つて。そして夜陰に乗じて十二海里をさらに接岸してきて、本場に四、五海里まで来て根こそぎとってくるんだ。

私が今言うたような二百海里設定の要望があるんだけれども、国は国としての問題がたぐさあると思う。例えば竹島の問題、あるいは中国、韓国の出方等で非常に国際的に難しい点が多々あると思う。あると思うけれども、やっぱり主張するところは主張しなきゃいかぬと思うな、私は。どうです、皆さん。北方領土四島は太鼓をたたいて返せ、返せと言わんでは。ところが、竹島を返せという国会議員は一人もおらない。これじゃ法治国家として日本の立場はどうなる、日本国民としての立場がなくなる。この点は私は非常に残念に思つてならないんですが、二百海里をしかねなければ何かわかるような暫定的なもの

がないものかどうかと考えるんだが、外務省、何か考えがないかな。

○説明員(渡谷治彦君) 我が国の周辺水域での韓国漁船による操業と関連いたしました、韓国に對し我が国の漁業水域暫定措置法を適用すべきであるという御意見があるということは私も承知しておりますし、この点につきましては常に意識いたしております。

韓国漁船に對し漁業水域暫定措置法にかわる方策を講ずることにつきましては、我が国周辺水域への韓国漁船の展開の状況とか、あるいは韓国水域へ出漁している我が国漁船への影響、現在の日韓間の漁業秩序との関連、さらには日韓関係全般に對してどのような影響を及ぼすかというような諸点を総合的に勘案しつつ、今後慎重に検討していくつもりであります。

なお、これは二百海里の適用の問題とは直接関係はございませんが、北海道沖では韓国側の操業につきまして自主規制が行われております。

それから竹島の問題につきましては、毎年機会あるごとに韓国側にこの問題を提起しております。昨年はソウルで開かれました日韓閣僚會議の際の外務大臣會議でもこの問題を取り上げております。しかし、残念ながら、双方の立場を主張し合うということとどまり、具体的な結論は出ませんでした。ことしの東京で開かれる日韓閣僚會議においてもこの問題を取り上げるつもりでおります。

○初村達一郎君 北海道のときに二百海里が出たんだけれども、二百海里ということをしてしまつて、それで日韓の暫定措置というものを結んだと聞いておる。それで今話を聞くと、弱腰だな。大臣に言うてくさい、もつと強くやつてくれと。それで、ちゃんと主張するところは主張しなければだめ。国民がついていけない。それを外務大臣に、特に初村から言われたということを言うてくさい。

以上で大体時間が参つたわけでございますが、大臣、今までの議論を通じて、韓国漁船の領海侵

犯、不法操業あるいはその他の問題、二百海里の問題もちょっとやりましたけれども、これに對する大臣のお考えを聞いて、私の質問を終わります。

○國務大臣(羽田孜君) 韓国漁船の不法操業の問題でございますけれども、この問題につきましては従来から注意を申し上げ、そうしますと、たしか昨年ぐらいまでは少し減つてきたといういい兆候が実は見えてきたわけでありましたけれども、またその後秋以来、今先生から御指摘をいただいたようなふうな違法操業というものはふえてきておるといふ現状でありまして、先日来先生の地元の皆様方からも現状というものを私どもも聞かしていただいております。

そういうことで、先ほど長官の方から冒頭お答え申し上げましたように、臨時代理大使を招きまして、今の状況というものを申し上げると同時に、このことを本國に對してきちんと連絡をし、そしてきちんとした措置をとるようになつていくことを実は強く申し上げたところであります。これからも違法操業に對しましては私どもは厳しく注意を喚起していきたいというふうに考えております。

○大城眞順君 日本農業の停滞が近年著しく、いろいろな面で変化し進歩してきているということは御案内のとおりでございます。そういうことを二、三面から考察してみたいと思ひます。

まず、手や足を土にまみれてやつてまいりました、ほとんど肉體労働によるマニュアルパー式な農業、これが原始的な農業であり、また、つい最近までの農業であつたわけでございます。それが一歩進みまして、機械化農業というふうになりました。これは我々メカニカル・カルティベイションと言つておりますけれども、そういう農業法に変わつてきた。そして今度は二十一世紀に向つてバイオサイエンス、バイオテクノロジーを網羅した一つの農業に変わつていきつた。これが一面。

二面として考えられることは、産業構造の中で

我々は農業を一次産業と呼び、あるいは工業を二次産業と呼び、あるいは観光その他サービス業を三次産業といった概念が崩れつつあるのではないかと。ということは、既に企業が農業をやつて、生産から加工、精製、流通、販売、すべてやつてしまつたという例もあるわけでありました。したがって、必ずしも農業だけをやるから農家でありあるいはまた農業者であるという概念は崩れつつあるんじゃないかと、私はこう考えています。逆に、今度はサービス業である例えば観光産業を見れば、観光産業も成り立たないといふところで、最近ではこれは三次産業ではなく総合産業であるといふふうな呼び方もあるわけでございます。そういうふうにして、私は農業の面も随分概念として変わつてくるんじゃないかと考えられます。

具体的なことを、これは第三面になりますけれども、申し上げてみますと、農法が随分と変わつてきています。例を申し上げますと、まず言われておるハイポニカ農法。これはトマト一本の木で一万二千個も実らすことができるという証明を万博でもやつておつたわけですが、あれはハイポニカの象徴たるものだと思つております。ほかの言葉で言えば養液農法とも言うらしいんですけれども、これは御案内のとおり、もう土は要らないんだ、水と光さえあれば作目はつくれるんだというふうな、極端に言えばそういう考え方であり、現にそれが成功しつつある、研究の段階で。そしてそれが長じまして、ビルの中で光と水さえあれば農場ができる。皮肉な言い方をすればコンクリート農場ができるんじゃないかと。そのそばのスーパーで、同じ建物の中でできたやつを売つていいのかわかりませんが、そういう形もある。

それから緑健農業というのがあります。これは三重県が元祖らしいんですけども、もともと土壌というものは、いい土壌とか悪い土壌とか

はないんだ、それに適した作目を植えればいいじゃないか、神様は土くれのところでも石くれのところでも植物ができるようにやつたんじゃないか、それを人間が勝手に変えたから変な格好になつていふんであつて、それなりの作目をつくれば実るんじゃないかというふうなことで、そういう原理で緑健農業をやる。これは沖繩でもありましたが、私は何回も行つてみました。例えばトマトでも、普通のトマトよりも五倍、十倍のピタミニンCが含有されている。そして足でその土をついたならば足が折れるぐらいにかたいんです。耕しているのかというのを耕してありません。耕していることなんです。そこにトマトの木を一本植えますと、これがまた五倍、十倍の数でナスびあるいはトマトなんかが実ってくる。これは土耕栽培でしようけれども、変わった形の土耕栽培。

そして今の二つよりも先んじたのが水耕栽培。いろいろ地下水を使つていふ。もちろん施設も必要ですけれども、それには農薬も要らない。農薬というものは、もともと土があるから病害虫が出るというんで、そのために必要になるという原理でしょう。水の中に同じような規格、同じようなサイズで作物ができる。売るのにも非常に便利である。こういうふうなのが非常に受けている時代なんです。

これに對して、農政というものは、新しい技術が進歩すればするほど農政というものもある程度変わつていかなければならないと、このように考えまして、こういうことを前提に置いてお聞きいたしますけれども、こういう農法、新しい農法の実態は一体どうなつておるか、ひとつ時間が許す範囲でまずお答えを願ひたい。実態はどうなつておるか、これら三つの農法がどこまで進んでおるか。

○説明員(首澤利彰君) 先生今御指摘の農業技術の変化、これはバイオテクを使つての農業技術の変化もございまして、またハイポニカ等のいわゆる水耕栽培、また極端なものはビルの中で行われて

いるいわゆる野菜工場と申しますか、まあ俗稱野菜工場と言われるようなものも一部出てきておりますけれども、しかし、いすれにいたしまして、例えば水耕栽培などは、施設園芸全体の面積が約三万ヘクタールぐらいございますけれども、その施設園芸全体の面積の中で三百ヘクタール、約一割程度が現在のところハイポニカあるいはほかのものを含む養液栽培で行われているというふうな情報を得ています。また緑肥栽培、先生御指摘の土を耕すに、また肥料も少ししかやらずに、しかも有機物をやらないという、今までの農業とはかなり違ったいわゆる断食農法みたいなことを言われている農法のようにございますけれども、静岡あるいは先生の地元の沖繩等々で一部の農家が扱っているようにございまして、千戸ぐらいの農家がこういう農法に取り組んでいるというふうな情報を受けております。

○大城眞順君 このハイポニカ農法なんですけれども、例えばサトウキビを沖繩では一年、十二カ月で約三メートル成長させることができます。しかしこの農法を用いますと七カ月に六メートル、これは大変な恐ろしいテクノロジーでございまして、こういったことで、これは今コストの問題だろうと思うんですけれども、コストさえ合えば、あるいはまた土耕農業とどこかでセットにするような形でまた新しい農法が生まれやしないかと、こういうふうな考え方も自分勝手にやっておるわけですね。

これらは三百ヘクタールですか、施設農業のわずかに一割だと、こういうことなんですけれども、事実、収穫は大変な結果を生んでおるわけですから、これは農水省としても私はないがしろにできないと思うんです。技術が先に行つて農政は、今までのいわゆる手足を汚す農業の前提で農政をやった場合に追いつかなくなる。そういうことであればお尋ねしますけれども、こういった新しい農法に対して将来の展望はどうなのか、そして現実にもまた将来に向かって政府としては助成策をやつてこれを進めていく方向にあるのか、あるいは私は我

僥知せずということになるのか、そういったものに対する政府の施策をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(青澤利彰君) 先生御指摘のように、近年、新技術を活用して品質のいい、例えばビタミンCが多いとかあるいは生産性の高い農業をやろうという動きが各地に出てきておるの事実でございます。私も今後我が国の農業を魅力あるものとして進めていく上でも、また高品質の農産物を生産者に安定的に供給する上でも、バイオテクノロジーを中心とするこれらの新技術の開発には大いに力を入れていかなくちゃならないというふうに考えております。ただ、農業も産業でございまして、やはりつくつたものがペイできるやうにコストをいかに下げていくかということもあわせて大切でございまして、収量の安定確保ということもあわせて大切でございまして、品質が高く、収量が安定し、しかもコストが安くなる、そういう形で新技術の研究開発をこれから大いに進めてまいりたいと思つております。また施設園芸等につきましても、例えば野菜工場みたいな形で栽培されるものはかなりコストが高いわけでございますけれども、それをもつと安くしていくような技術開発ができないかということも、民間の人たちの力もかりながら研究し検討を進めておるところでございまして。

○大城眞順君 いろいろと私個人として大変関心を寄せている課題ですけれども、いすれにいたしましても、このようにバイオテクの時代、バイオサイエンスでもって農業というものを押し上げていく時代になっておりますので、政府としてもこういった進んでいる形態に対してどうあらねばならないかということを積極的にこれから詰めていかないとおくれをとるんじゃないかという感じが私にはいたすわけでございまして、ひとつその辺の施策をお願いしておきたいと思ひます。時間もございませんで、次に進みますけれども、沖繩農業全般についてちょっと大臣を含めましてお聞きしたいと思ひます。何といつても沖繩というところは唯一の離島県であり、また唯一

の亜熱帯という地域でございまして、農業はもちろんで、あるいはまた文化の面、あらゆる面において鹿児島から北海道までのものとは形の上に、現象の上に相当違つておるのたぐいあるわけでございまして、そういったものを踏まえて沖繩の農業というのは語らないと、同じ物差しで沖繩農業を見たらんじや、沖繩農業の発展はないといううなことであって御質問申し上げます。

まず、沖繩農業のハンディキャップが非常に大きいのです。大きいし、多いのです。まず基盤整備が、二十七八年間のアメリカ政府時代、農業に対しての力を注いで入れてなかつたわけでございまして、それだけのおくれがあるわけでござい

ます。二番目に、経営規模が零細である。四十二の島からなる、しかも全体でも非常に小さい島々でございまして、経営規模が極めて零細である、そしてまた土壌の関係で生産性が非常に低い、今までの農法によりまして、そしてまた流通機構が離れているがゆえにまだ未整備なところがたくさんある。そして有名な台風、干ばつの多発であります。挙げればこういったのが沖繩農業のハンディキャップだと私は思つております。

それでは全然ハンディキャップだけであとプラスの面はないかという大いにあるわけでございします。将来に向けての沖繩農業の期待性と申しまして、どうか、期待できるファクターというものは亜熱帯農業ができること。これはどこにもできないわけではございまして、太陽エネルギーが豊富でありますし、そういったことからいたしまして、野菜、花卉園芸、こういったのが今盛んになりつつあるわけでございまして、特に花卉園芸の場合にはこの十年間で何と十倍の売り上げになっておるわけでございします。野菜が二、三倍になっておるわけですね。こういった太陽エネルギーを大いに利用しますと、周年、年から年じゅう緑でございしますので、肉用牛やその他の畜産についても大変有望なところがあるのではないかと、こういうことでございします。

政府のおかげをもちまして、補助率あるいはまた農業の基盤整備等の採択基準、これが大変緩和されて、特別な優遇措置をもって今どんどん沖繩の農業振興をやっている最中ではございしますけれども、しかしまだまだ本土並みにはなっておりません。そういったことで、沖繩の亜熱帯の特徴を生かした農業に我々自他期待をいたして努力しておるところでございします。特に大変な莫大な金額を投じてついで最近ミカンコンビバエが沖繩から一掃されました。この席をかりまして私はお礼を申し上げたいと思ひます。次はウリミバエが六十六年までに完全に防除できる、こういうことになるわけでございします。そうしますと、六十六年からは亜熱帯で露地栽培で何でもできるわけですから、果樹であろうと花卉であろうと野菜であろうと、大変な伸び方をするのでないか、こういうふうな考えをおるわけでございします。

以上、沖繩の農業の実現あるいは将来性に向けて私なりに考えてみましたけれども、日本農業の中における一地域ではありますけれども、沖繩は沖繩なりの農業の形態を生かして国策に資するということから考えまして、これからの沖繩農業のあり方についてどうお考えになられるか、大臣からまず総括をいただきます。他の局長さん方からまた詳しいことについてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 沖繩の農業につきましては、まさに今先生からお話がありましたように、亜熱帯の地域であるということと、その地域の特徴を生かした農業、これがこれから大きく発展していくであろうというふうに私も考えます。今お話をいたしましたように花卉あるいは野菜等につきましまして、例えば冬の間は私どもの信州なんかの花も相当の部分は沖繩から供給されているという話を聞いておりますし、また野菜が不足するであろう冬の時期には関東に対しても野菜なんか供給されておるといふ実績もございします。そういう意味でこれからの地域の特性を生かした農業を進めていただきたい、これが私どもとしても期待して

施策を進めるべきものであるというふうに考えております。また当面、大変今問題になってまいりました需給関係につきましては、先般、沖縄からも生産者関係にも御参加いただいて需給問題の懇談会を開催いたしました。冷凍パイナップルを抑制する、それから国内生産についても若干こういう在庫の増大の時期でございますので、従来の百万ケースという目標よりは二割減を目標にして少し抑えていただく、こういうような御相談をして、大体こういうことで当面難しい事態に対処しようじゃないか、こういう御相談をした次第でございます。

なお、パイナップル産業界に対しては、先般施行されました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の指定業種として、低利資金の融通でございまして、税制上の優遇、信用保険の特例、こういう経営安定策を講じまして、この辺の今の厳しい事態に対する経営安定対策、これもあわせてやってまいりたい、かように考えております。

○刈田貞子君 質問をさせていただきます。
六十一年度農林水産予算の説明を先ほど大臣から伺ったわけでありますが、いろいろ考えるところがありました。私は今ここに一つの新聞の投書を持ってきまして、大臣に聞いていただこうと思います。

わが国も例外ではなく、戦時中には聖戦遂行のための食糧増産が、戦後の食糧難の時代には強権の発動までして食糧の調達供給が行われてきた。高度経済成長期には「農業基本法」が制定され、工業立国の中での農業の進路を示した。国の強力な指導によって、農業はその形態を自給自足の型から、経済性追求のそれへと姿を変えてきた。

しかし、農政が指導力を発揮できたのは、残念ながらそれまでである。昭和四十年代に入つてのコメの減反政策以降、進路を見失い目的地がわからず、墜落した日航ジャンボ機さながら、ダッチローをくりかえしつつ現在に至つて

ている。

そして、それが、今年もつづくことを昭和六十一年度予算は告示しているかの如くである。農業には個人の努力ではどうにもならない問題が多すぎる。農林予算ばかり、自由化問題ばかり、である。農民個人の前に厚い政治の壁が立ちふさがっている。それだけに国の農政のカジ取りは一国の農業の運命を左右する。今年度（六十一年度）の予算でみるかぎり、農業の衰退はさらに加速されそうな気がしてならない。こういう新聞の投書を持ってまいりました。これを下敷きに予算に臨んでの大臣の御感想をひとつ。

○國務大臣（羽田孜君） 一つの考え方といえますか、そういうあれもあるのかなという感じを受けますけれども、私は、農業というものがこれから衰退に向かう、あるいは農政というものは指針を失っちゃった、そういうものは持つておりません。むしろ私自身、先ほどもちよとお話ししましたように、十年間もこんなことやりながら、またこの農政の問題と取り組んでいくことになったわけですから、非常に厳しい、難しい環境にあるかもしれないけれども、しかし新しい時代の中で農業というのはこれから発展していく可能性というのを相当秘めておるということ、そこにまた新しい技術、先ほど御議論があったような技術というものが今どんどん生まれつつあるということ、そして農政は基本的にはずっとこのところ追い求めてきて、それほど進んでいるということ、これは申し上げることはできないわけですが、しかし、今逆に高齢化社会等を迎えながら、規模の拡大というものがこれから進むんじゃないかということが私も見通せるということ、さらにこの面について助長していかねばいけないというふうに考えております。

そういう中で今度の予算。もう予算にあらわれているということであります。確かに予算そのものは、全体的に国の予算が非常に厳しい財政事情の中で、それぞれの分野を切り詰めていかなければならぬという中で、農業予算も前年対比、減らざるを得なかったというのが現状であるわけでございます。ただ、私どもはそういう中で前段申し上げたような、これからあり得べき農業の姿というものを追い求めながら、例えば土地改良なんかについても工夫を加えようとか、また新しい技術に対して工夫を加えようとか、また改良資金等のように中央競馬会からお金を持つてきながら、本当にやろうという農業者に対して力をおかししようというふうな実は配慮というものがなされていくわけでありまして、確かに全体の総額としては、このところ、去年の対比だけじゃなく、ずっとこのところ減っておるという現状でありますけれども、しかし私は農政そのものが先細りになっていくものじゃないんだということを申し上げたいと思うわけであります。

○刈田貞子君 大変強い抱負をいただきました。ぜひ大臣の力を発揮していただきたいというふうに思っています。
次に、輸入牛肉のことについて伺いをいたしますが、新聞の記事だけで読みましたが、事務次官の三十一日付の御発言で、円高差益を何らかの形で反映させるために、輸入牛肉の値下げ問題について検討しているということが書かれております。今までの輸入牛肉の値下げという方向は出されておりました。このたび初めての前の向きのあの発言だというふうに思うんですが、これも、全国三千の指定店を通してこの輸入牛肉が安くなるのはいいですか。

○政府委員（大坪敏男君） ただいま先生が御指摘の、輸入肉に関する差益還元の一環といたしまして、消費者への廉価な輸入肉の提供につきまして、目下検討中でございますが、その一つの方法といたしまして、現在私どもの方では「肉の日」というものを月に一回設けているわけでございます。かつまたそのほかに指定輸入牛肉販売店制度を設けているわけでございます。これにつきまして、売り値の目安といたしまして、一般の市価の一、二割安という小売価格の目安価格を示して

いるわけでございますが、これにつきまして引き下げの方向で目下検討しております。ただ、具体的内容につきましてはまだ結論を得ていないわけでございます。

○刈田貞子君 その値下げの考え方なんですけれども、今まで輸入しているのが例えば二百四十円だとしますと、今、百七十八円から幾ら幾ら、何割下げられるというふうな一つの基準といたしまして、ルールをつくって値下げをなさるのか。それとも事業団の考え方ですか。そのことを確認しておきますと、これは一つの大事な前例になってまいりますので、その辺の基本的な考え方はどうなのか一つ。

一、二割程度は安くしたいというふうに今おっしゃっておりますけれども、輸入牛肉は売られてる場所によっては非常に価格がまちまちです。今、例えばコンパをやるなどというときには、スーパーに買いに行きますと、四百グラム入りパック二つで九百八十円で買えます。しかし指定店ではそんな値は出ていません。そうすると、一、二割安くするということ、これは大変歓迎すべきことではありますけれども、どの値段を基準にしての、二割安というふうにお考えなのか。二点について。

○政府委員（大坪敏男君） まず先生の御理解を賜りたいと思っております。現在、牛肉の価格安定につきましては、畜産物価格安定法に基づきまして制度ができています。これは安定上位価格と安定基準価格と、二つの幅の中に価格をおさめるということでございますが、それにおきまして、仮に輸入価格が下がったからといって、直ちにその分だけ売り渡しを下げるというわけにはなかなかまいらぬというところがあることをまず御理解賜りたいと思うわけでございます。ただ、これとしまして申し上げますと、安定価格につきましては二・三割の引き下げを行っております。したがって、輸入牛肉の売り渡し予定価格もこれに準じて引き下げを行いたいと考えております。その点まず御理解賜りたいと

思います。

それからもう一点、先生、一、二割下げるといふことをおっしゃいましたが、現在「肉の日」あるいは指定店舗で行っておりますのが、一般市価の一、二割安というのを目安にして特別販売をされているわけでございますので、その程度をさらに引き下げたいということを現在検討しておるということでございます。ただ、その引き下げのさらに引き下げる程度につきましては、現在検討中でございまして、ここで申し上げるまでに至っておりません。

○刈田眞子君 消費者にとつては値下げは大歓迎です。ようやうつてくれた、当然だというふうには思っています。ただ、それが今度国内和牛との競合の中ではどんなことになりますか。私は両方の立場を踏まえておりますので、そんなところはいかがですか。

○政府委員(大塚敏男君) 輸入牛肉を売る場合の考え方をしましては、輸入牛肉に相当する国産の牛肉、通常私どもは乳用雄牛の肉が相当すると考えているわけでございますが、その時価を一つの目安として輸入価格の販売を考へていく、そういう考えに立つてやっておりますのでございます。

○刈田眞子君 はい、了解いたしました。次に、先回予算委員会の際に、私どもの中野明議員が農用機具の安全性の問題等についてお尋ねをいたしました。私もそれについて引き続き少しお尋ねをしてみたいのであります。

安全対策の事業がどんなふう具体的にやっているのか。あのときの大臣の答弁でも、これから安全対策に力を入れていかなければならないという御答弁をなさっていらっしゃいましたので、その安全対策の具体的な事業を予算の項目の中から私も拾ってみたいわけですが、そのことが一つ。それからこの農業機械については共同利用ないしは広域利用ということが一つの施策として打ち出されておるわけでございますけれども、その点が現状どうなっているのかについてお伺いいたします。

私は予算案の見方が上手ではないのですが、それによつて見ると、ことしの安全対策というのは、農業機械化対策推進事業の中の都道府県等推進事業、それから市町村農作業安全推進事業、それから農業機械化研究所の費用及びその出資金、この四つの項目の中で安全対策を考へて取り入れたいというふうな考へてよろしいでしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) まず安全対策の關係でございまして、これは大変たくさんの方があるいはたくさんの方々が農機具を使用しておられますので、安全対策ということになりますと非常にいろいろな形で対策を講じなければなりません。一つは研修ということと、これは国にもございます、県にもございます。農作業關係の研修のときには安全研修ということとを特に重点的に取り上げて実施しておりますし、そういう人に対する指導、それから市町村段階では農作業の安全巡回指導ということとで、特に老人、婦人の方を対象にして安全講習會の開催をやっております。こういういわば人に対する研修なり講習等を通じて安全な運轉の仕方を学んでいただくということが第一でございます。

それから普及啓蒙の面では、これはいろいろテレビの放映とかポスターを配りまして安全意識を啓蒙する。これが第二のタイプでございます。それから、より基本的には機械そのものの安全性を増さなければいけませんので、これは機械化研究所で機械の型式検査、安全鑑定を実施しておりますが、その中で特に安全鑑定については安全鑑定基準というものを設けてまして、側れたとかそういう場合の人体に対する防護装置をつけるとか、こういうことで機械自体の安全性を増すというふうな、大体今以上申し上げました三つのタイプで安全対策を実施しております。

なお、関係予算でございますが、先生のお挙げになりました分類とあるいは完全に一致してないかもしれませんが、大きく分けますならば、県や市町村の指導推進とか、いろいろ啓蒙とか、そういうものを含めました農業機械推進費と

いうことで二億一千百万円ということでございます。それから機械化研究所については、これは補助金で七億三千四百万円、こういうものを計上しております。これは機械化研究所全体の数字でございます。このほかに安全意識啓蒙の委託費というもので二千八百万円を計上しているわけでございます。

次に、利用面の問題でございます。これは農機具の入れ方、利用の仕方によつては大変過剰投資になりがちでございますので、いろいろな形があるわけでございますが、共同利用ということになりますと、集団的な生産組織をつくることと、あるいはさらに進んで協業経営までいくこととで、この生産の組織化を図ることとでございますが、実はこれ自身もなかなか難しい面がございます。今私どもが予算というものを考へて重点的に実施しておりますのは農業機械銀行、こういう形でございまして、これは一つの重点的な仕事として進めておりますが、この中で具体的な例を挙げますと、例えば一つの地域では、農作業をここに機械を持って委託する人、それからそれを引き受ける人、この割合が大体十六対一ぐらいになっておりまして、大体十六人の方が委託するのを一人で引き受ける、こういうような形で広域的な利用がかなり促進されている。こういうことが実現になっておりましたら、機械銀行自身についてはこれから農協の大分協力も得ながらさらに推進していきたい。それによつてお尋ねのございました広域利用をさらに進めてまいりたいと考へております。

○刈田眞子君 今の農作業安全指導研修の実施ですね、これは指導員がじかに巡回指導をして歩くというところが一番大事なことで、これをみると、安全指導員の行政監察なんかでは、これを見ると、あるいはまたそういう研修をやつても安全指導員の出席率がまことに悪い、一五・二%とか二五・九%というような比率でしか研修會に参加してないところがあるというふうな御指摘が、五十九年六月に総務庁の行政監察で出ておりますね。だから、仕組みができていないことは私もいろいろ調べたにそうかというふうな思いますが、指導員にはなつていてもその人たちが事実上今研修會を開いたりと言われている研修會に参加してないんじゃないかということでは、本当は啓蒙されてないんじゃないかというふうな思ふんですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(関谷俊作君) 昭和五十九年六月になされた総務庁の農機具關係の行政監察、それに基づきます改善措置、改善意見の中で、農業機械化対策推進事業の中で、お尋ねのございましたような、非常にねらいはいいわけですが、なかなか実行がしつかりしてないという点の御指摘もいただいております。これははいいただきました以後、ほかの項目も含めて逐次改善に努めておるわけでございますが、特に六十年度の事業計画以降、これらの審査の徹底を図ることと十分關係の會議で指導しながら、補助事業の実施面につきましては、ここで御指摘を受けましたような事態を解消するように強力に指導してまいり考へております。

○刈田眞子君 いろいろ機械化が進んでいくことは目に見えていられるわけですが、それだけにそういう安全確保というところに対する事業というのはこれからますます大事なものになっていくというふうな思ふんですね。それで私も先回の予算案のときにもお願いをいたしました次第でございますので、ぜひ安全確保ということと細心の策をとっていただきたいというふうな思ふわけでござい

ます。それから先ほど言われました農業機械銀行のこととでございますけれども、これもやっぱり総務庁の勧告にもありますね。それについて少し伺えば、今おっしゃった委託の關係も余りうまくはいっていない、それが建前なんだけれども、うまくいっていないというふうなことが出てますね。そ

れから機械そのもののいわゆる遊休化というんですか、そういうものも御指摘でございますね。私は、六十年年度の農業機械作業広域調整促進事業でしようか、これと六十一年度の分とを比較してみたいんですが、何か意図を持って置きかえられたのかわからないんですけれども、六十年年度分がゼロになっているものが六十一年度分では、それから六十年年度にあった事業が六十一年度でゼロになつたりしているものがありますね、機械化対策について。これは今の総務庁の勧告なんかを下敷きになさって、より効果的に知るためにこういう形をとられたんでしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) まさに刈田先生のお尋ねのとおりでございます。従来はどちらかと申しますと、いわゆる機械化銀行的なものなり、中古機械の流通促進とか、いろいろな面がやばらばらにございまして、そこへ総務庁の御指摘もございまして、実は昨年は特にこういう機械の有効利用による経費の削減、こういうことに重点的に取り組もうじゃないかということ、農業資材の懇談会まで開催しまして、その結果として、昨年の秋からでございますけれども、農業機械の高度利用促進、一種の運動的な事業を興そう、こういうことになしたわけでございます。それに従いまして六十一年度予算を組みましたので、こういうふうに従来事業を六十一年度はゼロというふうにしなして、新しく高度利用促進対策六億円余りを計上したわけでございます。その基本的な考え方は、もともと現在の機械利用について一種の診断的なことが必要であらう、いろいろ過剰導入もございまいしょう。そういう一種の診断、自己点検というふうなことから始めて、それに従つて一定の地域内にある機械を有効利用する利用改善計画をつくるとか、それに従つて農業機械銀行のような機械のあつせんをするという、そういうふうに対策を総合的に組み立てし直そう、こういうことを六十一年度にいたしたわけでございまして、現在の我々の計画では高度利用促進対策事業、これを当面三年間ぐらいを目標にして、できるだけ機械の

効率利用を通じてコストの削減、こういうことにも取り組んでいこう、こういうことが予算面にあらわれている次第でございます。

○刈田貞子君 今の補助ですね、当面三年ほどの補助というふうにおっしゃいましたね、今、それが今年でたしか五年補助でやつてきたんだね、発足当初は、名目は違ふけれども事業内容は同じですね。それで五年の補助でやつてきたんだけれども、補助事業が終わった途端に、それが定着しないので結局、解散しちゃつていくとか、うやむやになつてしまつていくというふうなことで、検査院の方の指摘の中でもこの機械銀行は入つていないですね。

それで、予算の関係等いろいろあつて、確かに補助期間を短縮していくことは私も決して反対するわけではないのですけれども、補助をしてきて、そしてやつと積み上げてきたんだけれども、補助金カットしてしまつたら、その途端にその機能は有効に働かなくなつたというふうなものであつては、結局、補助がむだになるということになりますし、会場の指摘なんかでは結局、機械銀行が定着しているものと定着していないものと、比率が半々ぐらいじゃないのかというふうな指摘をされていくわけですね。

したがって、今回の二百五十地区ですか、四分の一から五分の一にしながら、三年連続で補助していくという、このことについて私はちょっと疑問を持つ者の一人なんです、これはいかがでしょう。

○政府委員(関谷俊作君) 補助事業の実施期間については、これはいろいろな考え方がございまして、確かに従来割合五年単位というものが多かったわけではございます。それは確かに定着させる安定的な面ではよろしいわけですが、反面、だんだん終わりになると少しマンネリ化するという、補助事業に取り組み真剣さがなくなるというふうな面もございまして、今回はこういう高度利用という理念に支えられて実施をする事業でございますので、余り長くというよりは、三年

程度の間にとかくしつかりと成果を上げよう、こういうことで、従来ございましたような機械銀行の中でも、十分に機械の有効利用が行われてないというまことに好ましくない結果を何とかこの三年を中心にしてしまつてくような方向で、名前も新農業機械銀行として、新とつけばいいというものでございませぬけれども、その辺の意気込みを含めましてとにかくやしていきたい。こういうことでむしろ期間は少し短目の方がいいんじゃないかという考え方にした次第でございます。

○刈田貞子君 だから、いわゆる団体とか都道府県ですよ、こういうところへの指導というか目配りという、そういうものをやつていっていただかなければいけないんじゃないかというふうな思ふんですけれども、共同利用、広域利用というのはこれから必要で非常に大事な事柄になります。それだけにこの事業が完成されていかなければならないというふうに私は思つておりますので、ぜひその辺の御指導をよろしくお願いいたします。

そして一連の高度利用促進事業の中の例の中古農業機械、こつちの方の分なんですけれども、中古農業機械流通促進事業だつたですね、前が。今度は施設整備に変わった理由は何か。六十年年度は中古農業機械流通促進事業でした、各々が。それが六十一年度には流通施設整備になつていくわけですね。事業内容が変わつたのかどうなのか。

○政府委員(関谷俊作君) 基本的には中古機械の流通促進というねらいは変わつておらないわけでございますが、今回は施設整備という施設のポイントになる中心施設の整備に重点を置こうということとで名称が従来の流通促進から変わったというところでございまして、ただ、これも従来のように単独に中古機械の流通促進をやるんじゃないくて、高度利用促進対策の中でできるだけ余つていくものは中古の方に輸出していくという、全体の利用計画の中にこれを位置づけようということにしたいわけではございます。ただ、事業そのものとして、流通促進というよりは、補助事業の内容が設

備の設置でございまして、そのねらいがはっきりするような名前の方がよろうということで改めたという次第でございます。

○刈田貞子君 地方を回りますと移動展示が実は人気があるんです。中古農機具の移動展示が人気あるんですけれども、今度これを廃止なさいた。それはいかがですか。

○政府委員(関谷俊作君) これも、期間移動展示でございまして、どうも補助事業の内容が本場の施設を設置するというよりは、何か消費的なし、かも余り大きくない金額に助成するというような形でございますので、補助事業の形態としては、どうも何かそういう期間展示については補助対象として取り上げることを続ける必要はないんじゃないか、こう判断した次第でございまして、別に、先生がお尋ねのように、人気のあると申します、人の集まるこういう形の仕事がもう要らなくなつたということではございませぬ。

○刈田貞子君 少し機械の問題に頭を突っ込んでみましたが、非常にいろいろなテーマがありますし、こういうシステムを組織化し、あるいは近代化していくためにはまだまだいろいろなことが考えられていかなければならないということを実は感じましたけれども、きょうはそういう細かいところまでお伺いするわけにまいりませんので、先ほども申し上げましたように、円滑に運営されていくことを私は期待いたします。

それから次にエネルギー問題についてお伺いたしますが、ただいま東京でもエネルギーフォーラム、何か世界的な規模のエネルギーフォーラムが開かれていくように聞いておりますけれども、エネルギー問題というのは、これは農林水産業だけの問題ではなくて、むしろ日本の国全体のテーマであるわけではございまして、農林に投下されているエネルギーというものは大変なものがあつて、昭和四十八年以降の二度のオイルショックのときに農林水産業が受けた影響は非常に大きかつたわけでありまして、それ以降、省エネルギー意識というふうなものも浸

いうふうには農村婦人は言っております。これは非常に大変な調査であろうというふうには私は思っています。六一・三％が婦人の労働です。農業労働力の六一・三％が、兼業であれ専業であれ、婦人の労働力。こういうことを考えた場合に、今私がお願した三つの事柄は果たして整備されてきているかどうかというふうなところに気がになります。

それから三番目の婦人の実質的な社会参加を進めるために農業委員会に参画する、農業委員あるいはまた農協等の役員、こういうふうなものに婦人がどれだけ進出するようになってきているのかどうか。三点お伺いします。

○政府委員(関谷俊作) ただいまの国連婦人の十年の後期重点目標の三点でございますが、第一点、第二点、第三点とも、これはまさに我々がこれからさらに努力することが多い面は全体として事実でございますが、それぞれについて申し上げますと、特に農業面での経営技術についての普及指導については、生活改善というものを通じましたその地域の健康な生活あるいは食生活、それからさらに地域において農家の婦人の果たす役割、そういうものを開発していく。こういうことで、これからは私も農村婦人役割開発促進事業、こういうものを仕組みながらこれからさらに努力してまいりたいと思っております。

それから生活全般の問題といたしましては、生活の環境整備ということについて、従来ございました生活改善対策事業にかわりまして、いろいろ農業改良資金の中における対応とかいうことも通じて現実に対応していきたい。その一つとして、六十一年度から農村地域トータルライフ向上対策事業という、かなり全般的に地域なり、八十年人生というふうなことも考えました農村地域の生活面での向上対策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、最後のいわゆる社会参加の問題につきましては、これも一つの農村における婦人の役割開発事業でございますが、現実には農業委員会の委員

員の中で婦人の占める割合〇・〇八％、それから農協の役員の中では〇・〇四％ということでは、大変少いように思います。こういう点については、従来の傾向、大体そのぐらいの比率でこのところ推移しておりますが、これは農村社会の中においてこれからの地域の活動の中で解決すべき問題ではなからうかというふうに思います。

なお、農協の中では全国の農協婦人組織協議会、こういうものを組織されたり、あるいは御承知のような農協婦人部、こういうような組織もございまして、こういうことを通じて地域社会の中での婦人の役割というものが今後高まってくるように我々としても十分心得てまいりたいと思っております。

○刈田貞子君 要するに女性には下支えの役をやったりやっていると、こういう感じなんです。しかし、昨年ケニアで国連婦人の十年の最後の締めくくりにあつたので、そこで西暦二〇〇〇年に向けて新しい婦人対策のための未来戦略というものが打ち出された。三百七十四項目にわたって出ております。その中の百七十四項目に農村婦人に対するあり方、これが書いてありますけれども、時間がありませんので後でよく読んでいただきたいというふうに思います。これは大事な示唆が載っております。これはひとえに発展途上国だけのテーマではございませんで、農業国としてそれなりの地位を持つている我が国の、日本の農村にあつてもぜひ一國連が決めたい一つの指針であります。しかも来年からは毎年そうした婦人の施策がどのように進んでいるかを国連に報告する義務が出てきております。そのために農村社会では婦人対策にもっと積極的に取り組んでいかなければならないというふうに私は思います。

大変恐縮ですが、ここに農水省の高橋課長が書かれた一つの報告が載っておりますので、高橋課長がそこにいっているのには大変申しわけないんでございますけれども読ましていただきます。

これも全文は読めませんので項目を申し上げますと、「農村婦人問題に関する今後の方策」。大臣

よく聞いていてください、私が言わないと聞かないんだから。「農業及び農村生活における婦人の寄与貢献に対する認識と評価」を考えていきなさいと言つてしまつて、いろいろ彼女が言うていましてそれから後で読んでください。それから「労働に対する適正な評価と報酬が必要であり、また、土地や資産の所有権、管理、相続権が、男性優先にならないように適正に行われる必要がある」。これは私もいろいろところで再三申し上げてきたことですが、このこともやはり言われております。それから「農村婦人がおかれては様々な状況改善は、国の政策として総合的に取り組まねばならない」と。こう言つていります。淳ちゃんも言つていります。そして「農村婦人問題は、伝統的な生活習慣や保守的な意識に左右されることが多くに多いから、法律、制度面の整備」だけするのではなく、生活習慣や意識まで変えていかなければいけない、こういうふうな言つていります。

それで、そのことについて先回のケニアのナイロビの婦人世界会議で我が国が批准をいたしました婦人の差別撤廃条約ですね、この差別撤廃条約の中にもそのことが実はうたわれておりました。婦人のあらゆる差別をなくしていかなければならないということの中に、「婦人に対する差別とならないかなる行為又は慣行も差し控へ」さらには、「婦人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む)」しなければならないといつてある。これが一番問われるのが農村社会なんです。慣習、慣行に至るまで、あるときは立法措置をとつてもこれを廃止し、修正していかなければならない。それを今淳ちゃんが言つていられるんです。ぜひ真剣に取り組んでいただかなければいけないことを私は要請して質問を終わります。

○塩田啓典君 それでは、きょうは林業の問題についてまず最初にお尋ねしたいと思つております。これは林野庁の資料で、いわゆる林地の荒廃の発生状況につきまして、昭和六十一年は七千六百九

十四カ所で約九百二億八千八百萬円の被害額であると示しております。この十年間で一番多いのが五十七年の二千四百八十九億、一番少ないのが五十九年の五百三十七億。しかし方向としては急速に林地荒廃による被害額が増加の傾向にあるように思ふわけでありまして、この発生状況とその原因についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○政府委員(田中恒寿君) 大変御案内のことが多いかと存じますけれども、我が国は一般に地形が大急峻でございます。日本の川は川ではない、滝であると言われたほどでございます。そういうふうな地形と、さらに地質が大変脆弱でございますので、またそれに加えてと申しますか、台風、集中豪雨等が毎年のように来るといふことから、災害が発生しやすい条件にあると思ひます。特に最近大いなる災害が引き続いたように思ひます。五十八年に島根県、五十九年には長野県西部地震、昨年も長野県では地附山の地すべりなど激甚な災害が多発していただいておりますが、

一般的に先ほど申し上げました条件に加えまして、最近毎年気象台開設以来といふような異常気象的な集中豪雨があらわれました。もう一つ加えますと、開発の形が、最近の都市化の進展に伴ひまして、山、山ろく等での開発が進められ、災害により被害を受けるおそれのあるそういう保全対象が増加してきておる、そういうことが相乗的に加わりまして被害を大きくしておるといふふうに考えておるところでございます。

○塩田啓典君 私は、最近非常に大きな問題となつております山村の労働力の流出とか、いわゆる間伐等の適正な管理が行われていない森林が増加している、そういう点が被害を増している点もあるのではないかと、こういう点を心配しておつたわけでございます。その点は特にどうなんですか。

○政府委員(田中恒寿君) お話ございました災害

の種類につきましては、忍び寄ると申しますか、だんだん顕在化しつつある。これは放置しておきますと、お話にありましたような間伐の手おくれによりまして林象、地象で亀裂が生じ、脆弱化しておるといふような森林がふえておりますので、これが原因で直ちに大災害というところまでは、今日まだその数がございませんのは幸いでありまして、この林業不振が続きますと適正な保育管理が行われないうと、災害の引き金と十分なり得ると申しますか、非常に懸念される状態にはあるわけでございます。

○塩田啓典君 国土庁が昭和六十一年十二月の国土審議会へ提出した資料「森林と国土管理」の中で、人工林が約一千万ヘクタール、そのうちで緊急に間伐を必要とする森林の面積が約九百万ヘクタールである、現在程度、年十萬ヘクタールぐらいの間伐では、二〇〇〇年代には間伐されないままに伐期を迎える森林が約二百七十萬ヘクタールになる、このように警告しておるわけでありまして、関係者の話では、もっとひどいんではないか、こういう意見もあるわけですね。現在いわゆる間伐が適度に行われなくて放置されている森林の現状というものはどの程度であるのか、林野庁としてはこの国土庁の発表についてどのような認識を持っておられるのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(田中恒壽君) 現在の間伐を緊急に必要とする森林の面積、これは私も同じ認識でございまして、約九百万ヘクタール、それは同じでございまして、これが緊急と申しますのは、五年以内くらいにぜひともやらなければならぬというところでございますので、五年でありますと年に三十八萬、大まかに四十萬ヘクタールが年に必要面積と言えようかと思ひます。

〔理事浦田勝君退席、委員長着席〕
現在行われております間伐が、毎年少しづつふえておりますが、二十五萬くらいですので、六〇％は実行できておる。六十一年からは例の活性化五カ年計画の重点を置いておりますので、間伐

予算なども非常にふやして取り組んでこれをふやしていきたい、それを呼び水にして自力によるものも誘い水でどんどんふやしたいということと一生懸命取り組んでいこうとございまして、今のお話の数字等とは基本的にその認識は変わっておりません。ただ、途中で我々努力しますので、最後の二百七十萬ヘクタールもの森林が手入れ不足のまま伐期にいくというところがないように最大限努力したいと思っております。

○塩田啓典君 そうしますと、国土庁の方の年間十萬ヘクタールぐらいの間伐と言っているわけですが、それは林野庁の調査では大体二十五萬ヘクタールぐらいやっておる。したがって大体適度に必要分についての六割はやっておる、このように理解していいわけですね。この点食い違いはどうしてあるんでしょうかね。

○政府委員(田中恒壽君) その十万というのは、予算上間伐促進事業で九萬五千、その数字でして、そのほかに融資、自力、いろいろ全部取り合わせまして実際に行われておりますのが約二十五萬でございまして、間伐促進事業で予算上これまで見ておりましたのが約十萬程度、その数字であらうと思ひます。

○塩田啓典君 今回の予算ではこの資料を見ますと、森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画として、間伐等林業活性化緊急対策事業、国費が三百五十億、融資が四百億、これは五カ年計画の予算だと思ふんですけれども、これはどういう内容のものなのか。また、これによってどの程度、今のお話では大体必要な分の六割ぐらいの現状とお話ございましたが、これはどの程度アップできるのか、内容をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(田中恒壽君) 六十一年の確定した予算で申し上げますと約八割の増加になっておりまして、六十一年が五十億でございまして、六十一年は九十一億、約八〇％の増加でございまして、その予算上に見ております補助の対象の間伐面積も約九萬を十六萬ヘクタールとふやしておりますので、先ほど先生おっしゃいました十萬というのは

昨年までの九萬のことであらうかと思ひますが、そういうテンポで、普通の予算ではあり得ないくらい伸びで組み込んだわけでございます。

大体、伸びの率から申しますと、今後の残された五カ年計画の期間におきまして、この程度のものはぜひとも組み込んでまいりたいと考えてはございまして、明確に現在、総量で幾らと申すことにつきましては、ちよつと資料を持ち合わせておりませんので、六十一年の伸びの状態を基本的に考えてまいりたいというふうに申し上げたいと思ひます。

○塩田啓典君 こういう厳しい財政の中でこれだけ前進するということは、林野庁としてまた政府としても、林業に対する認識において一歩前進した、こういう評価をしたいわけでありまして、ただ、私の感じとして、いろいろ林業関係者等から聞く話から考えるときに、それだけでは決して十分ではない、さらに努力をしていただきたい、このことを要望いたします。

特に最近では、森林に対するいろいろな、林業生産というところ以外の社会的な要求も非常に高まっているわけですね。しかし、これはある新聞に載った訴えでございまして、国土庁が行った森林に関するアンケート調査で六十歳になる人が訴えた。「森林、林業、山村は、自然環境問題としていかに声高に叫ばれようと、経済的に自立し得ない限り、むなしなものに聞こえます。」云々。

要は、どんなに立派なことを言っても、林業経営者が経済的にやっていけない、そういうものでないとなかなか間伐、林業も進まないんじゃないかという、こういう点は私はそのとおりではないかと思ひます。そういう意味で、現在なかなか林業を経営しても非常に採算が合わないという、こういう声が非常に多いわけですね、こういう点は林野庁長官としてはどのような認識を持っていますか。

○政府委員(田中恒壽君) 確かに林業経営をめぐるいろいろな景況と申しますか、いろいろな条件が大変悪化していると申しますか、非常に厳しい

情勢にございまして、産業として見ました場合に林業の基盤は大変弱くなっているようなことは御指摘のとおりだと思ひます。

一つには、完全な開放経済下で国際的な産地間競争にいますか、北米、カナダあるいはニュージーランド、チリ等の国際的な素材間競争に見舞われておることとか、あるいは木材同士でなくとも他の代替品が非常に進んでまいりましたので、どうしても木材でなければならぬというふうなものも突き詰めれば見出しがたいというふうなこともございまして、素材間の競争、そういう両面からの厳しいあらしの中で経営をしておる、しかも五十年、六十年かかるといふ長期を見通した仕事でございまして、そういうことから条件は厳しいわけでございますけれども、そういう特質に根差した政策をぜひとも展開しまして、これを支えていかなければならぬというふうに考えております。

○塩田啓典君 それでは、林業がこのような非常に苦しい状況に追い込まれた原因はいろいろあると思ふんですけれども、今問題になっておりますのは、前回の委員会でも私が申し上げた点で、一つは山林の相続税の問題、それと一つは林道をひとつと整備するといふ問題、こういう点が一つの林業の活性化につながっていくんではないかと私は思ふんです。

まず、山林の相続税の問題であります。現在、立木の時価の八五％の評価で相続税をかけるという評価が、現行のこの評価というものが実勢よりも非常に高過ぎるという声があるわけですね。それについては林野庁としてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(田中恒壽君) 相続税の財産評価に用います立木評価額は時価によることとされてはいるわけでございますが、その時価につきましては実勢を反映するべく毎年見直しが行われるところでございまして、

お話しのように、昨今木材価格が大変低下いたしておりますので、立木の標準価格につきまして

も、五十八年度分以降は毎年一割程度の引き下げが行われているところでございます。六十年度で申し上げると、例えば杉の場合、対前年八八%でございます。ちなみに、五十五年は最高でございました。五十五年に比べますと六十年は七二%というふうになっておるわけでございます。六十一年度につきましても、最近のこのような状況でございますので、この実勢が反映されますように国税庁に、林野庁といたしまして要望いたしておるところでございます。

○塩田啓典君 五十八年からの標準価格、これの資料をいただいたわけですが、例えば広島県の場合は、標準伐期にある森林の立木の標準価格として、これは二百万円です。ところが広島の場合、いろいろお聞きしてみますと、実際はもう二百万円なんかでは買手は全くない。杉が今、米田から輸入するツガと非常に競合いたしまして、米田材が立米で大体二万円である。ところが、一ヘクタールで二百万円というところ、これはもう運賃が非常にかかるし、そういう点で、今、山売つても全くだだいたいの値段。しかも一方、山を切ればかなりの植林費がかかるわけですね。植林が広島の場合は大体八十から百万ぐらい。もちろん国からの助成がありますから、三十万から四十万ぐらいが本人負担。木を植えれば五年ぐらいは下刈りとか、つる切りをやらずにちやいかぬ。さらにまた間伐をやっていく。そうすると、これは銀行に預金でもしておいた方がよっぽど収入が大きい。

今、山林に相続税をかけるということは、今までいろいろお金をかけてきたものがそれ以上に返ってくるというのを前提に相続税をかけるんじゃないかと思うんですね。ちょうど一生懸命息子を大学へ行かせて育てて、その息子はうんと稼いでくれる息子であれば相続税かけてもいいと思うんだけれども、大飯食らいで道楽息子、こういうものに税金をかける。もちろん木材の価格というものは、これから十年、二十年、今のような状態かというところはわかりませんが、いずれに

しても、今の現状というものはちょっと現実とそぐわないんじゃないか、これでは山に間伐をして投資をする、そういう意欲はわいてこないんじゃないか。だから少々の助成をしてもなかなか進まないんじゃないか、もつとそういう本質的な問題にメスを入れないかなければ日本の林業は大変なことになるんじゃないか。そういう認識を持っていくんですけれども、その点はどうなんですか、林野庁長官としては。

○政府委員(田中恒寿君) 先生と全く同じような心配は林業関係者も持つておるところだと私は考えております。これまでですと、造林して悪かったという例はこれまでは全くなく、それはインフレということもございまして、しょうし、やらないということはなかったのですけれども、今、最近の情勢の延長で考えますと、おっしゃいますような懸念もあるし、現に意欲を失って再造林をしない、また家の制度の基盤と申しますか、そういうものも薄らいでございまして、非常に長い目で山を見る、林業を考えると風潮が薄らいだことも確かでございます。そのために公的機関が関与して支える度合いが強くなってきておるようによ考えますけれども、それだけで広い大きい林業の分野をカバーし切れるものではないと思います。どうして産業として自立できる道を幾ら苦労してもその中で模索していかなければならない。その大きな柱は、例えば需要開発で大変な御支援を国会の方からいただながら広めておりまして、木材の需要が例えば学校におきますごとく非常に広まってきたことはおかげさまで成果であるというふうな考えでおるわけでございしますが、基本は、何とかして産業として立てる基盤を強くしていく、その方向へ向けてのいろいろ公的な助成の充実を我々としては努力してまいりたいというふうな考えでございます。

○塩田啓典君 いわゆる農地の相続税の納税猶予制度というものはぜひ林業の場合にも必要である。農水省としてはここ近年この実現に努力はされておるようですが、なかなか実現しないよ

うです。大蔵省の壁が非常に高いのかもしれない。そのあたりはどこに問題があつてできないのか。私たちは、筋論から考えて、農地のように二十年間農業を継続する、もつと山林を継続していくという場合には相続税の納税猶予制度を認めるべきだと思つておるんですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 林地につきましても農地並みの納税猶予制度という要求をこれまででも何回かしてまいつたわけでございしますが、農地の場合、いろいろ難しい問題もございします。農地の場合は農地改革から自作農創設と歩んできておるわけですから、農地の場合にそれがなく、その結果、所有構造も林地の場合には規模が大変大きいのか、小さいのまで非常に極端な差がございします。あるいはまた相続税という制度の根本の考え方に、かかるような問題もあり、いろいろな点を林野庁としては十分クリアすることができなかったというところであると考えておりますが、昨今の情勢はますます林業経営が苦しくなつて、そういう中で林業振興をぜひとも図るためにはこの問題が一つあるということ、さらに特に都市近郊などにおきます緑資源の維持確保という観点から見ますと、これにつきましてもまたさらに十分検討をしなければならぬと考へ、現在いろいろ作業を進めておるところでございます。

○塩田啓典君 これは大臣にお願いしたいわけですが、相続税の問題はすべての林業経営者にいつとも同時に起こる問題ではない、全国散らばつてばつりばつりと起るわけで、そのために大きな一つの結集した力にはなりくいわけですね。税金というものは当然払わなければいけないわけですね、その実態というものが大きな経済構造の変化に伴つて変わつていけば、当然それに即応して税の制度も変えていかなければいけないんじゃないかと思つておる。そういう意味で、私たち日本の緑を守る観点から、相続税は、森林の場合と都市近郊の両方あると思つて、あるいは固定資産税の問題もあると思つておるんですが、こ

う税制についてはぜひひとつメスを入れて、大蔵省に対しても十分現状を説明して納得のいく税制に努力してもらいたい、ぜひ大臣の在任中に結論を出してもらいたい。このことをお願いしたいんですが、御決意のほどをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) この相続税問題初め森林に關する税については、今先生から御指摘がありましたとおりでありまして、先ほどから長官からも御答弁申し上げておりますように、私も同じように思つておる。今日まで税調が開かれるたびに、森林がこのままいきますと本当に荒廃してしまうよといふこと、それから相続税が払えないからといふことで山を手放してしまう、しかもその取得する人たちが本当に山といふものについての理解はなく、土地、財産をふやすというだけのつもりで買つてしまつておる中で、そういうものは放置されて山が荒れてしまつて周辺にも非常に悪い影響を与えておるという事例も実はございします。そういうことで、何とかしてきちんとして山といふものが管理される、そういう方向といふものをどうしてつくり出したいといふことで許されておらないといふのが現状であります。これから財政当局ともいろいろ話し合ひながら、何とかひとつ本当に山が守られるような税制といふものを実現するために私も本当に精いっぱいこれからは努力してまいりますといふことを申し上げたいと思ひます。

○塩田啓典君 それから間伐材をできれば利用する、それだけを利用して価値を生めば間伐の費用も減るわけでありまして、間伐材の利用状況、またこういう面の研究等はどうか、どういふ方面に使われているのか、これを尋ねたいと思ひます。

○政府委員(田中恒寿君) 木材の利用の形態が変わつてまいりまして、かつては一〇〇%引つ張りだつておりました間伐材が大変利用されなくなりまして、林業関係者は利用の拡大に一生懸命努力

しておるところでございます。

現在の状況を申し上げますと、建築こん包材などの製材用、それから足場丸太、くい丸太の利用がございまして。さらにチップ、おがくず等の原料として約百九十万立方メートル程度利用されておりますが、これは大体伐採される間伐材の五十数%、半分以上、残念ながら半分近くがまだ利用されないで林地に放置されざるを得ないというふうな状況になっておるわけでございまして。この利用を促進することがまさに緊急な重大事でありまして、六十一年度からの活力回復緊急対策におきましても新たな用途の開発を重点に取り上げております。

で、本命というわけでもございせんけれども、比較的既にもうある程度自信の持てると申しますか、相当出回っておりますものに、単板につくりまして、それを重ね合わせ、張り合わせるといふLVLとかといっております。単板積層材、これをもっと合理的に生産性高くつくり上げる技術の開発。もう一つは木材成分を利用する、特にバイオテクノロジーの活用によりまして木材の成分を分離する、これをやりますと、微生物たんぱくでありますとか、炭素繊維など新しい製品ができるわけでございますが、こういうことを産・学・官の共同技術研究組合をつくりまして、短期間にそういう目的で集中的に成果が上がるように研究を推進したいということに現在取り組んでいる最中でございまして。そんな状態でやっているわけでございまして。

○塩田啓典君 そういう点、ぜひ御努力をお願いしたいと思っております。

それと、もう一点は林道でございまして、林道が整備されるということは山林経営をよくする一つの大きな因になるわけで、そういう意味で私は林道というのは道路以上にある意味においては非常に大事ではないかと思うわけであります。そういう意味で、政府としては昭和五十五年スタートし昭和百年を目標とする林道の整備の目標があるようにありますが、なかなか現在の予算の状況

の中でこの計画が進んでいない。もちろん計画どおり進んでいないのは林道だけではない、ほかのいろいろな諸計画も進んでいない点があるわけでありまして、その中でも最も林道はおくれておるんじゃないか。もうちょっとおくれを短くするように努力していただきたいと思うんですが、その点の状況はどうでしょうか。

○政府委員(田中恒寿君) お話にございました森林資源に関する基本計画の中で、基本的な昭和百年末までの計画がございまして、その達成度という点から見ますと、六十年末度を見ますと大体四〇%の達成率になっているわけでございまして。毎年のテンポから申し上げますと、毎年の必要な開墾量に對しましては約五〇%程度でありますので、御指摘のようになかなか計画の達成は難しい状況にあるわけでございまして、林道の必要性につきましては申すまでもないわけでございまして、こういう公共事業としての林道関係事業のほかに、林業構造改善事業でありますとか、あるいは間伐促進総合対策でありますとか、そういうもので、特に重点を置いて必要な地域にそれが充てられますように積極的な推進を現在図っているところでございまして。

○塩田啓典君 最後に農林大臣に要望したいと思っておりますが、本日の委員会でもいろいろ各委員から指摘がありましたように、農林水産の予算が過去四年間連続減っております。昭和四十五年、四十六年ごろは、一般会計の中でも一・五%、一割を突破しておったわけであります。それから以後は下がる一方で、六十一年度は五・六%、一般会計の中に占める割合はピークの半分になっておるわけであります。そして、この四年間は絶対額においても減少しておるわけであります。私はもちろん、国の一般会計の中において、国債費とかあるいは交付税とか、そういうような点で財政が非常に厳しい状況にあることは認識しておりますし、したがって農林水産の予算だけをうんとふやせと、そういうことを言っておるわけではありませんが、少なくとも一般歳出の中で占める農林水

産予算の比率は低下してはならない。少なくともそれは守っていかないと、内閣として農林水産業というものを非常に軽視するというそしりを私は受けると思ひますし、そういうことは今の日本の現状から見ればゆゆしい問題じゃないかと思ひます。そういう意味で大臣の決意と、今後の見通しについてお伺いをして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 御指摘のありましたのは、先ほども申し上げましたように、確かにこのところ四年間ほどですか、ずっと減額が続いておりますという現状で、これにつきましては本当に私も遺憾に存じますし、何とかこれからは確保していかなければならないと思っております。ただ、この減額につきましては、例の食糧管理費ですか、こういった中で合理化できるもの、そういう事務的な経費ですとか、いわゆる管理経費、こういうものを切り詰めていくことによりまして減額してまいったわけでありますけれども、しかし、その中で先ほど来申し上げましたように、土地改良の問題ですとか、あるいは新しい技術を推進するための機構の創設ですとか、あるいは農業改良資金、こういったものについていような知恵を使いながら予算を確保するために努めてまいったつもりであります。

また林業ですとか、あるいは新しい二百海里時代に定着した漁業に對するのためのマリノフォーラム21、こういったことのために特別な資金をつくり上げていく。マリノフォーラムの方はそういうあれではありませぬけれども、森林林業の方については、そういったものをつくるのかいって、いろんなもので新しい時代に対応できるように対策というものを知恵を使ったり、いろんな手法を使いながらやってきておるわけでありますけれども、しかし、私どもとしても何とか、まだ必要な経費というのは幾らでもあるわけでございまして、事業というのは幾らでもあるわけでございまして、そういったものを確保できるように厳しい中にあっても努めてまいりたいというふうに考え

ております。努力の決意だけを申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(成相善十君) 委員の異動について御報告いたします。

ただいま田沼哲也君が委員を辞任され、その補欠として柳澤鍊造君が選任されました。

○委員長(成相善十君) 環境庁は来ておられますね。

それでは、この際、午前の村沢君の質疑に對し、環境庁加藤自然保護局長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○政府委員(加藤陸奥君) 先ほど村沢先生から御質問いただきました個体数調整を認め捕獲したカモシカの毛皮のその後の処理の問題についてでございます。

捕獲経費、保管経費を負担しておられることもあり、毛皮を保管している市町村の立場に十分配慮して、夏までには結論を出すよう三庁で努力いたします。

○村沢牧君 ただいまの答弁に全く不満でありまして、納得ができませんけれども、それが三庁の統一見解であるとするならば、本日これ以上追及しても進展しないと思ひますので、答弁に関連して私の持ち時間の範囲で二つだけ質問しておきます。

夏までに結論を出したいということは、通常、夏というと六月から夏になるわけですから、したがって五月中に結論を出す、そのように理解してよろしいですね。

○政府委員(加藤陸奥君) 夏というのは非常に幅がございまして、御趣旨をちゃんと体しまして、極力早くするようにいたします。

○村沢牧君 夏まででしよう。

○政府委員(加藤陸奥君) はい、夏まででござい

ます。

○村沢牧君 それでは五月中に結論を出すというふうに受けとめておきます。

もう一点ですが、環境庁の通達によって、捕獲したカモシカの皮は市町村の責任で保管している。したがって、保管したものをどのように処理するかは次の通達を待たなければならぬわけであり、ただいまの答弁から推測すると、保管したものを流通経路に乗せる、つまり売却するという方針であることがわかります。したがって、毛皮は梅雨が来るまで品質が非常に低下すると言われているわけですから、したがって、環境庁の通達がおくれたことによって販売の際に損失が生じた場合においては、当然国が補償すべきものでありますけれども、それについての見解を伺いたい。

○政府委員(加藤陸奥君) なかなか難しい問題でございまして、私がここで一存でお答えするような問題ではございませんが、そのような事態にならないように、先生の御趣旨を体しまして極力早く結論を出すようにいたします。

○村沢牧君 私が言ったことわかりますね、理解してくれませんか。――終わります。

○下田京子君 きょうは商品取引のあり方について質問いたします。

大臣、商品取引所法第一条には、「商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にする」とともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もって国民経済の適切な運営に資する」というふうにして書いてあります。ところが現実はどうかと申しますと、今ごろになつていられる一番上のグラフを見てくださいます。生糸の原料となる繭の先物を取り扱う前橋乾繭取引所におきまして昨年の乾繭相場は値動きを示したものであります。特に八月―十二月の動きをごらんください。当限と言われる相場が八月時点でキログラム四千五百円前後であったものが、九月には五千九百円までを突破しまして、十一月には五千九百円までの高値になっております。五千九百円の乾繭というのは生糸に換算するとどうなるか。ざっと二・五倍と言われております。一万四千七百五十円、これに加工賃約三千円を加えますと、一万七千七百五十円もの生糸の値

段になるんですね。十一月時点で生糸の実際の相場はどうであったかといえますと、一万二千四百円前後でございましたから、大変異常に高い繭価格が形成されたということになるわけですね。さらに、当限に対して六カ月前の先限の予想値段の方でございまして、この格差も先限の方が安い逆ざやになっておりまして、通常二、三百円の開きはあるものの、ここでは千円から千三百円も開いております。ですから、商品取引所はこういう異常な相場に対して、九月五日時点で、売買取引の自粛ということでの嚴重注意を呼びかけた通達を出しているんですね。さらに十一月二十七日、売買取引の受託の適正化ということでもっての指示文書も出しておられます。

このように取引所は市場の適正化に努めているような対応はされているんですが、この間、農水省はどういう対応をしましてまいりましたでしょうか。

○政府委員(鴻巣健治君) 農林水産省の対応としては、六十一年の九月に乾繭取引所の理事長に對しまして、乾繭の価格形成と売買取引の公正を期するために適正な市場管理を行うように指示いたしますとともに、取引組みの状況に依りて臨時増設金の増徴あるいは大口委託者からの建て玉報告の聴取など、市場管理の適正化について指導いたしました。

○下田京子君 そうしますと、農水省の指導に基づいて、理事長等の判断に基づき、こういう指示文書が出されたということだと思ふんですが、十一月二十七日の前橋乾繭取引所の指示文書というものは、いわゆる仕手といわれる大きな資金力をもって大量の売買をする、そのことによって価格を操作している、そういう動きに対して公正な価格形成を図れ、ということが出された文書だと思ふんですが、現実にはこの間の商品の市場における売買取引を「乾繭日報」で調べてみますと、買い方と売り方に分かれて仕手戦の様相を示していることが明白です。その中で、買い方のグループには岡地株式会社、それから山梨商事、エース交易等が出て

おります。この岡地株式会社というところは、業界では次期全国商品取引員協会連合会会長というふうな話が出てくるところでもございますが、この岡地が特にトップに買い仕手に回っている様相が出てくるんです。局長御存じだと思ふんですが、売り買いの差を玉じりと言われているのが、それを追いつくと、岡地は八月から十二月、ほとんど連日買い。一日二千枚、三千枚の買い玉になりましておられます。最高時は、十二月二日でございまして、四千五百九枚もの買い玉じりになっているんですね。一日に四千五百九枚ということはどういうことかといえますと、繭で一枚約三百キログラムだそうですから、何と約一千三百五十トンのことになるわけですね。こういう形で岡地がいかなる方法で買い仕手を張っていたか。その一端を示しているのがお渡しの二番目の資料です。

Aさんの資金がどのように仕手戦に組み込まれていたのかを示しています。Aさんの資金が、「三大阪」と書いてあるのが岡地でございまして、この岡地と朝日商會に分かれて流れていきまして、どういう口座に入って売買取引がやられていたかということが示されております。この資料そのものなんですけれども、これは前橋乾繭取引所でもためたもので、農水省は確認されておりますから間違いないと思ひますが、当委員会でも御確認を。

○政府委員(鴻巣健治君) 間違ひありません。○下田京子君 資料二は、大臣、さちと前橋乾繭取引所の印鑑も出ておりますが、このように今確認された形で、Aさんの資金がAさんの口座と、それから三十の仮名口座を通じて取引がなされていくということが明らかになっていくわけですね。このAさんは、朝日商會の青木さんという人物に、買いの仕手グループは資金量も豊富だ、相場は必ず上がる、こういうふうな誘われまして、仮名口座をつくるために名簿作成を指示されたと言っています。Aさんが最初に提出した名簿の中から、青木さんの指示で、女性はおぼろ

あるいは大阪在住の方がいいというような形でもって、岡地にかかわる向井幸男氏なる人の分を除く十一名分と明治物産の三名についての名簿がつけられました。その際、岡地から念書を入れるようにという指示がありまして、念書のひな形まで送ってございまして、それが次の三番目の資料です。この点、農水省は事実確認しているはずだと思ひますが、間違ひありません。

○政府委員(鴻巣健治君) 間違ひはありません。○下田京子君 ということは、なぜ念書が必要だったかということですね。岡地は仮名口座で受託をやっておられるわけで、そして、もし実際に資金が出た場合にだれが責任をとってくれるかというところで明らかにしておく必要があつたと思ひます。指示したということだと思ふんですが、さらに、特にその念書の指示に当たっては、仮名口座をやる際の念書の問題ですが、向井という口座に岡地の方からこの口座を使用せよという指示もしているんですね。さらに番号を見ただけでは承諾書が出てないんです。ですから、委託のしおりにあるような受領書も出してない。つまり正式な受委託契約が結ばれてないということなんです。さらに売買取引の指示はAさんから一切されてないんです。全くめちやくちゃん受委託が行われていたということになります。ですから、法令、規則違反が大変明白になっております。

私は多くをきょうは指摘しませんが、少なくとも二点、一つは、仮名口座をつくるというのは市場管理基本要綱に基づく建て玉制限に反している、売買取引の受託の適正化に反するものだ。これは明らかです。それから二つ目は、委託者本人からの指示を受けないで売買取引をしたということは、商取法の第九十四条第一項第四号を受けた施行規則第七条の三の第三号、「顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして売買取引すること」に反する、もしくは取引所が定めた受託契約準則第十八条の客外交からの受託等の禁止に反する。これだけは大変明白でありま

す。そうですね。

○政府委員(鴻巣健治君) 私どもも、現段階での取引所の報告を見ておきますと、大体おむねそのとおりなんでしょうが、間に入つたという人間と実際の取引員との間に果たして共謀があつたのかどうか、あるいは仮名口座をつくる経緯にそのAさんという人もかなり自分の意見を言つたというような事実を聞かされた者が言つてゐるという逆の事実もございまして、目下調査中でございます。

それから今の解釈でございますが、仮名売買、つまり自分の名前以外の人間の名前を使つての売買を禁止いたしておりますといふのは、法令とか取引所の定款には定めがございませんで、今御指摘のありましたように、全国商品取引所連合会が決定している受託業務指導基準に基づきまして、前橋乾菓取引所が仮名または他人名義を使つて売買を行うことを委託者に示唆し勧めることは、取引所の指示事項において禁止事項とされてゐるというわけでありまして。ただ問題は、これが一体取引員が勧めたのかどうかというところも一つわからないところで、今委託者に示唆して勧めたかどうかのところを調査いたしてゐるところでございます。

それからもう一つの方のいわゆる客外交、お客さんが一般的にまるで外交員のような形ですべて一切取り仕切つて指示をしながら売買をやつてしまふといういわゆる客外交の受託でございまして、これは法律ではございまして、前橋乾菓取引所の受託契約準則……

○下田京子君 そんなこと言つておりませんよ。○政府委員(鴻巣健治君) 一緒におっしゃいました、前橋乾菓取引所の受託契約準則第十八条により禁じられております。

○下田京子君 ですから、私が言つた二点については今否定はしてないわけです。それは明々白々なんです。そういう明白な問題について指摘があるまで、ただ手をこまねいていたとは申しませんが、現実には何の対応もされてないんです。

ね。そういうことで調査してゐるわけですから、今言つた少なくとも二点については違反することは明白である。すぐに対応いたしますね。

○政府委員(鴻巣健治君) 本件は、私の知つてゐる限りにおいては、もう既に昨年Aさんという方とその弁護士の方が私どもの役所の方にお見えになつてゐる事情についてお述べになりましたので、当時前橋乾菓取引所の常務理事も立ち会つておりましたが、前橋の乾菓取引所の調停委員会で早速取り上げて問題にしなさいいけないといふことを私どもの方でも勧め、今お話ししたAさんの方も早く早速前橋の方でやろう、乾菓取引所へ持つていつて調停委員会にかけようというお話になりました。私たちがもうそういう事情を知つておりました、そして現在、今お話ししたこともありますが、並行していろいろと事情も調べ、またいろいろ前橋に対して指示をしてゐるということでございます。

○下田京子君 私は直接法違反に対応する部分についての指摘はしていませんで、市場管理基本要綱あるいは前橋のその受託契約準則第十八条等の違反は明白であるという点で早く対応せよ、と言つたわけです。その指摘については否定してないんですから、取引所を通じてそれなりの処分というものは早急になされるべきであるということをお願いいたします。

さらに私は、これは厳正に対応しないと大変だなどという点で申し上げたいのは、単に資金を出させただけでなく、仕手維持のための資金の貸し付けまでしているということなんです。Aさんが資金がなくなつてもう出せないといふと、年七・二％という低利で貸付は、住所、代表取締役も同一の岡地商事から一億円の資金をAさんに貸し付けて、それを取引に回させているという事実も明らかであり、承知のことと思ひます。まさに十一月二十七日の商品取引所が価格操作を助長するような資金援助などについてもこれを行わないとする指示に真つ面から反するものなんです。しかも、このことは取引員みずからが価格

操作を行つてゐることを示すものでございまして、商取法や取引所の規則に反した反社会的な受託行為であるという点で、取引所任せにしないで、農水省みずからも厳正な態度で臨むべきだ、これは当然のことと思ひますが、よろしいですね。

○政府委員(鴻巣健治君) いろいろ事実についてはおむね御指摘のとおりでございますが、私ちよつとまだ実はもう少し調べてみないやわからぬのは、そのAさん自身が御承知のように会社をおつくりになつてゐまして、その会社の定款では商品取引所における上場商品の売買や売買の仲介業務をできるような形になつてゐますし、五十八年の八月からは乾菓の先物取引もやりになつてゐますし、それから今のお話のように、これから先行き上がるだろうというので買ひの方でかなりの損がされてゐますが、同時にそのころ売りの方もやりになつてゐるというところがある、もう少し事情を調べてみないといけないところがあると思ひます。そういう意味で、私も行政としてはこの問題十分注意をしないといけないと思ひますが、委託者紛議につきましては、当該取引にかかわります商品の値動きあるいは関係取引の売買、営業の状況を把握しやすい取引所で処理することが適当であるといふことで、従来からも取引の行われてゐます商品取引所であつせんなり調停を行う仕組みがとられてきておりますので、今回の問題につきましてもやはりこういう方向で進めていきたいといふふうに考えております。

○下田京子君 仕組み上、取引所が対応するといふことは十分承知しております。厳正な調査に基づいた厳正な必要な処分に対応しないといふことを私は申し上げてゐるわけでございます。よろしいですね。

○政府委員(鴻巣健治君) おっしゃるやうに私どもの方でも、この問題の中で取引がかかわつた問題が御指摘のやうな条項に違反するかどうかは十分に調査して厳正に対処しなければいけないと思つております。

それから、一つ言い間違えてお許しをいただきたいんですが、今のAさんの乾菓の先物取引をしたといふのは、五十八年八月と申し上げたのは間違ひで、五十九年八月が正しいでございます。

○下田京子君 そうでしょう。そうですね、それはいろいろありますよ。ただ、あれこれの方に行かないでどこに重点を置くかなんです。ついでにAさんの問題ですが、私はAさんの例を出しながら、今まさに商取法違反に値する大変異常な値がつくられて取引がなされてゐる、そこに問題があるといふことを言つてゐるんです。いいですか。ついでにAさんの紛議の問題についてもこれはきちんと解決を見るべき指導を依頼しておきます。

次に国税庁。最初に示しましたAさんの資金の流れにある鈴木嘉久氏のことなんです、この方は全国商品取引員協会の会長を出してゐる豊商事の外務員でもあります。この鈴木氏が証言したところでは、豊商事の仮名口座四名分中二名分は青木さんの準備したもの、他の二名分は豊商事の休眠口座だといふふうに言つております。しかもこうした休眠口座はどこでもやつてゐるというやうなことまで言われております。

問題は、こうした仮名口座は建て玉制限を回避し、価格操作に使われるだけでなく、脱税の温床にもなりかねません。国税庁として、こうした仮名口座に対して税務行政としてどう対応しているのか。十分調査すべきと思ひますが、いかがなものですか。

○説明員(熊澤二郎君) 商品取引員の仮名口座の問題について、税務行政でも十分課税漏れがないやうに対処すべきではないかといふ御趣旨のお話、先生の御指摘かと思ひますが、私も商品取引員の会員に対しまして、申告内容ですとか、あるいはいろいろな情報を見まして総合的に検討いたしました上で、課税上の問題があると認められるやうな場合には、一般の法人に対する場合と同様でございますけれども、調査などを実施いたし

まして適正な課税を図るよう努めているところ
でございます。そうした調査の過程におきまし
て、顧客との取引関係、資金の流れ、そういった
ようなものが把握されますれば、それに従いまし
て顧客の課税関係につきましても必要に応じて適
正化を図っていくことにいたしておるわけ
でございます。

○下田京子君 十分に調査はするということに理
解させていただきます。よろしいですね。

○説明員(熊澤二郎君) こういった国会での議論
とか新聞情報とか、そういった情報に基づきまし
て、私ども課税問題があるというような事案に
つきましては、十分検討いたしまして、必要な調
査を行うように進めてまいります。

○下田京子君 法務省。仮名口座を使っている仕手
がもう日常化しているというところにいる問題
が多くなっているわけなんです。五十七
年の赤いダイヤと言われた小豆買占め事件の際
にも、たゞいま問題にいたしました岡地が関係し
ておりました。さらにお年寄りのお金をだまし取
って社会問題になっている豊田商事事件の際に
も、集めたお金を仮名口座を使って商品相場につ
ぎ込んだということが明らかになっています。さ
らに政治家への多額の政治献金を贈った疑惑のあ
る燃糸工事事件でも、小田前理事長が公金を横領
して商品相場に手を出し、しかもそこでもうけた
ものを献金など裏金に回している疑いが出てい
るわけです。

法務省にお聞きしますが、三月六日、燃糸工連
の小田前理事長を再逮捕した、三月二十七日、横
領の容疑で起訴したと言われておりますが、公訴
事実は何でございますか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。
去る三月二十七日、御質問のとおり小田前理事
長に対する業務上横領被告事件につきまして公
判請求いたしておりますが、その公訴事実により
ますと、小田前理事長は昭和五十九年二月から十
月までの間、燃糸工連のために業務上預かり保管
しておりました利付商工債券額面合計六千万円を

カネツ貿易株式会社において自分の商品先物取引
の委託保証金充用有価証券として同社に預け入れ
いたしましてこれを横領したとされております。
○下田京子君 まさに今公訴事実にありますよう
に、小田前理事長は、カネツ貿易が商品相場をや
っていた、その情報によれば仮名口座を数口座
設けてやっていたというふう言われておるん
です。当然農水省として、こういう公訴事実にもあ
るような燃糸工連の現金預金、有価証券の出納管
理等の業務全般を統括している立場にある人が委
託を受ける際には、本人からの取引したい旨のそ
うい理由を明記した申し出書をとる必要が義務
づけられておると思えます。そういう立場で対応
されていたかどうかという点でカネツ貿易につい
て問題があるわけなんです。ちゃんとこの点
は相場の実態について調査されていますか。

○政府委員(鴻巣健治君) その点は御指摘に従っ
てこれから調査をしなければいけないと思ってお
ります。

○下田京子君 これからやるんですか、やってな
いんですか。

○政府委員(鴻巣健治君) これからやるわけでご
ざいます。

○下田京子君 私は、農水省の公正な商品の取引
問題をどういふふう認識しているかという点で
大変甘いということをお聞きしますが、これから
対応するということなので、当然のことですが、
きちっとした対応をすべきであることを重ねて申
し上げておきます。

農水省、さらにこの小田前理事長が頻繁に出入
りしていたというところなんです。資料の四をこ
らんだだけばわかると思うんですけれども、
特に五十九年二月二十八日の直前、二月二十四
日、農水省の燃料価格研究委員会に出席して、ま
さに生糸の価格安定制度の見直しの研究会に出
て、そこで得た情報をその商品相場に活用した
のではないかと疑いを抱かざるを得ないん
です。しかもその後たびたび基準系価引き下げ等
で農水省にも要請に行っております。当然その中で

得た情報があった商品相場に使われていたというふ
うにも考えられるわけですね。この点で通産官
僚との癒着が大変今問題になっている中で、農水省
としても小田前理事長との接点の事実関係につ
いては調べていますか。

○政府委員(関谷俊作君) 資料四については拝見
をいたしております。この中で、燃料価格研究委
員会と申しますのは、これは農水省の農畜園
芸局長が制度を検討するために設けたいわゆる私
的懇談会に当たるものでございまして、二月二十
四日という日であると思えますが、小田前理事長
は、これは燃糸というところでいわれる需要者の一
人でございますから、意見を聴取いたしておりま
す。その他関係の事実のあるところで、小田前理
事長あるいはその関係の方が基準系価引き下げを中
心にして要請をしておられる、こういうことはあ
るわけでございます。ただ、これはいわゆる制度
の運用についての要請でございまして、具体的に
この辺の制度の結論が出、またそれに基準系価の
引き下げ、そういう問題がございましたのは十一
月でございます。この小田前理事長の意見がそれ
に影響するということとはございせんが、それ
に、また小田前理事長がこの辺で私どもに接し
たことにより何らかの意味で相場あるいは商品取
引に影響するような情報を得たというようなことは
全く考えられないわけでございます。

○下田京子君 私は、調査したかどうかを聞いた
のです。法務省に再度お尋ねしたいんですけれど
も、五十九年度の生糸相場というのは、燃料価格
安定制度の見直しの動き、あるいは事業団の在庫
糸の放出などをめぐりまして大変な問題があった
んです。昨年私も追及したのですけれども、農水
省の行政によって人為的に基準系価大幅引き下げ
がやられて、かつてない逆さや異常相場がつくら
れた、そのことが質問したんです。現実五十九年
五月以降の相場の急下落は、事業団放出量の拡大
に関連しており、八月二十一日から先物の低落は
燃料価格安定制度の検討内容が新聞に報じられて
それを契機にもうどんといっているんです。です

から、今局長がお答えになったような関係ないみ
たいなのは全く事実と反しておりますね。
五十九年の相場で小田前理事長は仮名口座を使
って多額の利益を上げたと言われているんですけ
れども、相場の情報を入手し、それに金品の贈
与があったとすれば、これは当然贈賄罪が成立
するといふふうな考えられるんですけれども、当
然この点にも関心を持って捜査はされていると思
います。いかがですか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。
お尋ねの件に関しましては事実関係がまづら
かでございますので、具体的犯罪の成否に関し
て申し上げることは差し控えていたきたい
と思えます。

なお、一般的に検察当局におきましては、国会
における御議論また各種の報道等につきましても
承知しているものと思えますし、事態の推移に応
じて適宜適切に対処するものと、そのように思
います。

○下田京子君 最後に、大臣にお尋ねします。
養蚕農家が繭減産だとか生糸価格の低迷で大変
苦しんでおります。適正に決められるべき商品
市場において今述べたように大変意図的な価格
操作がなされている、あるいは裏金づくりなど
にも利用されているというようなことになりま
すと、商品取引市場の存在そのものを考えな
らなくなってしまうんです。それだけに公正
な価格形成のための取引所及び取引に対する指導
の強化、これは当然やられるべきだと思います。
特に委託者保護の観点からの制度の見直しを含め
て、商品取引のあり方について根本的な検討を
図っていただけたらいいと思っております。その御
決意を聞かせてください。

○国務大臣(羽田孜君) 今お話を聞きました
が、本心に遺憾といえます。商品取引所という
ものが一体何のためにあるのかという疑問さえ
実は感ずるところであります。いざにしまして
も、この商品取引所を通じながらきちんとした市
場価格というものを形成していくということ、そ

れによつて流通あるいは生産というものを助長していくという、これが最終的には国民経済にいい影響を与えていくというものであるが、この制度を變なうに利用しながらやられた行為というものについては、本当に残念でならぬというものが率直な気持ちであります。

そういうことで、商品取引の法律あるいは取引所のものも規定がございます。こういふものをきちんと遵守するように、あるいはどうしても抜け穴とかそういったものがあるとするならば、そういったものを正すように、そういう指導を強化すると同時に、必要があれば法改正というものについても考えなきゃならぬというふうに今お聞きしながら感じております。

○柳澤鎮造君 大臣、もう朝からずっとそこへ座りっぱなしで疲れたと思ふんです。関係の局長さんたちは交代しているからいいけれども、もしばらく御辛抱してお聞きいただきたいと思ふんです。

私は、第一に、大臣にお答えいただかなきゃいけない点は、昨年の四月に電報が民間の会社になりました。もう明年四月には国鉄が分割されて民営化されようとしているわけなんです。こういうことを一昔前に考えられたかといへば、だれもほとんど考えなかったようなことが今こうやって起きているわけなんです。

それから、この間、これは学校の名前を聞いていませうが、栃木県の農業学校では百四十人卒業して農業についたのがたった二人だといふんですよ、皆ほかへ就職しちゃったという。そういう点では農業政策というものが一つの転機に今来ているんじゃないだろうか。明治時代の農業の延長線上だと言つたのではちよつと言ひ過ぎになりますけれども、そう言つてもいいようなほどに農業というのはずっと余り大きな変化しないで来たわけなんですから、そういう点でもってこれから二十一世紀に向けて農業と工業というものがミックスされた何か新しい農政といひましようか、農業政策が生まれてしかるべきではないかと思ふんです。

す。それで、これはお役所の方の御見解はなんて言つたてだめなことですから、農政では権威者である羽田農水大臣の個人的にお考えになつて御意見、御見解をお聞かせいただきたいと思ふんです。

○國務大臣(羽田孜君) 今の私は個人的な見解を申し述べるといふ立場にはございません。

ただ、今日の農業を取り巻きます環境というものを考えましたときに、まず今の日本の食糧事情というのが飽食の時代ということが言われております。そして国民の皆様方が食べる嗜好というものも、摂取する嗜好というものも、ともかく情報が非常に過多であるという中で大変多様化してあるというのが今日の現状じゃないかなというふうに思ふんです。そういう中で、また外国からのいろいろな農産物あるいは食品加工された食品というものも多く入ってくるようになってきておるといふことで、率直に言つて、実は私は農林水産省はまだまだ短いわけでありまして、農政をずっと党の方で担当しながら、生産の動向といひますか、生産に對応することについて非常に頭を痛めておつたというのがある率直なところでございます。

しかし、私どもとして、これはそういう中で日本の供給する体制を一体どうするかで考えなきゃいかぬわけでありまして、この体制も私どもは規模の拡大を進めなければいけないといふことで今日までやってきておりますし、また過剰するものはある程度減らし、そして不足するものに転換をしていただくということを進めてきておりますけれども、なかなかほかのものと変わるには時間がかかるということ、生産量というものも、あるいは生産額というものと米と比較すると相当低い、國の方でそれに対して奨励金等つけますけれども、なかなか実はそれは難しい問題であらうというふうに考えております。しかし、そういう中にありまして、私どもとしては進めてきた、進めてきたといひますか、考えてきた基本は、何といつても規模の拡大をしなければい

けないというのがどうしても基本であらうと思つております。そして、幸いといふわけじゃないんですけれども、今の農業に従事する皆様方の大宗というものを考えましたときに相当高齢化が進んでおるといふこと、そして高齢化が進んでいる中でなかなか後継者もおらないという現実もあるわけでございます。そういうものを私どもも見ておるわけから、規模の拡大ということについてもこういう機会に農用地利用増進法のような法律なんかをうまく活用しながら、規模の拡大を図るためにこういった機会をまさに活用すべきじゃないかなといふことも実は考えておるところであります。そして、そのための基盤整備、これは非常に基本的なことでありまして、基盤整備は、財政が非常に厳しいけれども、そういう中でも基盤整備といふものを進めていくということが何といつても一番のもんじゃないかと思つております。

そしてもう一つは、今先生からも御指摘があり、先ほど大城先生の方からもお話があつたんですけれども、今いろんな新しい農業の技術といふものが開発されてきておるわけです。また古い技術、昔からあつたような技術ですけれども、新しい時代の中に新しい手法といふものを取り入れながらそういうものはまた生かされつゝあるという現況もございます。こんなものをこれからの中

でどう取り入れていくのかということ、それと同時に、まさに本場の新しいバイオテクノロジーのような技術といふものも今研究がされておるわけでありまして、こういう技術の研究成果といふものをきちんと確立していくことが大事であらうと思ひます。そして、これは幾ら研究いたしましても、それを今度は受け入れる側の方が受け入れられなければどうにもならぬわけであり

ますから、農業者の皆様方もそういったものに對応できるような担い手を育成していくということが重要なことじゃなからうかというふうに考えます。そういう中で、今先ほど御指摘があつたんですけれども、工業という考え方が果たして妥当な

のかどうかあれでございますけれども、いずれにしても、例えば今お話があつた菌づくりなんかにしても、いろんな飼料についても、ただ葉の葉っぱをやるだけじゃなくて、起蚕のときには加工されたものを食べさせて育成する。あるいは一々葉っぱを食ふなくても済むような方法なんといふものをどんどんどんどん開発するようになつてきましたし、それからエノキダケなんかまさにビルの中であつて育てられるものもございます。それから私が先ごろ視察に行きましたところも、養液栽培なんか施設の中でやっております。これなんか七軒ぐらゐの農家が夫婦で十四名でやっておりますけれども、一人当たり五十万円と

いふことですから、夫婦ですと百万円ぐらゐの収入をそこから得るというふうな農業もやっております。こういうものもただ普通の農業かといふと、今先生からちよつと御指摘があつたような新しい形態の農業であらうというふうに考えます。そんなことを考えながら、私どももいたしましては、基本は基本として忠実に守りながら、新しい時代のそういうものも取り入れる。そして、そういうものについて本当に安定してできるかどうかといふことについてきわめるための研究といふものも進めていかなければいけないというふうに考えております。

いずれにしても、そういう問題に對して、ただ苦しい、厳しいだけじゃなくて、そういうものに挑戦していくという意欲が必要であらうと思つております。そして終わりに、そういう中で農業者の皆さん方の創意工夫、こういうものが生かされるような体制づくりも必要であらうというふうに思ひます。

○柳澤鎮造君 ありがとうございます。次には、総合安全保障の見地から食糧というものがいかに大切か。だからその自給率を高めていかなきゃいけないというのは、これはもう政府の中にも意思統一がされていると思ふんです。ここにも資料が出されている。小麦や大麦や、特に大豆なんか五割となつていふんです。私が調べた

のでもそうなんです、大豆は需要の九六%、五百万トンを入力している。世界一の輸入国なんです、大豆は。それから小麦が需要の九二%の五百八十万トン輸入。大麦の方は需要の九〇%、二百三十万トン輸入。油は日本ではほとんどこれないですから輸入せざるを得ないけれども、これら一番肝心なものは日本で生産ができるわけなんです。それから、そういう点からいって、今のようになんない低い自給率ではとんど外国から輸入しているような状態ではよろしいのかどうか。

この資料を先ほどから見て、将来的にも六十五年の見通しというのを見ても、大豆なんかまだ八割しかないような状態にあるわけですし、各国の食糧自給率を見ても日本が一番低いんで、その辺の備蓄というか、何かそういうものも含めた長期計画ではどういってお考えをお持ちなんでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 現在の自給率は、ただいま先生から御指摘あったとおりでございますけれども、我が国の風土というものは一つございまして、昭和五十五年につくりました長期見通し、これで品目別にいろんな自給計画を立てているわけでございます。中で一番基本になります米につきましては完全自給する。

それから小麦につきましては、残念ながら、パン用の小麦粉は日本の風土にはなかなか適さないといふこともございしますが、伝統的な日本めん用のものにつきましては全量を自給する。

それから大豆等につきましては、特に豆腐等日本的な長い間の食品、これに適するものにつきましては大半を供給する。

こういうようなことで、それぞれ品目ごとに将来の見通しというものを立てているわけでございますけれども、そういう過程におきまして、世界的な不作でございまして、いろいろな摩擦でございまして、そういうことがございまして食糧の安全保障に心配が出るということになりますので、ただいま先生からもございまして、備

蓄というのにつきまして精力を注いでいるわけでございます。

特に備蓄につきましては、一時的な食糧供給の減少といえますが、不測の事態に備えまして、特に国民の主食でございます米につきましては、食管でみずから持つことにしております。このところ百数十万トンというものを目標にいたしまして、生産調整の面積調整というのをやってきているわけでございます。

それから、その他小麦あるいは飼料穀物、大豆につきましても、それぞれの商品の適性、性格、それから流通状況というものを考慮いたしまして、一定の備蓄というものを政府段階なり民間段階でいたしまして、そういう緊急事態には十分対処できるというふうな考えでいるわけでございます。

○柳澤鎮造君 官房長、緊急事態に対処できるような数字ではないわけですね。それで、今の生産調整といつたお米の減反政策なんかもまだおやりになるつもりでいるのか。

私は、一時はたばたばたつぷしてたころ地方を回つて、お百姓さんが水田つくるまでといつたら大変だと思ふんですよ、これくらい回して稲が植えられるようになるまでの。それを結局やめろということになるから、からからに干からびた状態になつて、草が太くはえるような状態になつていられるけれども、私が見ておつても何か情けない気になるわけ。何でああいう例えは減反なら減反にしても画一的な何%カットということをおやりになるのか。

それで、私ならば、北海道なんかというのは何年一度はお米がだめになつちゃうんですから、コシヒカリだササニシキだといつておしい米のときとところはそのまま米つくりし、それで北海道のようなところは、大牧場にして牛をうんと飼うとか。私はそれが農業政策だと思ふんですよ。おいしい米つくるところも、まずい米つくるところも同じに画一的にカットさせるようなのは、それは政策ではないんですよ。だからその辺の点をも

うちよつと知恵を働かしていただきたいと思ふんですが、そういう減反政策というのはまだおやりになるんですか。

○政府委員(関谷俊作君) 内容的には減反ではございせん、あくまでも転作政策でございます。それから、基本的には現在のお米の日本の国内の何もしない場合の生産能力と、それから実際の需要量とを比較してみますと、数量にして三百万トンぐらゐと言われているんですけども、水田面積の二割を、現在大体二割ぐらゐでございまして、いわゆる転作しなければならぬといふことでございまして、なお、二番目にかつての休耕の問題をお挙げになりましたが、現在は休耕という形では奨励しておりません、何もつくりなない場合には保全管理で、水田としての能力を保全するものに対して割合低い額の奨励金を交付しております。

それから第三には地域別配分の問題でございますが、これは実は一律配分ではございせん、いつでも北海道の關係の先生方から御質問があるのでございますけれども、北海道については転作率四割を超えるもの、それから東北方面では一〇%台の下の方、こういう転作率になつておりまして、これのものとになりました考え方は、いろいろ農業生産の地域特性とか、今先生がお挙げになりましたお米の品質の問題でございまして、それから麦や大豆等、飼料作物、こういうものに転換の可能性が強いかどうか、こういう点を勘案したわけでございます、それ自身でかなり地域性については配慮しているものでございまして、現在、いわゆるポスト三期のときにこの配分の基準について各方面から大変活発な御意見をいただいている段階でございまして。

○柳澤鎮造君 お役所の答弁だと思ふんです。私が今申し上げたことは、実際に減反で、今そちらは休耕だと言ふだけども、実際に減反を回つておつて、水田がからからになつて、草がぼうぼうと大きく生えたあいうものを見て、一生懸命になつてやつてきたお百姓さんたちは切なくて涙が

出るだらうなと思つて申し上げているんです。

それで、今の御答弁は御答弁でそのまゝ受けとめておきますが、次にそういう意味で非常に大きな問題ですが、日本の農政というものは、私から言わせていただくと、毎年毎年米価をどうする、あの大騒ぎをするわけですが、米価をどうするといふことが日本の農業の主役の時代は過ぎたと私は思ふんです。さつき大臣からもバイオテクノロジーの話が出たけれども、このバイオテクノロジーの開発でもって農業のあり方が大きく変わらうとある。しかも、何といふんですか、一代限りの種、種子が今とんどんどんやられておつて、あれを握ったところが世界の農業を制覇すると思ふんです。だから、そういうことを考えていつたときに、日本の農業、農政といふものは今のようになつてよろしいんだらうかどうだらうか。世界の三大穀物と言われている小麦は、もうECの種子会社がほとんど七割から握つちやつていられるわけですよ。トウモロコシはアメリカがもう大部分押さえていられる。米も今、アメリカや中国の方がそれについての研究が進んでおつて、かなり日本以上に進んでいるというわけなんだ。だから、今まではお百姓さんが種をとつちや、その種をまたまいて農業を続けている、そういうことが日本の農業だったんですが、全くそれが今一変して、そしてもう一代限りの種で作物をつくるような時代になつて、それを押さえたところが世界の農業を支配することになつちゃうんです。その辺から日本でもいろいろ研究御努力はなさつていられると思ふんですけれども、どういう状態にあるんですか。

○政府委員(柳澤鎮造君) ただいま米のハイブリット、F1品種の我が国の研究開発の状況と、関連して中国あるいはアメリカといったところの研究の状況は比較してどうか、そういうような御質問かと私は受けとめておりますけれども、今の技術開発の段階の問題だけ私の方から……

○柳澤鎮造君 簡単にしてください、大臣に後で

に、確かに今日現在まだ米の消費というものは多少といえども減少しておるといふ現状であります。そういう中で、私どもは二年間連続の豊作であったということ、そしてことしの場合には特に生産者米価は据え置いたという実情もあります。そういうことで、非常に財政上いろいろと問題がありましても、消費者米価を上げるといふことについてはできる限り抑えていきたいということ、最終的には一・四八％、家計費に与える影響というのはおよそ〇・〇一％ぐらいそのウエートが高まるであろうということ、そして勤労者世帯で三十五、六円ぐらいの値上がりということであつたわけですが、まあ低いからいいやということでもなく、実情に合わせて本来だつたらやるべきじゃないかと思うわけですが、しかし財政事情等もありまして、家計になるべく影響を与えないようにというつもりで一・四八％という値上げになつたということでもあります。

○喜屋武眞榮君 次にお聞きしたいことは、日本も合めて地球上と言つてもいいでしょうが、人類は、特に日本の立場を強調したいんですが、飽食の悲哀、いづれあるかと思うと飢饉の苦しみに泣いておる人々も地球上にはいっぱいある。あれこれ思ひますと、飢饉に飢えておる人々の層がアジアを中心としていっぱいあるわけですが、具体的にはごく最近の数は確認しておりませんが、その最近の状況がどうなつておるかということも含めてこの後の答弁でもらいたいんですが、こういった人々にこたえるためにも、日本のまた国際親善、外交という立場からも、飢饉に苦しんでおる人々に救済米を送るだけ送つてあげる。といいますことは、時は流れてもう二十一世紀も近づいてくるわけですが、二十一世紀に向けて平和で幸せな人類の二十一世紀をつくり上げていく根本の心は何だろうかとは私は考えた場合に、分かち合う心、一点に尽きるんじゃないかと思うんです。分かち合う心の中から平和は生まれる。こういうことを思ひまして、しかも我が国の米の消費拡大とも結びつけて救済米を送つてあげるといふ一石二

鳥を実践したらいいかなものだろうか。こういうこと。

さらに、米離れを呼び戻すということ。大臣の予算説明の中に「日本型食生活の定着促進」とありますが、多様化の中においても日本型食生活の根本は米を大事にすることじゃないだろうか、私はこう思ひまして、そういった面から生活に結びつけた米の備蓄ということも関連しまして、昔ありましたように、米の備蓄奨励といひますか、そういう意味を含めて米びつを各家庭に備へていく。このことを提案すると同時にお尋ねしたい。

○政府委員(後藤康夫君) お尋ねの前段の点についてお答えを申し上げますが、世界全体の飢饉人口と申しますのはなかなかはっきりつかみにくいわけですが、一九八五年にFAO、国連食糧農業機関のやりました調査によりますと、発展途上国におきまして栄養不足人口、中国などのいわゆる計画経済諸国を除いてございまして、一九七九年から八一年に少なくとも三億三千五百万人というふうな数字が挙げられております。

飢饉ということと申しますと、一昨年来アフリカの飢饉が世界の非常な関心を呼んだわけですが、昨年は比較的雨にも恵まれてまして、アフリカの食糧事情も昨年に比べますとことしはさしあたり改善を見てきている、こういう状況でございます。

我が国としましては、こういった食糧不足に直面します国に対しては、緊急措置をいたしまして食糧援助を行つておりますが、これら諸国の食糧増産のための支援を申し上げるという意味でいろいろな農業開発協力を行つてきているところでございます。また、政府ベースだけではなくて、民間のボランティア活動と申しますか、そういうものでもさまざまな援助活動が展開を現にされておりました、これは政府ベースの援助を補充するものとして非常に有効なものではないか。一例を挙げますと、昨年、農業協同組合系統で飢饉

問題に対処いたしますための募金を全国的に農協職員等から募りまして、二億円ほどの募金をFAOの世界食糧計画に拠出をいたしたというような例もあるわけでございます。そのほかにも、例えば農民組合系統の皆さん方が救済米というふうな活動もやっておられるということもございまして、ただ、物で集めるということになりますと、現地までどうやって輸送するか、まず一カ所に集結してどういうふうな輸送するか、そのコストをどなたが持つかというふうな問題がございました。また一般的に先進国が食糧援助をいたしました場合には、できるだけ先進国は食糧を出してはし

て、そして開発途上国の中でも食糧の余剰を持つていてる国がございまして、開発途上国の食糧を買ひ付けてそれを飢饉に悩む人たちがいる開発途上国に持つていってほしい、こういった要請もございまして。そういったこともいろいろ踏まえながら、政府レベル、民間ボランティア活動、その両方での飢饉の問題に私どもも力を注いでいかなければいけないというふうに思つておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 金で援助するということにはマルコス政権の追放に絡んでいろいろと問題になつておるわけですが、それはそれといたしまして、技術援助あるいは物で公平にやる、こういった命を支える、暮らしを支えていくということが何といつても当面の問題でありますから、それをどうより早くより広く日本の真心を施していくかということとは大事なことであると思ふからであります。

次に、大臣にお伺ひしたいことは、農村地域における先駆的と申しますか、進歩的と申しますか、モデル的な情報システム化の構想としていわゆるグリーンコンピュータ構想があります。ニューメディアを導入することによって生産性の向上、農産物の流通合理化、農村の活性化を図るというねらいがあるわけですが、このねらいは、沖縄の特殊性、地域性から離島地域としてその必要性が最も高い、こう思われるんです。

それで、先ほども大城委員からありました特別に沖縄の亜熱帯気候、亜熱帯性という立場から、政府の計画しておられるこのシステムをぜひ沖縄にも候補地域の一つとして指定していただきたい、このことを強く要望するものであります。このことに対する大臣の御所見と、また私の要望をぜひ入れてもらいたいと思うんですが、その面における予算の裏づけがどうなつておるか、お願ひしたいわけですが。

○政府委員(田中宏尚君) グリーンコンピュータ構想につきましては、今先生からお話がありましたような趣旨で始めたわけでございまして、実は今年度は全国で十五地域ということで設計いたしました。一地区当たり千二百万円の仕事費ということで考えているわけでございまして。現在のところ各県からいろいろと要望を聞いているわけですが、いますけれども、この事業はことしで全部けりをつけるわけじゃございませんで、それぞれの地域の計画の内容なり、それから計画の熟度、こういうものを見ながら年次のこれから考えていききたいと思つておりますが、いづれにいたしまして、各県の事情をもう少し我々も精査しながら、どこをこしやり、来年やるかということを含めまして、検討させていただきたいと思つております。

○国務大臣(羽田孜君) 今官房長の方からお答え申し上げましたとおりでありまして、これに対して相当各県からも強い要望が実はございまして。そういったのをよく私も精査させていただきますが、今度指定するのはこれはまさにモデル地区的なものでございますので、そういう中で計画というものがきちんとおつて、それが一つのモデルとなるようなケース、こういったものを頭に置きながら私も私としても慎重に対応していきたい、今先生からお話がありましたことも頭に置きたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 先を急ぎますので、次へ移ります。次は日本農業の現状及び将来を見た場合に、先

ほとんど触れられましたが、この後継者の育成というところが絶えず強調されます。ところが、せっかく農業高校を卒業しても、卒業生がホワイトカラーにあがれて自分の身につけた学校における技術を放りてはかの道を行く。必ずしも一〇〇%その道を行けと言わねばいかぬ点もあると思いますが、しかし現状は余りにもそれが果たされていないんじゃないか。

そこで聞きたいことは、一体後継者の育成、日本農業後継者の育成の確保という点から今後どのような施策をおとりになるのか、そして見通しとして必要な人数というのは一体どれぐらいなのか、現在どれぐらい不足しておるのか、こういった点を明らかにしていただいて、将来の必要人数あるいは現在不足数、このことに対しての御見解を賜りたい。

○政府委員(岡谷俊作君) 後継者の就業動向でございますが、新規卒業者で見ますと、昭和六十年四千二百人就業しております。また一方、一回他産業に就職しまして、それからいわば戻ってくるという形で就職する、こういう方で三十四歳以下のそういう離職就職者を見ますと、昭和五十九年で一万六千八百人という数字が把握されております。

全体のどのくらいの数が必要かということについては、今後の農業についての後継者を必要とする農家の数というものの把握がなかなか難しいというところもございますが、単純に申しますならば、この二つを足したものの数字だけでは全体として世代交代に対して後継者の数はかなり足りないというか、低い水準にあるということには言えようかと思ひます。ただ、部門別に見ますと、酪農とか養鶏とか施設園芸のような部門では、規模の大きい農家では後継者の定着している割合が相当高い、こういうふうに承知しております。

今後の対策でございますが、これは従来からも実施しておりますけれども、農業者大卒校、これは国にもございまして県にもございまして、そういうものを中心としました実践的な研修、教育を

行うこと、それから各地域でいわば若者が仲間づくりをするというような形で自主的な集団活動を助長していく、さらに農業改良資金あるいは農林漁業金融公庫資金のような制度資金の中で、特に後継者の経営の開始のときに必要とする資金を供給していく、こういうような対策を中心にして、お尋ねのように高い経営能力を有するすぐれた後継者の育成のためにこれから大いに努力していきたい、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、農業就業人口がだんだん減少しつつある傾向にあります。ところが、それには検討すべき点があるんじゃないか。といいますのは、サラリーマンをやめて自分で新しく農業に従事しようと思つても、あるいはまた大学で農学部を専攻し、卒業したサラリーマンの子弟が、自分で新しく農業の道を切り開いていきたい、従事したい、こう思つても、なかなか自由に農業に従事することができないという日本の現状になつております。制度からくる制約がありま

すね。その制度の概要と、なぜそのような制度になつておるのか、その理由を明らかにしてくださる中からその道は開けてくる、私はこう思ふんですが、その点承りたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) 農業への新規参入の問題でございますが、今御指摘のございましたようなサラリーマン等の非農家が農業を営もうといたします場合に、問題は基本的な生産手段である農地が取得できるかどうか、かようなことであるうかというふうに思ふわけでございます。新たに農地を買つたり借りたりする場合には、農地法三条により原則的に農業委員会の許可を受けることが必要になるわけでございますが、この許可に当たりましては、現在農業を行つていない、非農家であるという理由で許可をいたさないということにはなつておりません。これは四十五年に法律改正をいたしました、非農家であっても農地が取得できるようにしておるわけでございます。もちろん新たに農地を取得されようとする方がきつと管農をやつていただくということが担保されな

ければならないわけでございますので、一定の要件を設けております。具体的に申し上げますと、例えばその取得する農地のすべてを耕作するといふように認められること、あるいは必要な農作業に従事するといふように認められること等、一定の要件は設けておりますけれども、非農家であるという理由で農地が取得できないというふうには現在の制度はなつていないわけでございます。

ただ、事実上の問題といたしまして、資金的な裏打ち等いろいろ実際にやろうとする場合にスムーズにいかないという問題はあろうかと思ふわけでございまして、これらにつきましては、今後私どもとしては、新規参入をされた方の営農が非常にうまくいっている事例が結構多いわけでございますので、積極的にこれを支援する必要があるかどうかというようなことは今後の検討課題として検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひひとつ希望する者に道をあけていただきたいという点、要望しておきます。最後に農業関係について、日本の商魂のたくましさはわかるけれども、商業倫理と申しますか、その倫理面からいかがわしいと感ずる点があります。それで農業関係の問題をお伺いしたいんです。農薬取締法の第十六条の三には、「農薬を輸出するために製造し、加工し、又は販売する場合

には、この法律は、適用しない」、こう定めております。そうしますと、我が国で使用する農薬を輸出するに危険な農薬でも、外国に輸出する場合に自由輸出することができるといふ含みがあるわけなんです。なぜこのような定め方をしておるのか。国内では危険だが危険な農薬を外国に出すのは構わない、こういった売ればよいといったような、もうかれぱいいといったような、このような条文は速やかに削除すべきである、私はこう考えるわけですが、その点。

時間が差し迫りましたのでもう一言。最近、南九州地方で牛の異常出生が相次いでおると聞いております。全国では千七百頭も出てお

る、こう聞いております。このことは畜産農家の経営にも重大な支障を及ぼすものと思われまして、その発生状況、原因、今後の対策を、簡単にようございまして承りまして、農業の問題とこの点、二つお伺いしまして終わります。

○政府委員(岡谷俊作君) まず農業の方でございますが、御引用になりました農薬取締法第十六条の三は、昭和二十六年の本法改正のときに挿入されたものでございまして、その趣旨は、農薬取締法の目的が国内の需要者の保護にあること、いわば製造、販売全体を規制しておりますので、国外における販売、使用のところまでなかなか国内法では規制できない、こういうようなことからこの条文が設けられたというふうに承知しております。

ただ、現在の実態でございますが、私も指導によりまして、国内で販売禁止されております農薬を外国に輸出するといふようなことは控えるべきだといふことで、例えばBHC、DDT等がございまして、これらも輸出を自粛するよう指導しております。現在国内で販売禁止されている農薬が輸出されておるといふ実態は我が国については全くございません。これは指導によりそのように措置しておるわけでございます。

○政府委員(大坪敏男君) それでは牛の異常出生につきまして御説明申し上げます。昨年の十一月以降鹿児島県を中心といたします九州地方におきまして、虚弱、盲目または神経症状を呈します新生子牛の分娩例が発生しておるわけでございまして、その件数は先ほど先生御指摘になりましたように、本年二月末までに約一千七百頭という報告を受けておるわけでございます。この病気の原因究明についてでございますが、現在私どもの家畜衛生試験場を中心といたしまして、関係県とも連携をとりながら、異常産牛の病性鑑定に鋭意努力いたしているところでござい

ますが、現在のところ、病理組織の検査等から見まして、本病には何らかのウイルスが関与しているのではないかとこのように推察されているわけで

でございます。

そこで、家畜衛生試験場では総力を挙げまして異常産牛からウイルスの分離を試みていたわけでございますが、昨年の秋に我が国で分離されましたウイルスの中に本病との関係を示唆する成績が得られたものがありますので、目下その性状等につきまして検査を実施している状況にございます。

そこで、本病の防疫対策についてでございますが、何と申しましても原因を究明することが肝要でございます。さしあたっての防疫対策につきましては、先月関係県の家畜衛生担当者を集めまして種々協議したわけでございますが、その結果としてしまして、当面の対応として飼養農家に対してまして早期に接種の励行を行わせること、さらにウイルスを媒介とする可能性のある吸血昆虫の防除等につきまして指導を行うこと、そういう点につきまして方針を協議したわけでございますので、現在その線に沿いまして指導の徹底を図っているところでございます。

今後とも原因究明に努めまするとともに、その進展に応じまして必要な防疫体制の強化に努めてまいりたいと、かように考えております。

○委員長(成相善十君) これをもって昭和六十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、農林水産省所管及び農林漁業金融公庫についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十四分散会

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、生物系特定産業技術研究推進機構法案

生物系特定産業技術研究推進機構法案 生物系特定産業技術研究推進機構法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 設立(第十一条—第十五条)
- 第三章 管理(第十六条—第二十八条)
- 第四章 業務(第二十九条—第三十条)
- 第五章 財務及び会計(第三十一条—第四十一条)
- 第六章 監督(第四十二条—第四十三条)
- 第七章 雑則(第四十四条—第四十七条)
- 第八章 罰則(第四十八条—第五十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 生物系特定産業技術研究推進機構は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に資することを目的とする。

2 生物系特定産業技術研究推進機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験研究等の業務を行うことを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能を発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業務に属するものに關する技術(基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号)第二条に規定する基盤技術に該當するものを除く)のうち当該事業を所管する府省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

る試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 飲食料品製造業及びたばこ製造業
三 前二号に掲げるもののほか、その業種に属する事業に關する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの(法人格)

第三条 生物系特定産業技術研究推進機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとす(数)

(資本金)
第五条 機構の資本金は、その設立に際し政府及び政府以外の者が出資する金額並びに附則第二条第四項の規定により機構に出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務に必要な資金に充てるため必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ、政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができ、

4 政府及び政府以外の者は、機構の設立に際し、又は第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、第二十九条第一項に規定する業務又は同条第二項に規定する業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。

(持分の払戻し等の禁止)
第六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)
第七条 出資者は、その持分を譲渡することができ、ただし、第二十九条第二項に規定する業務に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)
第八条 機構は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いてはならない。

務に係る出資に係る政府の持分については、この限りでない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)
第八条 機構は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に生物系特定産業技術研究推進機構という文字を用いてはならない。

(登記)
第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二章 設立
(発起人)
第十一条 機構を設立するには、生物系特定産業技術について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の出資の募集は、第二十九条第一項に規定する業務及び同条第二項に規定する業務ごとにしなければならない。

4 第二項の事業計画書に記載すべき事項は、農林水産省令、大蔵省令で定める。

(設立の認可等)
第十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を農林水産大臣

及び大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しななければならない。

第十三条 農林水産大臣及び大蔵大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、生物系特定産業技術に関する試験研究の促進及び農業機械化の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 農林水産大臣は、前項の規定による認可があつたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時に於いて、それぞれ第十九条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十四条 前条第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第十五条 理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十六条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 機構の定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十七条 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事及び監事のほか、非常勤の理事三人以内及び監事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十九条 理事長及び監事は、農林水産大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第二十條 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十一条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十二条 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第二十三条 役員（非常勤の理事及び監事を除く）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(評議員会)

第二十五条 機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、機構の業務に關し學識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 第二十条並びに第二十二條第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

(職員任命)

第二十六条 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員等の秘密保持義務)

第二十七条 機構の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

第二十九条 機構は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務（次項の業務に該当するものを除く。）を行う。

一 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 政府以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験研究を国の試験研究機関と共同して行うことについてあつせんすること。

三 政府以外の者の委託を受けて、生物系特定産業技術に関する試験研究を行うこと。

四 生物系特定産業技術に関する試験研究を行う政府以外の者に対し、国から当該試験研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

五 海外から生物系特定産業技術に関する研究者を招へいすること。

六 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 生物系特定産業技術に関し調査すること。
八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第一条第一項に掲げる目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 機構は、第一条第二項に掲げる目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条に規定する業務を行う。

3 機構は、第一項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)
第三十条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第三十一条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十九条第一項に規定する業務(以下「民間研究促進業務」という。)

二 第二十九条第二項に規定する業務(以下「農業機械化促進業務」という。)

(事業年度)

第三十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十五条 機構は、第三十三条の認可又は前条第一項の承認を受けたときに、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(民間研究促進業務に係る勘定にあっては、当該勘定に係る残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額)は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、民間研究促進業務に係る勘定において、前項の規定による積立てを行った後、なお残余があるときは、主務大臣の認可を受けて、その残余の額を民間研究促進業務に係る出資者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十七条 機構は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第三十八条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得
二 資金運用部への預託
三 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金
四 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十九条 機構は、農林水産省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十条 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十二条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第四十三条 主務大臣は、この法律又は農業機械化促進法を施行するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

きは、機構に對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第四十四条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、民間研究促進業務に係る出資及び農業機械化促進業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
三 出資額
3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなす残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、民間研究促進業務に係る勘定に屬する額に相当する額を民間研究促進業務に係る各出資者に對し、農業機械化促進業務に係る勘定に屬する額に相当する額を農業機械化促進業務に係る各出資者に對し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

2 前項の規定により農業機械化促進業務に係る各出資者に分配することができ額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十六条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済しなす残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、民間研究促進業務に係る勘定に屬する額に相当する額を民間研究促進業務に係る各出資者に對し、農業機械化促進業務に係る勘定に屬する額に相当する額を農業機械化促進業務に係る各出資者に對し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。

第四十六條 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第五條第二項、第二十九條第三項、第三十條第一項、第三十三條、第三十六條第二項又は第三十七條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十四條第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第四十一條の規定により主務省令を定めようとするとき。

2 農林水産大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十八條第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。
- 二 第三十九條の規定により農林水産省令を定めようとするとき。
- 三 第三十九條の規定による認可をしようとするとき。
- 四 第四十條の規定による承認をしようとするとき。

3 主務大臣は、次の場合（民間研究促進業務に係る部分に限る。）には、他の主務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十條第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十條第二項の規定により主務省令を定めようとするとき。

4 主務大臣は、第三十條第一項の規定による認可（民間研究促進業務に係る部分に限る。）又は第三十三條の規定による認可（民間研究促進業務に係る事業計画の部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第四十七條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、農林水産大臣

二 民間研究促進業務に係る資本金の増加、定款の変更、予算（事業計画及び資金計画を含む）、財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、大蔵大臣及び第二條第三号の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣

三 民間研究促進業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業（酒類製造業を除く。）に係るものに関する事項については、農林水産大臣

四 民間研究促進業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、大蔵大臣

五 民間研究促進業務であつて、第二條第三号の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

六 農業機械化促進業務に関する事項については、農林水産大臣

2 この法律における主務省令は、前項各号に掲げる事項に関し、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第八章 罰則

第四十八條 第二十七條の規定に違反してその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第四十九條 第四十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十八條の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十二條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一條 第八條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の解散等）
第二条 農業機械化研究所（以下「研究所」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 研究所の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 研究所の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における研究所に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

5 研究所の解散については、附則第八條の規定による改正前の農業機械化促進法（以下「旧促進法」という。）第五十四條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 機構が成立し、研究所が解散したときは、農林水産大臣は、その日及び附則第八條の規定による改正後の農業機械化促進法（附則第九條において「新促進法」という。）第二章の規定により機構の業務に属させられた事項を処理する事務

所の所在地を官報で公示しなければならない。（持分の払戻し）

第三條 前條第四項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第六條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（権利の承継に伴う経過措置）
第四條 附則第二條第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第二條第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 機構が附則第二條第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち研究所が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 機構が附則第二條第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（研究所が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百六十六号）第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、研究所が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 機構が附則第二條第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（研究所が昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月

三十一日までの間に取得したものに限る。のう
ち、地方税法第五百九十九条第一項の規定によ
り申告納付すべき日の属する年の一月一日にお
いて、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第
七条第一項に規定する市街化区域内に所在する
土地以外の土地であり、かつ、研究所が当該土
地を取得した日以後十年を経過しているものに
対しては、土地に対して課する特別土地保有税
を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に生物系特定産業
技術研究推進機構という名称を使用している者
については、第八条第二項の規定は、この法律
の施行後六月間は、適用しない。

第六条 機構の最初の事業年度は、第三十二条の
規定にかかわらず、その成立の日に始まり、そ
の後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第七条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画
及び資金計画については、第三十三条中「当該
事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立
後遅滞なく」とする。

(農業機械化促進法の一部改正)

第八条 農業機械化促進法の一部を次のように改
正する。

「第四章 農業機械化研究所

第一節 総則(第十六条―第二十五
第二節 役員等(第二十六条―第三
第三節 業務(第三十九条―第四十
第四節 財務及び会計(第四十一
第五節 監督(第五十一条―第五十
第六節 雑則(第五十三条―第五十

目次中

第十八条) を「第四章 生物系特定産業技
術研究推進機構」に改める。

第二十条) を「第四章 生物系特定産業技
術研究推進機構」に改める。

第六十条第三項中「農業機械化研究所」を「生
物系特定産業技術研究推進機構」に、「行なわ

せ

第八部 農林水産委員会会議録第五号 昭和六十一年四月二日【参議院】

る」を「行なわ」に改める。

第八条及び第八条の二第一項中「農業機械化
研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」
に改める。

第十条の二第一項中「附する」を「付する」に、

「農業機械化研究所」を「生物系特定産業技術研
究推進機構」に改め、同条第二項中「附する」を
「付する」に、「若くは」を「若しくは」に、「農業
機械化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進
機構」に改め、同条第三項中「農業機械化研究
所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改
め、同条第四項中「農業機械化研究所」を「生物
系特定産業技術研究推進機構」に、「行なう」を
「行う」に改め、同条第六項中「農業機械化研究
所」を「生物系特定産業技術研究推進機構」に改
める。

第四章を次のように改める。

第四章 生物系特定産業技術研究推進機
構の農機具の改良に関する試験
研究等の業務

(農機具の改良に関する試験研究等の業務)

第十六条 生物系特定産業技術研究推進機構
は、農業機械化の促進に資するため、農機具
の改良に関する試験研究及び調査並びに農機
具についての検査の業務を総合的かつ効率的
に行い、その試験研究及び調査の成果の普及
を図ることを目的として、次の業務を行う。

一 農業機械化の促進に資するためにする農
機具の改良に関する試験研究及び調査を行
うこと。

二 型式検査の実施等第二章の規定によりそ
の業務に属させられた事項を処理するこ
と。

三 農機具の鑑定を行うこと。

四 第一号に掲げる業務に係る成果を普及す
ること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行
うこと。
第五十六条を削る。

第五十七条中「五万円」を「二十万円」に改め、
同条を第十七条とする。

第五十八条から第六十条までを削る。

(農業機械化促進法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 旧促進法(附則第十六条の規定によりな
お効力を有する旧促進法を含む。)の規定により
した処分、手続その他の行為は、新促進法の相
当規定によりした処分、手続その他の行為とみ
なす。

第十条 附則第八条の規定の施行前(研究所につ
いては、附則第十六条の規定によりなお効力を
有する旧促進法の失効前)にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表農業機械化研究所の項を
削る。

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)
の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表農業機械化研究所の項を
削る。

(地方税法の一部改正)

第十三条 地方税法の一部を次のように改正す
る。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械
化研究所」を削る。

第七十三条の四第一項第六号の二「農業機
械化研究所」を削る。

機械化研究所が直接」を「生物系特定産業技術研究
推進機構が直接農業機械化促進法(昭和二十八
年法律第二百五十二号)第十六条第一号に規定
する業務で」に改める。

第三百四十八条第二項第二十三号の四を削
る。

第三百四十九条の三第二十七項中「農業機械
化研究所」を「生物系特定産業技術研究推進機
構」に、「第三十九条第二号」を「第十六条第一号
又は第二号」に改め、「かわらず、」の下に「同
法第十六条第一号に規定する業務の用に供する
固定資産にあつては」を加え、「とする」を「と
し、同条第二号の規定する業務の用に供する固
定資産にあつては当該固定資産に係る固定資産
税の課税標準となるべき価格の三分の一の額と
する」に改める。

第五百八十六條第二項第二十七号の四の次に
次の一号を加える。

二十七の五 生物系特定産業技術研究推進機
構が直接農業機械化促進法第十六条第一号に
規定する業務の用に供する土地で政令で
定めるもの

第七百一条の三十四第三項第十三号の次に次
の一号を加える。

十三の二 生物系特定産業技術研究推進機構
が直接農業機械化促進法第十六条第一号に
規定する業務の用に供する施設

第七百一条の四十一第一項の表の第四号の次
に次の一号を加える。

四の二 生物系特定産業技術研究推進機構が直接
農業機械化促進法第十六条第二号に規定する業
務の用に供する施設

第七百二条第二項中「第十六項」の次に、「第
二十七項」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 附則第二條第一項の規定により研究所
が解散する時までに取得され、同項の規定によ

この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同法の規定の適用については、同号中「農業機械化研究所」とあるのは「生物系特定産業技術研究推進機構」と、「第三十九条第一号」とあるのは「第十六条第一号」とする。

2 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された旧地方税法第三百四十九条の三第二十七項に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「農業機械化研究所」とあるのは「生物系特定産業技術研究推進機構」と、「第三十九条第二号」とあるのは「第十六条第二号」とする。

3 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された旧地方税法第七百二条の二第二項に規定する家屋については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋に係る同項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは、「生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第 号）附則第十三条による改正前の地方税法第三百四十八条第二項及び第三項」とする。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十五条 地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十三号）の一部を次のように改正する。
附則第十條中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。
（旧促進法等の暫定的効力等）
第十六条 研究所については、旧促進法、附則第十一條の規定による改正前の所得税法、附則第十二條の規定による改正前の法人税法、附則第十三條の規定による改正前の地方税法及び前条

る請願（第七〇八号）

第七〇八号 昭和六十一年三月十七日受理
昭和六十一年度畜産物政策価格要求実現並びに農畜産物輸入自由化枠拡大阻止等に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議会内 岡部英男
紹介議員 岩上 二郎君

畜産業を取り巻く情勢は、需要の鈍化と価格の低迷、生産資材価格の変動等により経営が安定しないので、深刻な事態に直面しており、加えて、日米、日豪交渉による牛肉の輸入枠拡大をはじめ、豚肉、ブイヤーの輸入増など不安定な状況にある。ついては、昭和六十一年度畜産物政策価格及び農畜産物輸入自由化枠の決定にあたり、畜産農家の経営安定及び畜産振興施策の確立を図るため、次の事項について措置を講ぜられたい。
一、牛肉の輸入自由化等を実施しないこと。また、乳製品、豚肉、鶏肉、肉牛の生体などの輸入については、国内の需給価格に影響を及ぼさないよう適切な輸入調整を実施すること。
二、畜産経営の改善安定のため、長期低利の経営資金の拡充を図るとともに、畜産農家の経営指導体制整備などに必要な助成措置をすること。
三、肉用牛の生産振興を図るため、肉用牛の経済肥育の推進とあわせて、子牛価格安定基金の融資財源の確保など子牛価格安定対策に必要な措置をすること。
四、生産者及び生産者団体等が価格安定を図るため取り組んでいる計画生産に対し適切な指導と援助をすること。
五、畜産物の需要拡大策の充実強化を図ること。
六、昭和六十一年度加工原料乳保証価格及び牛肉、豚肉の安定価格は、再生産と所得の確保が図れる価格を設定するとともに、加工原料乳の限度数量については最近の動向を踏まえ適正な拡大を図ること。

第二号中正誤

ベシ 段行 誤

三六 二六 いったて

第三号中正誤

ベシ 段行 誤

二六 三六 二 終わり 盲變児

正

正

盲變児